

## 1 京丹後市観光立市推進条例及び同条例施行規則

○京丹後市観光立市推進条例

平成21年3月30日  
条例第18号

### 目次

前文

第1章 総則（第1条－第7条）

第2章 基本的施策

第1節 京丹後市観光振興計画等（第8条・第9条）

第2節 魅力ある観光地の形成（第10条－第13条）

第3節 観光産業の競争力の強化及び観光の振興に寄与する人材の育成（第14条・第15条）

第4節 国際観光の振興（第16条・第17条）

第5節 観光旅行の促進のための環境の整備（第18条－第24条）

第3章 京丹後市観光立市推進会議（第25条－第28条）

第4章 雑則（第29条）

附則

本市の将来像「ひと みず みどり 歴史と文化が織りなす交流のまち」の実現に向け、観光の果たす役割はきわめて大きい。観光は、訪れる人々と地域の人々との相互理解と交流の促進や、地域における雇用の増大と農林水産業、商工業、サービス業等の幅広い分野にわたる地域経済の活性化に寄与するとともに、潤いのある豊かな生活環境の創造等を通じて市民生活の安定向上に貢献するものである。また、地域の住民が誇りと愛着を持つことのできる活力に満ちた地域社会の実現を促進し、本市の自然、歴史、文化等に関する理解を深めるものとして、将来の定住につながる交流人口の拡大にも重要な役割を担っていくものである。

本市は、国の天然記念物及び名勝指定の琴引浜をはじめ、山陰海岸国立公園及び丹後天橋立大江山国定公園に指定されている風光明媚な海岸線、近畿最大級の内山ブナ林等豊かな自然に恵まれている。さらに、府最古の木津温泉をはじめとする多くの温泉、丹後コシヒカリや間人ガニに代表される農産物・海産物など四季の味覚、古代丹後王国とも称される数々の史跡や伝説、日本一の生産量を誇る丹後ちりめん等自然、歴史及び文化のすべてにおいて多彩な観光資源を有している。

しかし、観光を取り巻く状況は、ゆとりや安らぎを求める志向等により観光旅行に対する需要の高度化、少人数による観光旅行の増加、観光圏としての広域連携、外国からの誘客等近年の観光をめぐる様々な変化への的確な対応を求めている。これらに適切に対処し、観光立市を実現するためには、山陰海岸ジオパーク等、世界的な展開ができる持続可能な地域を創造するとともに、観光をまちづくりのリーディング産業として発展させ、さらに他産業や暮らしそのものが観光資源となる、「住んでよし、訪れてよし」の魅力ある観光地を目指すことが不可欠であり、このためには、観光立市の実現に向けた基盤の整備及び環境の形成を図るとともに、広く市民が観光立市に対する理解を深め、一人ひとりがその担い手としての役割を果たすことが重要である。

ここに、市、市民、観光事業者、観光関係団体等が協働して、「観光立国推進基本法」の目的に準拠し、観光立市の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、観光立市を実現するための基本理念を定め、市の責務並びに市民、観光事業者及び観光関係団体の役割を明らかにするとともに、観光立市の実現に関する施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって活力ある地域づくり、交流人口の拡大、本市経済の持続的な発展及び市民生活の向上に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 観光事業者 主として観光旅行者を対象として事業を行う事業者その他観光に関連する事業を行う事業者をいう。
- (2) 観光関係団体 観光事業者で組織される団体並びに観光の振興を目的として観光事業者及び行政機関等で組織される団体をいう。
- (3) 旅行関連施設 宿泊施設、食事施設、案内施設その他の旅行に関連する施設をいう。

(基本理念)

第3条 観光立市の実現に関する施策は、地域における創意工夫を生かした主体的な取り組みを尊重しつつ、魅力ある観光地の形成を図るとともに、市民にとって誇りと愛着を持つことのできる豊かで活力に満ちた地域社会の形成及び潤いのある市民生活の実現のために重要であるとの認識の下に講じられなければならない。

- 2 観光立市の実現に関する施策は、観光旅行者への快適なサービスを提供できる環境を整備するとともに、地域の歴史、文化、伝統等に関する理解を深め、観光振興の担い手となる人材の育成及び地域のおもてなしの向上が図られるよう講じられなければならない。
- 3 観光立市の実現に関する施策は、観光が国際相互理解の増進とこれを通じた国際平和のために果たす役割の重要性にかんがみ、国際的視点に立って講じられなければならない。
- 4 観光立市の実現に関する施策を講じるにあたっては、観光が、市及び地域の経済社会において重要な役割を担っていることにかんがみ、市、市民、観光事業者、観光関係団体等による相互の連携が確保されるよう配慮されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）に則り、観光立市の実現に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有するものとする。

- 2 市は、前項の施策を実施するにあたっては、その効果的な実施を図るため、府及び他の自治体との広域的な連携協力を努めるものとする。
- 3 市は、市、市民、観光事業者、観光関係団体等が、相互に連携して観光の振興に関する取り組みを進められるよう総合調整を行うものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、観光立市の意義に対する理解を深め、魅力ある観光地の形成に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

- 2 市民は、地域に誇りと愛着を持ち、地域観光資源に関する知識の向上及び地域における観光の振興に関する取り組みに参画するよう努めるものとする。
- 3 市民は、地域内の生活環境の美化及び自然環境の保全に努めるとともに、観光旅行者を温かく迎え、こころのこもったおもてなしに努めるものとする。

(観光事業者の役割)

第6条 観光事業者は、基本理念に則り、事業活動を通じて観光旅行者に快適なサービス及び環境を提供するとともに、地域における他の産業と連携することにより、地域の活性化に努めるものとする。

- 2 観光事業者は、市が実施する観光立市の実現に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(観光関係団体の役割)

第7条 観光関係団体は、基本理念に則り、業界及び業種の枠を越えた連携を図りながら事業活動を行うよう努めるとともに、観光情報の発信、観光旅行者の誘致、接遇の向上など受入体制の整備等に取り組むよう努めるものとする。

2 観光関係団体は、市が実施する観光立市の実現に関する施策に協力するよう努めるものとする。

## 第2章 基本的施策

### 第1節 京丹後市観光振興計画等

#### (京丹後市観光振興計画)

第8条 市長は、観光立市の実現に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、京丹後市観光振興計画（以下「振興計画」という。）を定めなければならない。

2 振興計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 観光立市の実現に関する施策についての基本的な方針

(2) 観光立市の実現に関する目標

(3) 観光立市の実現に関し、市が総合的かつ計画的に講じるべき施策

(4) 前3号に掲げるもののほか、観光立市の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、振興計画を定めるにあたっては、あらかじめ、市民等の意見が反映されるよう必要な措置を講じるものとする。

4 市長は、振興計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、振興計画の変更について準用する。

#### (財政上の措置)

第9条 市は、観光立市の実現に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じよう努めるものとする。

### 第2節 魅力ある観光地の形成

#### (競争力の高い魅力ある観光地の形成)

第10条 市は、競争力の高い魅力ある観光地の形成を図るため、観光事業者その他の関係者との連携による観光地の特性を生かした良質なサービスの提供の確保並びに旅行関連施設及び公共施設の整備等に必要な施策を講じるものとする。

#### (観光資源の活用による魅力ある観光地の形成)

第11条 市は、観光資源の活用による地域の特性を生かした魅力ある観光地の形成を図るため、史跡、名勝、天然記念物等の文化財、歴史的風土、優れた自然の風景地、良好な景観、温泉、四季の味覚その他文化、産業等に関する観光資源の保護、育成及び開発に必要な施策を講じるものとする。

#### (世界的な展開ができる持続可能な観光地の形成)

第12条 市は、山陰海岸ジオパークの推進等、世界的な展開ができる持続可能な観光地の形成を図るため、貴重な地質遺産の保全、観光旅行への活用に必要な施策を講じるものとする。

#### (観光旅行者の来訪の促進に必要な交通施設等の総合的な整備)

第13条 市は、観光旅行者の来訪の促進に必要な交通施設の総合的な整備を図るため、道路、駐車場その他の観光の基盤となる交通施設の整備等に必要な施策を講じるものとする。

### 第3節 観光産業の競争力の強化及び観光の振興に寄与する人材の育成

#### (観光産業の競争力の強化)

第14条 市は、観光産業の競争力の強化を図るため、観光事業者相互の有機的な連携の促進、観光旅行者の需要の高度化及び観光旅行の形態の多様化に対応したサービスの提供の確保、他産業との連携の促進等に必要な施策を講じるものとする。

#### (観光の振興に寄与する人材の育成)

第15条 市は、観光の振興に寄与する人材の育成を図るため、観光事業に従事する者等の知識及び能力の向上、地域の固有の文化、歴史等に関する知識の普及の促進等に必要な施策を講じるものとする。

#### 第4節 国際観光の振興

(外国人観光旅行者の来訪の促進)

第16条 市は、外国人観光旅行者の来訪の促進による国際観光の振興を図るため、本市の自然、文化、伝統等を生かした海外における観光宣伝活動の重点的かつ効果的な実施、地域内における交通、宿泊その他の観光旅行に関する情報の提供、通訳案内のサービスの向上その他外国人観光旅行者の受入れ体制の確保等に必要な施策を講じるものとする。

(国際相互交流の促進)

第17条 市は、友好都市との国際交流等を通じて、観光分野における国際相互交流の促進に必要な施策を講じるものとする。

#### 第5節 観光旅行の促進のための環境の整備

(観光旅行者の本市への来訪の促進)

第18条 市は、観光旅行者の本市への来訪の促進を図るため、地域内の観光地に関する広報宣伝活動及び観光情報の提供を行うとともに、市内外における広域的に連携した観光の振興に関する取り組みなど必要な施策を講じるものとする。

(観光旅行者に対する接遇の向上)

第19条 市は、観光旅行者に対する接遇の向上を図るため、接遇に関する教育の機会の提供、旅行関連施設の整備、自然、歴史、文化、産業等に関する観光資源の紹介の強化、地域の特色を生かした魅力ある商品の開発等に必要な施策を講じるものとする。

(観光旅行者の利便の増進)

第20条 市は、観光旅行者の利便の増進のため、高齢者、障害者、外国人等が円滑に利用できる旅行関連施設及び公共施設の整備並びにこれらの利便性の向上等に必要な施策を講じるものとする。

(観光旅行の安全の確保)

第21条 市は、観光旅行の安全の確保を図るため、観光地における事故、災害等の発生の状況に関する情報の提供、観光旅行における事故の発生の防止等に必要な施策を講じるものとする。

(新たな観光旅行への対応)

第22条 市は、新たな観光旅行の分野の開拓を図るための自然、文化、環境、産業等に関する体験活動等を目的とする観光旅行、心身の健康の保持増進のための観光旅行、その他多様な観光旅行の形態に対応するための必要な施策を講じるものとする。

(観光地における環境及び良好な景観の保全)

第23条 市は、観光地における環境の保全を図るため、観光旅行者による自然体験活動を通じた環境の保全に対する理解の増進及び観光旅行者のモラル向上に必要な施策を講じるものとする。

2 市は、観光地における良好な景観の保全を図るため、街並み景観の保全、屋外広告物に関する制限等に必要な施策を講じるものとする。

(広報等)

第24条 市は、市民の観光立市に対する意識の高揚、もてなしの心の醸成及び地域における観光の振興に関する取り組みへの参画を促進するため、広報、啓発及び情報の提供に努めるものとする。

#### 第3章 京丹後市観光立市推進会議

(観光立市推進会議の設置)

第25条 市は、振興計画について審議し、及びその実施を推進するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、京丹後市観光立市推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(組織等)

第26条 推進会議は、委員30人以内をもって組織する。

2 委員は、観光事業者、観光関係団体及び各種団体の代表者、観光に関する有識者、関係行政機関の職員その他市長が必要と認める者のうちから、市長が任命する。

3 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第27条 推進会議に会長1人及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第28条 推進会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 推進会議の会議は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ開くことができない。

3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### 第4章 雑則

(委任)

第29条 この条例に定めるもののほか、この条例について必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

### ○京丹後市観光立市推進条例施行規則

平成29年7月4日

規則第27号

(趣旨)

第1条 この規則は、京丹後市観光立市推進条例（平成21年京丹後市条例第18号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(検討部会の設置)

第2条 条例第25条に規定する京丹後市観光立市推進会議（以下「推進会議」という。）の会長は、推進会議において京丹後市観光振興計画の策定、見直し等の重要課題を審議するに当たり、当該審議に係る方針、その進め方及び審議内容に関し事前の検討を行うため、推進会議に検討部会を置くものとする。

(検討部会の構成等)

第3条 検討部会は、推進会議の会長及び委員7人以内をもって構成する。

2 検討部会の代表は、推進会議の会長（以下「会長」という。）がこれに当たる。

3 検討部会の委員は、推進会議の副会長及び推進会議の委員の中から会長が指名する者とする。

4 検討部会の委員の任期は、推進会議の委員の任期とする。

(検討部会の会議)

第4条 検討部会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、検討部会の会議に検討部会の委員以外の者を出席させ、意見を聴き又は資料の提出を求めることができる。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、観光立市の推進に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この規則は、平成29年7月4日から施行する。

## 2 計画策定の経緯

### (1) 京丹後市観光立市推進会議委員名簿

任期：平成27年度から29年度

※敬称略

区分	選出団体等	氏名	会議役職 ※=検討部会委員
観光団体等	(一社)京都府北部地域連携都市圏振興社京丹後地域本部	長濱 孝次	副会長(※)
	NPO法人まちづくりサポートセンター	尾江 敏孝	
	京丹後宿おかみさんの会	宮田 知美	
	京丹後市ジオパークネットワーク推進会	中江 忠宏	
	「海の京都」京丹後市実践会議	堀 正実	
関係団体	京丹後市商工会 観光業部会	坂本 忠典	※
	丹後織物工業組合	安田 智幸	
	京丹後市きもの交流会	西途 陽子	
	京丹後市農山漁村体験型旅行協議会	由利 進	
	産直組合京たんご	吉岡 義隆	
	京丹後市国際交流協会	藤村 益弘	
	京丹後市海業振興協議会	和田 達典	
	公益財団法人丹後地域地場産業振興センター	梅田 哲也	
観光施設等	道の駅てんきてんき丹後(株式会社テンキテンキ村)	中江 英雄	
	道の駅丹後王国食のみやこ(株式会社丹後王国)	渡邊 秀信	※
	道の駅くみはまSANKAIKAN(株式会社久美浜縣)	中岡 耕二	
観光業者	株式会社浜観	西谷 進	
	夕日ヶ浦観光有限公司	坂本 忠典	※
	近畿日本ツーリスト株式会社	細川比呂志	※
	株式会社リクルートライフスタイル	畑中亜希子	
	WILLER TRAINS株式会社	寒竹 聖一	
	丹後海陸交通株式会社	安達 幸三	
有識者	嵯峨美術大学芸術学部デザイン学科	坂上 英彦	会長(※)
	社会福祉法人みねやま福祉会	櫛田 啓	
	児童養護施設 峰山乳児院付設幼児寮		
	ファームガーデン空詩土	野村加奈子	

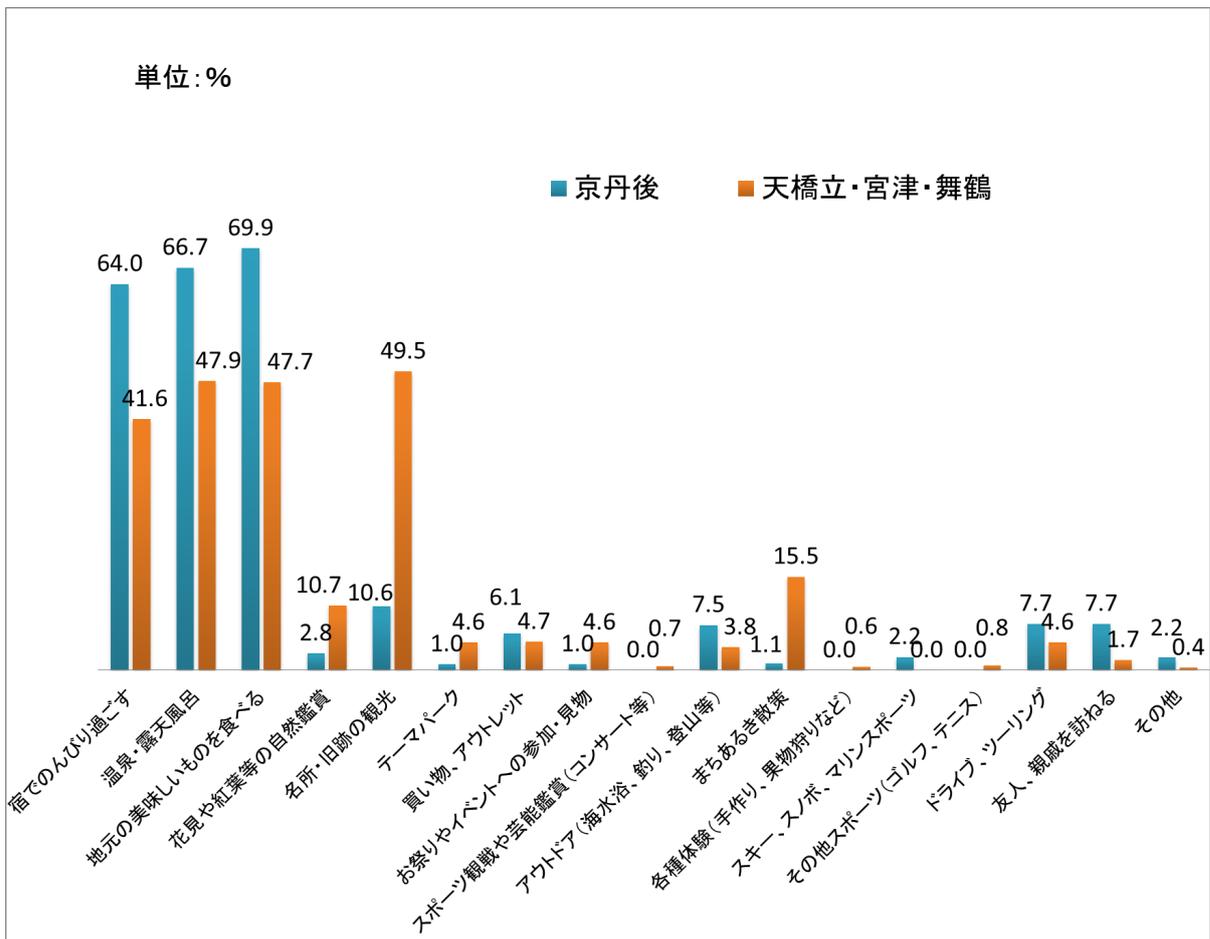
(2) 検討経緯

計画検討会議等	
平成28年10月28日	京丹後市観光立市推進会議 平成28年度第2回全体会議
平成28年12月12日	京丹後市観光立市推進会議 平成28年度第1回統括部会
平成29年 2月28日	京丹後市観光立市推進会議 平成28年度第2回統括部会
平成29年 3月28日	京丹後市観光立市推進会議 平成28年度第3回統括部会
平成29年 2月23日	地域別計画意見聴取会 市観光協会網野町支部
平成29年 2月24日	地域別計画意見聴取会 市観光協会久美浜町支部
平成29年 3月 1日	地域別計画意見聴取会 市観光協会丹後町支部
平成29年 3月 2日	地域別計画意見聴取会 市観光協会峰山町支部、弥栄町支部
平成29年 3月15日	地域別計画意見聴取会 市観光協会大宮町支部
平成29年 7月 4日	京丹後市観光立市推進会議 平成29年度第1回検討部会
平成29年 7月25日	京丹後市観光立市推進会議 平成29年度第1回全体会議
平成29年 8月24日	京丹後市観光立市推進会議 平成29年度第2回検討部会
平成29年 9月12日	市観光協会理事会・支部長会 意見聴取
平成29年 9月26日	京丹後市議会産業建設常任委員会 計画案説明
平成29年 9月28日	京丹後市ジオパークネットワーク推進会幹事会 意見聴取
平成29年10月25日	美食観光のまちづくりワークショップ 意見聴取
平成29年10月27日	京丹後市観光立市推進会議 平成29年度第2回全体会議

市民意見募集	
平成29年 2月	観光振興に関する市民意見募集 (2/16~3/17)
平成29年 8月	第3次観光振興計画案に関する市民意見募集 (8/30~9/29)
平成29年11月	パブリックコメントの実施

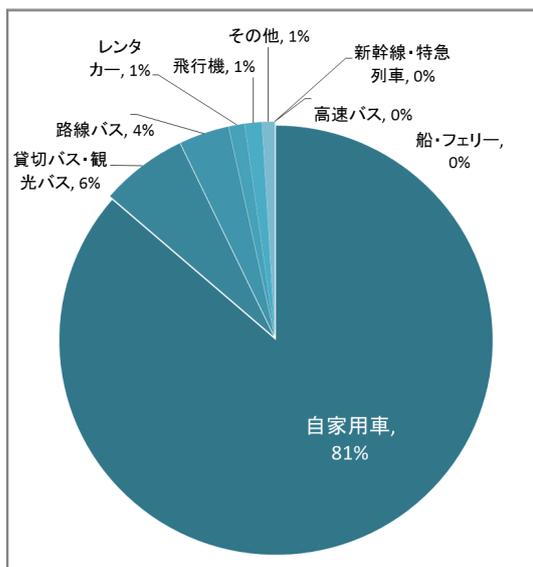
### 3 観光の現状データ

図一30 宿泊旅行の目的



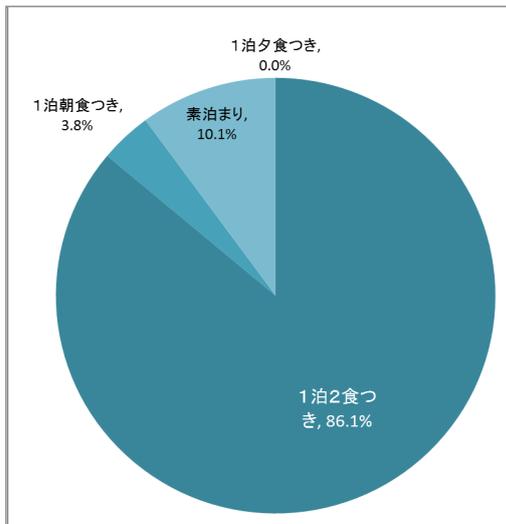
※出典：じゃらんリサーチセンター「じゃらん宿泊旅行調査 2016」

図一31 宿泊旅行の一次交通（京丹後）



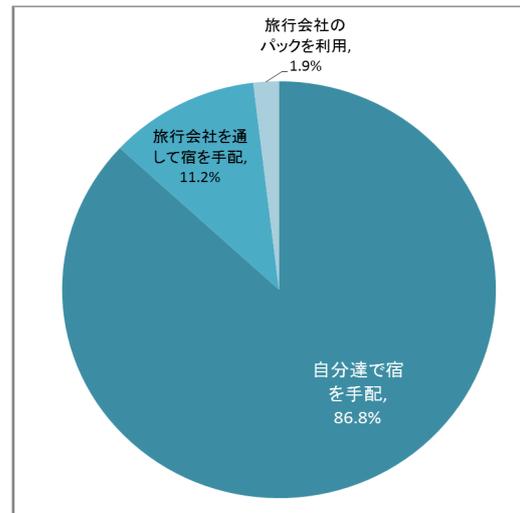
※出典：じゃらんリサーチセンター「じゃらん宿泊旅行調査 2016」

図-32 宿泊のタイプ（京丹後）



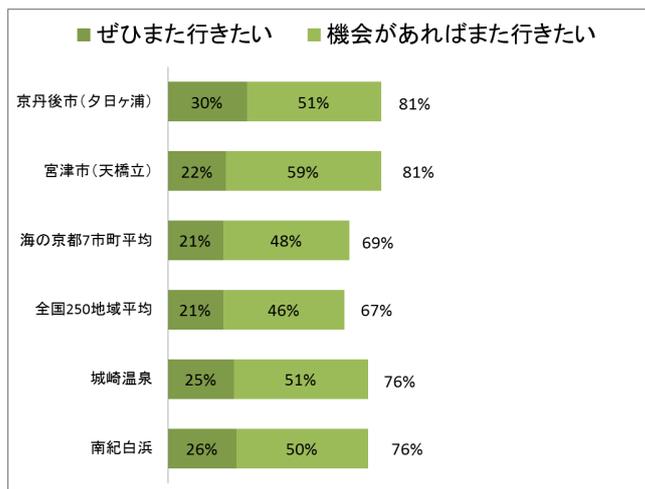
※出典：じゃらんリサーチセンター  
「じゃらん宿泊旅行調査 2016」

図-33 宿泊の手配手法（京丹後）



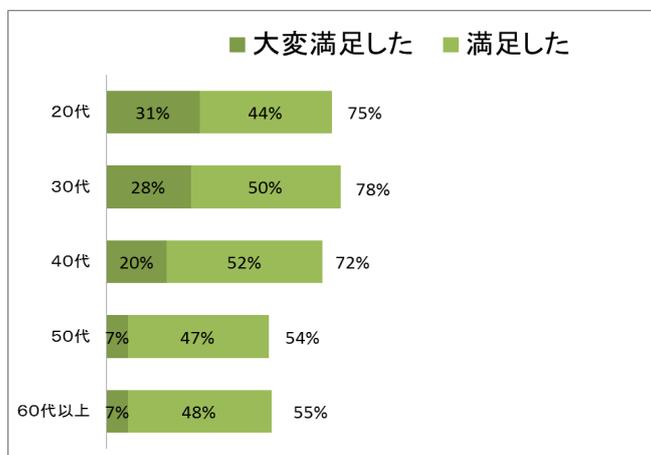
※出典：じゃらんリサーチセンター  
「じゃらん宿泊旅行調査 2016」

図-34 再来訪の意向



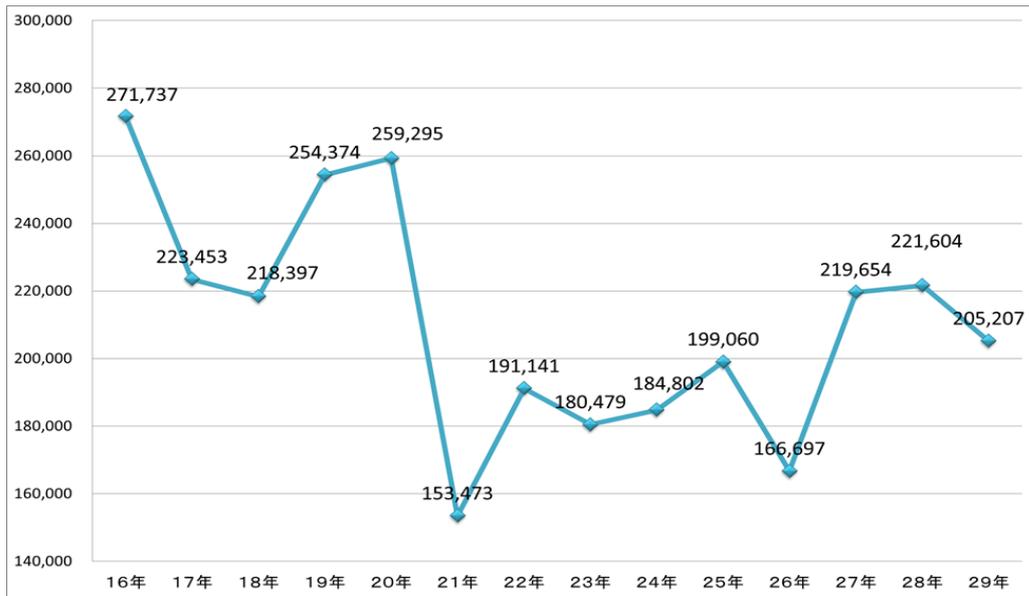
※出典：「海の京都」観光地域づくり戦略マーケティング調査（2017.3）

図-35 京丹後市への来訪者のトータル満足度（年齢別）



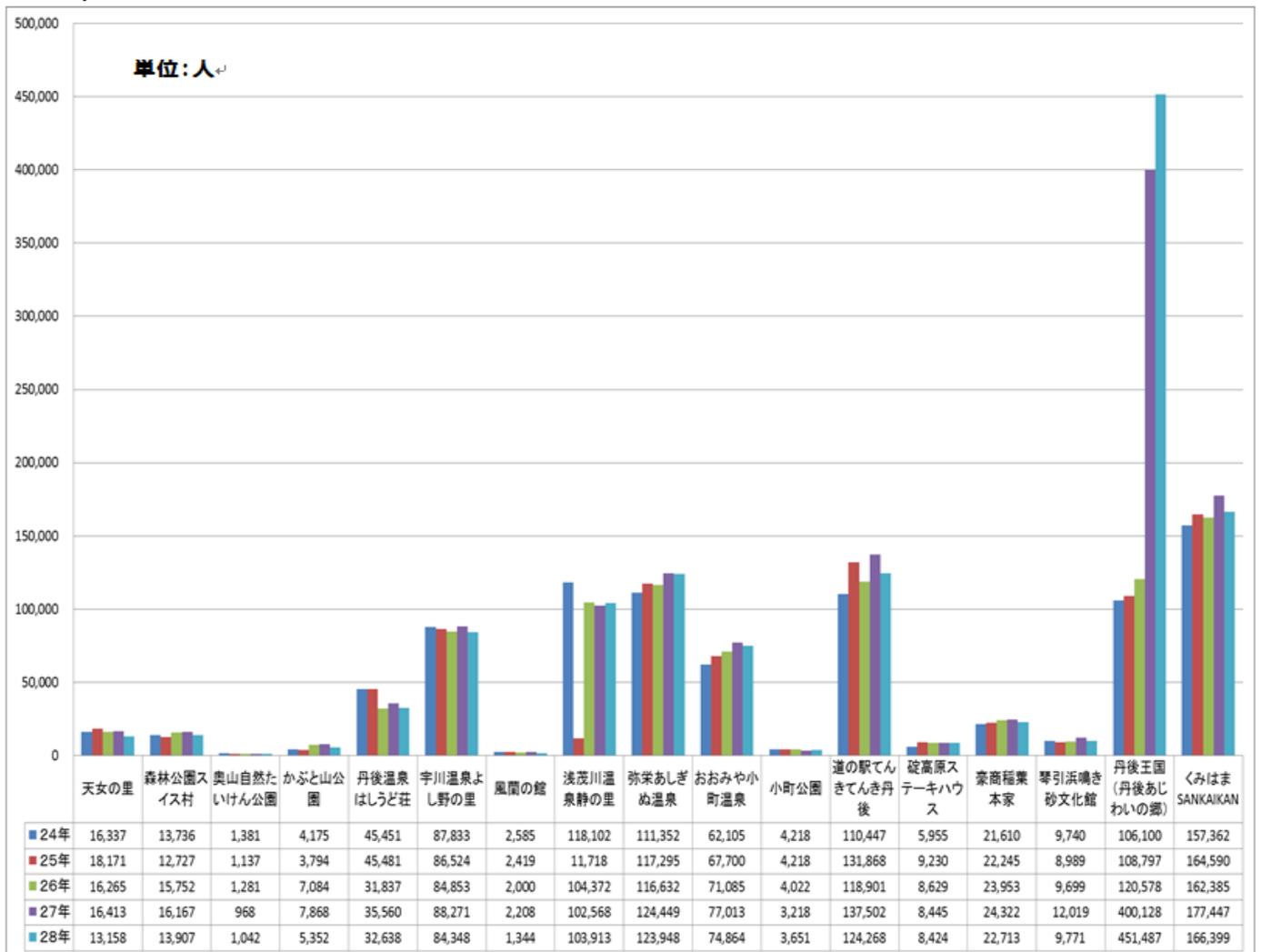
※出典：「海の京都」観光地域づくり戦略マーケティング調査（2017.3）

図—36 京丹後市内海水浴場入込客数の推移（全海水浴場）



※出典：京丹後市観光振興課

図—37 京丹後市内主要観光施設利用者数の推移（平成24年～28年）



※出典：京丹後市観光振興課

図-38 京丹後市内宿泊施設数と収容人数

※平成29年11月現在

★＝町別比較で最多

		ホテル	旅館	民宿	その他	計
網野町	施設数	2	★45	24	1	★72
	収容人数	124	★2,828	849	37	★3,838
丹後町	施設数	0	7	15	★5	27
	収容人数	0	328	483	★278	1,089
久美浜町	施設数	★3	14	★48	4	69
	収容人数	266	735	★1,561	103	2,665
峰山町	施設数	★3	2	0	1	6
	収容人数	★514	68	0	24	606
大宮町	施設数	1	1	0	0	2
	収容人数	71	30	0	0	101
弥栄町	施設数	1	0	0	3	4
	収容人数	70	0	0	131	201
合計	施設数	10	69	87	14	180
	収容人数	1,045	3,989	2,893	573	8,500

※出典：京丹後市観光協会、京丹後市

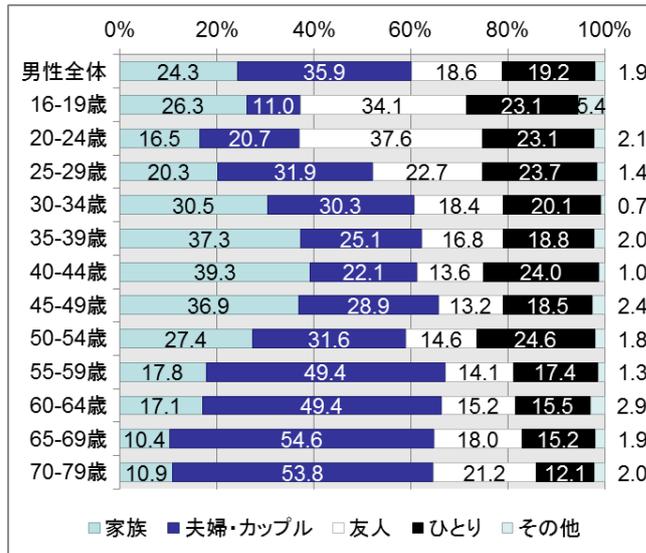
図-39 年齢別・目的別述べ宿泊・日帰り旅行者数（平成27年）

年齢	宿泊旅行 全体				日帰り旅行			
		観光・レクリ エーション	帰省・知人訪問 等	出張・業務		観光・レクリ エーション	帰省・知人訪問 等	出張・業務
9歳以下	26,657	13,579	13,067	-	21,246	16,498	4,748	-
10代	21,867	15,136	6,132	598	14,569	12,125	2,351	93
20代	39,791	23,436	11,593	4,761	32,183	24,650	3,950	3,583
30代	49,842	21,973	15,939	11,930	39,554	23,944	5,371	10,239
40代	53,460	24,751	12,790	15,919	49,041	28,250	5,321	15,471
50代	46,707	21,335	11,545	13,828	51,664	28,149	6,871	16,644
60代	42,810	26,830	9,641	6,339	44,854	30,621	7,093	7,139
70代	24,442	19,117	4,805	520	29,584	22,521	5,262	1,802
80代以上	7,409	5,532	1,747	131	9,035	6,944	1,857	235

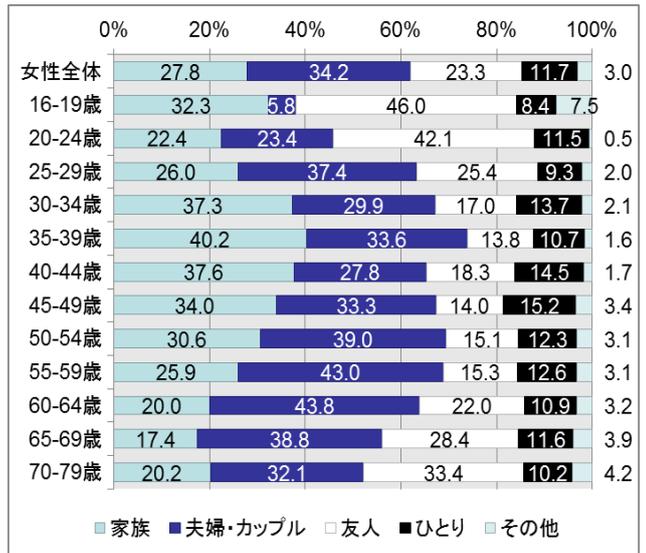
※出典：JTB総合研究所（観光庁「旅行・観光消費動向調査」

図一40 国内旅行における年代別旅行同行者

<男性>

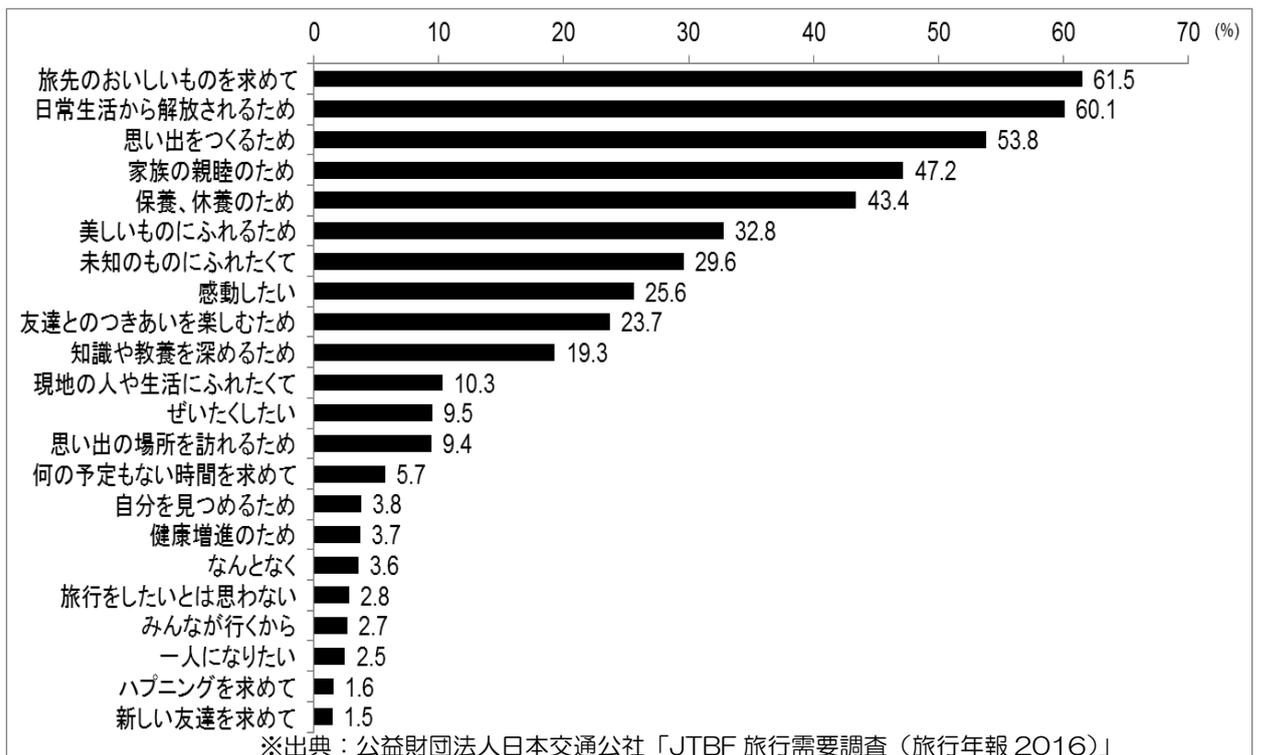


<女性>



※出典：公益財団法人日本交通公社「JTBF 旅行実態調査（旅行年報 2016）」

図一41 旅行の動機



※出典：公益財団法人日本交通公社「JTBF 旅行需要調査（旅行年報 2016）」

図-42 行ってみたい旅行タイプ

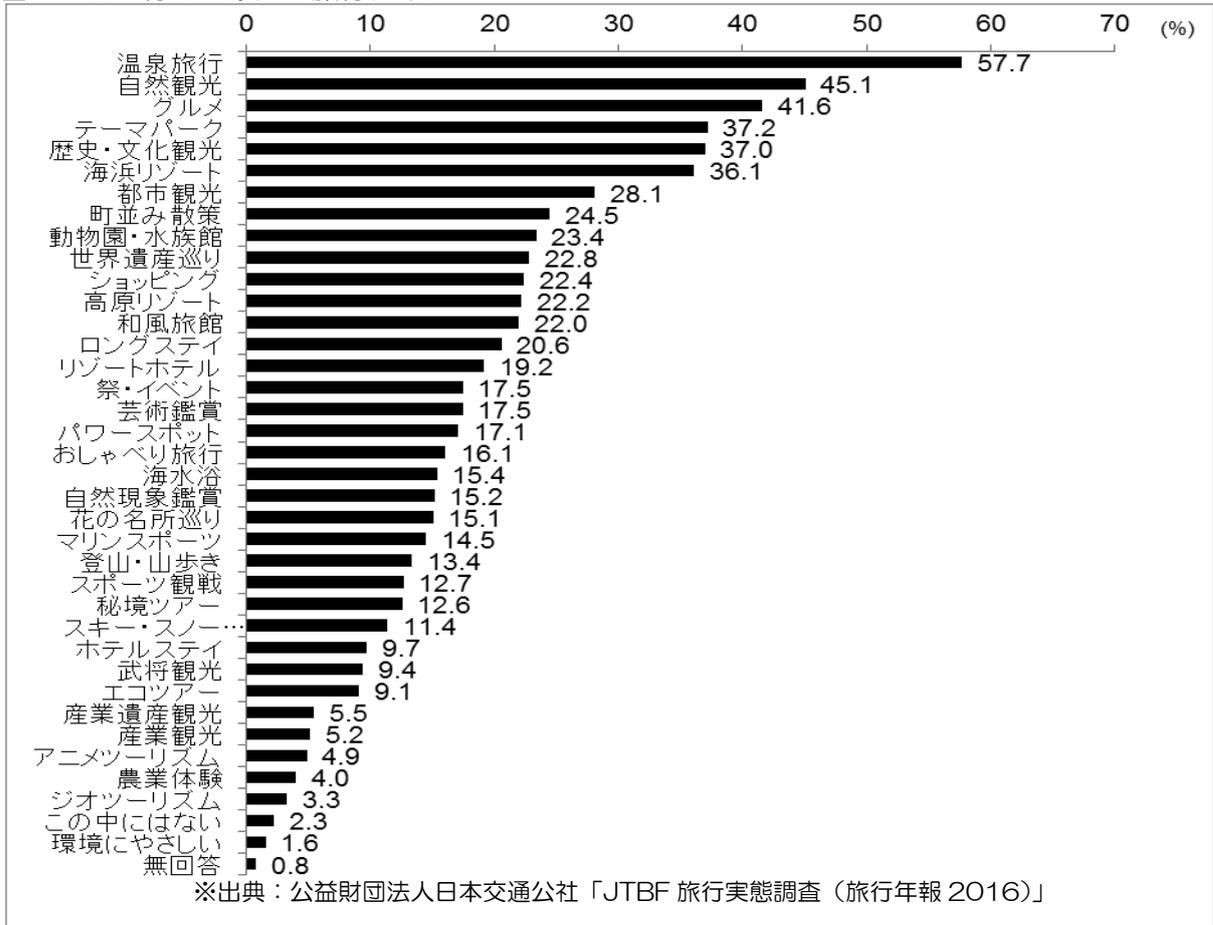
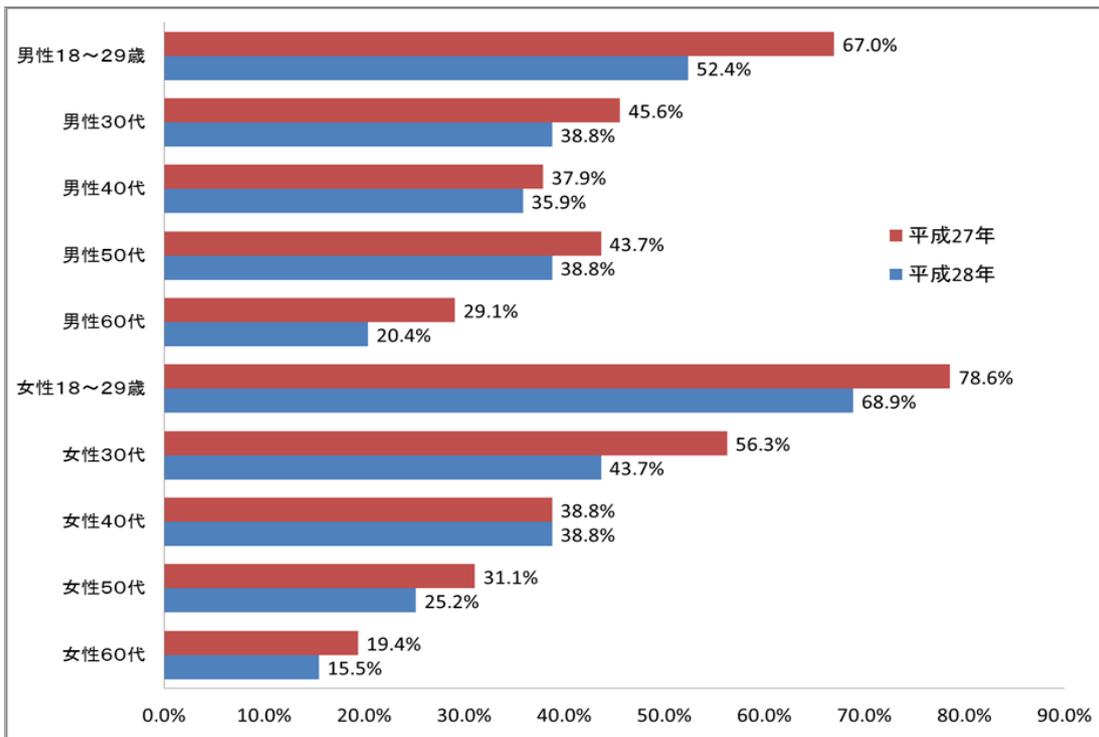
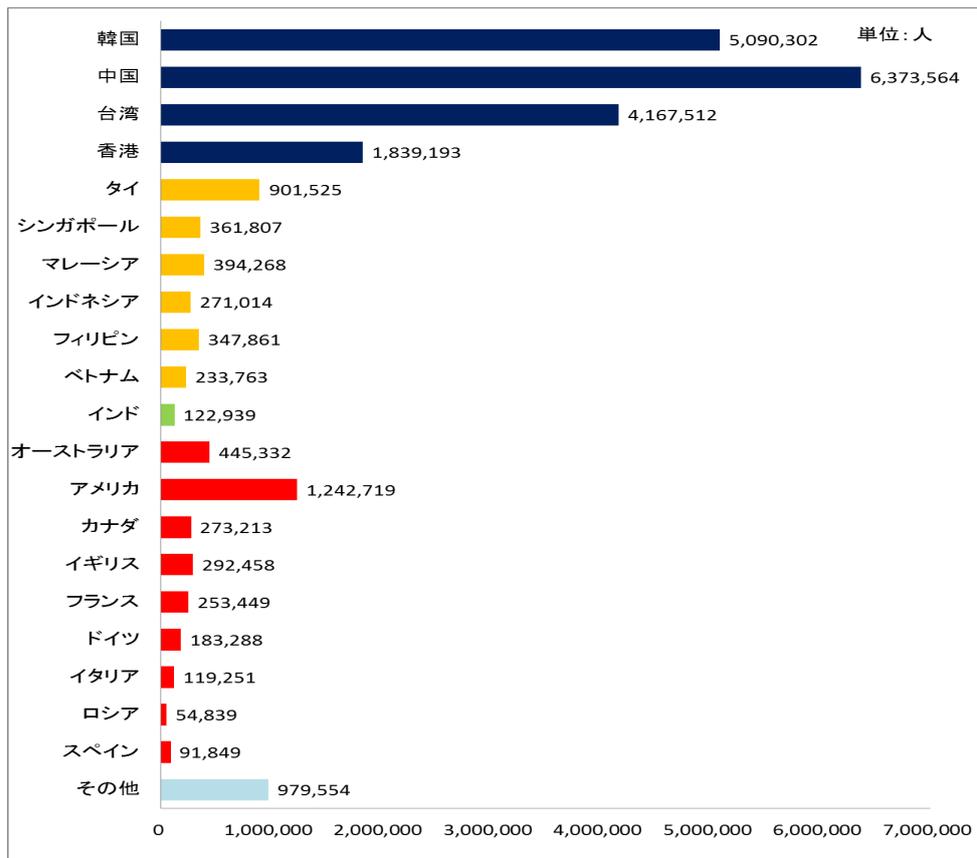


図-43 性年齢別にみたスマートフォンで「SNSをよく利用する」割合の推移



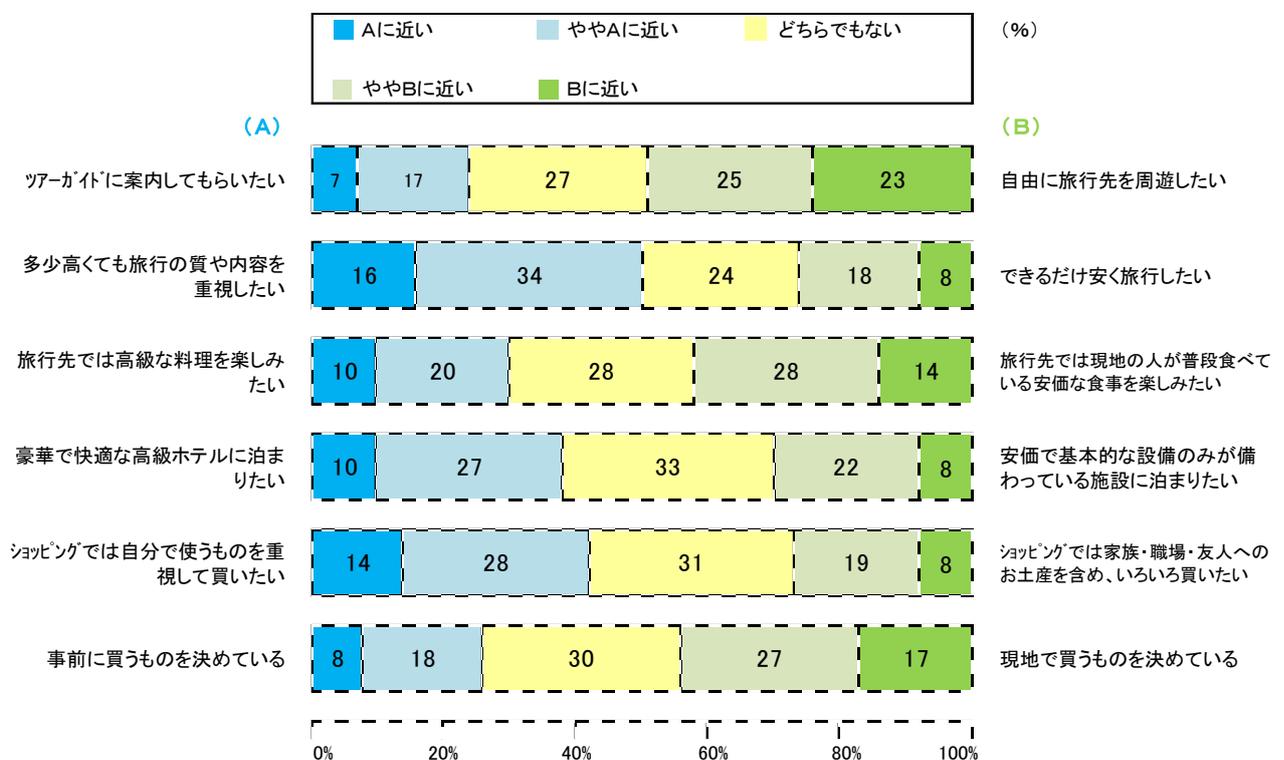
※出典：JTB総合研究所（スマートフォンの利用と旅行消費に関する調査「2016年」）

図-44 国・地域別訪日外国人旅行者数（平成28年）



※出典：日本政府観光局JNTO

図-45 訪日外国人が望む旅行スタイル



※出典：JTB総合研究所（DBJ・JTBF「アジア・欧米豪訪日外国人旅行者の意向調査（H28年版）」）

図-4.6 訪日外国人が日本旅行をしたいと考えたきっかけ（複数回答、上位10項目）

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
全体	日本の自然や風景に関心があるから (54%)	日本食に関心があるから (51%)	日本の文化・歴史に関心があるから (46%)	日本の温泉に関心があるから (43%)	治安が良いから (38%)	日本でのショッピングに関心があるから (34%)	日本の世界遺産に関心があるから (32%)	日本人のライフスタイルに関心があるから (32%)	日本の鉄道に関心があるから (22%)	日本のファッション、ゲーム、アニメに関心があるから (21%)
アジア全体	自然や風景 (55%)	日本食 (53%)	温泉 (49%)	文化・歴史/治安が良い (41%)		ショッピング (40%)	世界遺産 (31%)	ライフスタイル (29%)	鉄道 (25%)	ファッション、ゲーム、アニメ (23%)
韓国	温泉 (46%)	日本食 (45%)	渡航時間が短い (41%)	自然や風景 (36%)	治安が良い (25%)	ショッピング (24%)	文化・歴史 (23%)	直行便 (20%)	家族や友人等の勧め (18%)	ライフスタイル (16%)
中国	自然や風景 (55%)	温泉 (49%)	日本食/ショッピング (46%)		治安が良い (37%)	文化・歴史 (37%)	ファッション、ゲーム、アニメ (29%)	世界遺産 (24%)	渡航時間が短い (22%)	ライフスタイル (21%)
台湾	自然や風景/日本食/温泉 (49%)			治安が良い/ショッピング (45%)		文化・歴史 (43%)	世界遺産/直行便 (27%)		価格が安い (21%)	ライフスタイル/渡航時間が短い (20%)
香港	日本食 (58%)	自然や風景/温泉 (49%)		ショッピング (44%)	治安が良い (39%)	文化・歴史 (35%)	世界遺産 (28%)	ファッション、ゲーム、アニメ (25%)	ライフスタイル (22%)	直行便 (20%)
タイ	日本食 (60%)	自然や風景 (57%)	温泉 (50%)	治安が良い (49%)	文化・歴史 (45%)	ショッピング (44%)	世界遺産 (42%)	鉄道 (41%)	ライフスタイル (40%)	Kawaii文化 (34%)
シンガポール	日本食 (61%)	自然や風景 (56%)	温泉 (46%)	治安が良い (43%)	ショッピング (40%)	文化・歴史 (38%)	ライフスタイル (30%)	世界遺産 (26%)	直行便 (23%)	Kawaii文化 (20%)
マレーシア	自然や風景 (70%)	日本食/温泉 (53%)		治安が良い (48%)	文化・歴史 (46%)	ライフスタイル (43%)	世界遺産 (40%)	科学・技術 (34%)	ショッピング (33%)	鉄道/LCC便 (32%)
インドネシア	自然や風景 (68%)	文化・歴史 (60%)	日本食/鉄道 (51%)		世界遺産 (47%)	温泉/科学・技術 (46%)		ライフスタイル (40%)	治安が良い (36%)	ショッピング (34%)
欧米豪全体	文化・歴史 (59%)	自然や風景 (51%)	日本食 (46%)	ライフスタイル (38%)	世界遺産 (36%)	治安が良い (29%)	温泉 (25%)	家族や友人等の勧め (19%)	科学・技術 (18%)	ショッピング (17%)
アメリカ	文化・歴史 (58%)	自然や風景 (51%)	日本食 (48%)	ライフスタイル (33%)	世界遺産 (32%)	治安が良い (28%)	温泉 (23%)	家族や友人等の勧め (22%)	ファッション、ゲーム、アニメ (18%)	ショッピング (17%)
オーストラリア	文化・歴史 (48%)	日本食 (47%)	自然や風景 (43%)	ライフスタイル (34%)	治安が良い/世界遺産 (33%)		温泉 (31%)	鉄道 (22%)	ショッピング (19%)	家族や友人等の勧め (18%)
イギリス	文化・歴史 (63%)	自然や風景 (54%)	日本食 (39%)	世界遺産 (38%)	ライフスタイル (36%)	治安が良い (26%)	科学・技術 (23%)	温泉 (19%)	鉄道 (18%)	家族や友人等の勧め (16%)
フランス	文化・歴史 (66%)	自然や風景 (56%)	日本食/ライフスタイル (50%)		世界遺産 (42%)	温泉/治安が良い (29%)		ファッション、ゲーム、アニメ (20%)	Kawaii文化/家族や友人等の勧め (19%)	

※出典：JTB総合研究所(DBJ・JTBF「アジア・欧米豪訪日外国人旅行者の意向調査(H28年版)」)

図-47 行ってみたい日本の観光地のイメージ（複数回答、上位10項目）

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
全体	富士山 (70%)	温泉 (66%)	日本的な街 並み (66%)	桜 (65%)	城 (59%)	日本旅館 (58%)	新幹線 (53%)	日本庭園 (52%)	神社仏閣 (51%)	紅葉 (50%)
アジア全体	温泉/桜 (71%)		富士山 (70%)	日本的な街 並み (68%)	日本旅館 (62%)	雪景色 (58%)	新幹線/紅葉 (56%)		城 (54%)	テーマパーク (50%)
韓国	温泉 (78%)	日本的な街 並み (63%)	日本旅館 (57%)	富士山 (51%)	雪景色 (48%)	テーマパーク (44%)	桜 (43%)	城 (42%)	祭り (40%)	新幹線 (38%)
中国	温泉 (73%)	富士山/桜 (72%)		日本的な街 並み (59%)	ショッピングモール (56%)	日本旅館 (56%)	テーマパーク (54%)	海 (48%)	百貨店 (デパート地下) (46%)	日本庭園 (45%)
台湾	日本的な街 並み (76%)	温泉/桜 (73%)		富士山 (69%)	日本旅館 (66%)	新幹線 (61%)	城 (60%)	神社仏閣/雪景色 (58%)		紅葉/テーマ パーク (54%)
香港	温泉 (71%)	桜 (70%)	日本的な街 並み (69%)	紅葉 (68%)	富士山 (64%)	雪景色 (62%)	日本旅館 (59%)	百貨店(デパート地下)/スーパ ーマーケット(コンビニ) (55%)		テーマパーク (53%)
タイ	富士山 (79%)	桜 (75%)	温泉 (73%)	日本的な街 並み (69%)	城 (66%)	紅葉 (66%)	日本旅館/雪景色 (63%)		新幹線 (61%)	神社仏閣 (58%)
シンガポール	桜 (76%)	富士山 (74%)	温泉 (72%)	日本的な街 並み (71%)	紅葉 (68%)	日本旅館 (65%)	雪景色 (63%)	新幹線 (61%)	城 (60%)	ショッピングモール (49%)
マレーシア	富士山/桜 (80%)		紅葉 (74%)	温泉/日本的な街並み (71%)		日本旅館/雪景色 (65%)		新幹線 (64%)	城 (62%)	日本庭園/ テーマパーク (55%)
インドネシア	桜 (80%)	新幹線 (74%)	富士山 (70%)	日本的な街 並み (68%)	日本旅館 (66%)	雪景色 (64%)	紅葉 (62%)	日本庭園 (61%)	温泉 (60%)	城 (50%)
欧米豪全体	富士山/城 (69%)		日本庭園 (63%)	神社仏閣 (62%)	日本的な街 並み (60%)	温泉/桜 (55%)		島々の風景 (53%)	日本旅館 (50%)	新幹線/山岳 (47%)
アメリカ	城 (74%)	富士山 (71%)	日本庭園 (66%)	神社仏閣 (61%)	日本的な街 並み (57%)	桜 (57%)	温泉/島々の風景 (54%)		祭り/山岳 (51%)	
オーストラリア	富士山 (68%)	城 (66%)	桜 (62%)	新幹線 (61%)	日本庭園 (59%)	日本的な街 並み (57%)	温泉 (56%)	神社仏閣 (54%)	日本旅館 (51%)	紅葉 (48%)
イギリス	城 (70%)	富士山 (66%)	神社仏閣 (61%)	日本庭園 (60%)	日本的な街 並み (58%)	温泉 (53%)	新幹線/島々の風景 (52%)		鉄道 (50%)	日本旅館/海 (49%)
フランス	神社仏閣 (72%)	富士山 (71%)	日本的な街並み/日本庭園 (69%)		城 (65%)	島々の風景 (65%)	温泉 (57%)	桜 (54%)	日本旅館 (53%)	祭り (48%)

※出典：JTB総合研究所（DBJ・JTBF「アジア・欧米豪訪日外国人旅行者の意向調査（H28年版）」）

図-48 日本旅行において希望する旅行スタイル

希望する日本旅行の旅行形態

回答者→	全体	アジア全体									欧米豪全体				
			韓国	中国	台湾	香港	タイ	シンガポール	マレーシア	インドネシア		アメリカ	オーストラリア	イギリス	フランス
サンプル数	3,164	2,320	179	309	358	338	286	289	292	269	844	195	224	228	197
ガイド付きパック旅行 (自由行動日なし)	22%	24%	13%	25%	30%	18%	20%	15%	23%	39%	17%	16%	17%	16%	18%
ガイド付きパック旅行 (自由行動日あり)	20%	22%	17%	21%	24%	9%	23%	20%	34%	26%	17%	17%	14%	16%	21%
航空券とホテルのみが セットになったパック旅行	22%	23%	31%	28%	22%	30%	27%	18%	12%	14%	19%	19%	15%	21%	23%
航空券とホテルを個別に 手配	33%	29%	31%	24%	22%	42%	20%	45%	27%	20%	43%	44%	50%	44%	34%
航空券のみを出発前に手配 (宿泊先は現地を手配)	3%	3%	8%	3%	3%	1%	3%	2%	4%	1%	4%	4%	4%	3%	4%

希望する日本旅行の旅行形態

回答者→	全体	アジア全体									欧米豪全体				
			韓国	中国	台湾	香港	タイ	シンガポール	マレーシア	インドネシア		アメリカ	オーストラリア	イギリス	フランス
サンプル数	3,164	2,320	179	309	358	338	286	289	292	269	844	195	224	228	197
平均滞在日数(日)	9.1	7.7	5.0	7.8	6.4	7.9	7.4	9.1	9.4	8.2	13.0	10.4	13.0	13.2	15.3
1～3日	3%	3%	25%	2%	1%	1%	5%	0%	0%	2%	0%	1%	0%	0%	0%
4～5日	23%	29%	54%	36%	48%	30%	34%	11%	12%	21%	5%	15%	3%	3%	2%
6～7日	30%	36%	17%	40%	39%	44%	35%	30%	30%	43%	15%	26%	16%	11%	7%
8～9日	6%	7%	0%	9%	6%	7%	5%	13%	14%	3%	3%	6%	3%	3%	2%
10日以上	38%	24%	4%	24%	6%	19%	22%	45%	43%	31%	77%	55%	79%	83%	89%

日本旅行で、あなたがお金をかけたいもの

回答者→	全体	アジア全体									欧米豪全体				
			韓国	中国	台湾	香港	タイ	シンガポール	マレーシア	インドネシア		アメリカ	オーストラリア	イギリス	フランス
サンプル数	3,164	2,320	179	309	358	338	286	289	292	269	844	195	224	228	197
宿泊施設	15%	11%	12%	13%	13%	10%	5%	12%	11%	10%	26%	15%	27%	30%	31%
食事	32%	36%	42%	17%	44%	49%	40%	44%	34%	17%	22%	30%	21%	18%	20%
買い物	19%	22%	18%	38%	20%	21%	26%	16%	15%	17%	10%	10%	12%	8%	11%
観光・レジャー(遊園地やテーマパーク、景勝地、ゴルフスキーなど)	34%	31%	28%	32%	23%	20%	29%	28%	39%	56%	41%	45%	40%	44%	37%
その他	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	1%	0%	1%	1%	0%	0%	2%

図-49 日本の地方観光地の訪問経験有無及び今後の訪問意向  
希望する日本旅行の旅行形態

回答者→	全体	アジア全体									欧米豪全体					
		韓国	中国	台湾	香港	タイ	シンガポール	マレーシア	インドネシア	アメリカ	オーストラリア	イギリス	フランス			
サンプル数	2,545	2,241	311	358	380	388	310	221	131	142	304	76	111	57	60	
地方訪問経験あり	以前も旅行したことがあり、今後もぜひ旅行したい	38%	38%	24%	37%	35%	45%	46%	34%	38%	42%	38%	32%	31%	42%	55%
	以前も旅行したことがあり、今後も機会があれば旅行したい	31%	32%	33%	34%	36%	26%	29%	32%	33%	31%	28%	36%	29%	25%	18%
	以前も旅行したことがあるが、今後はあまり旅行したいとは思わない	4%	3%	4%	3%	2%	3%	3%	5%	6%	4%	7%	8%	10%	5%	3%
	以前旅行したことがあるが、今後は旅行しないと思う	2%	2%	4%	1%	1%	1%	1%	4%	2%	1%	3%	4%	5%	0%	0%
	(小計)訪問経験あり	74%	74%	64%	74%	74%	76%	79%	76%	79%	78%	75%	79%	74%	72%	77%
地方訪問経験なし	旅行したことはないが、今後はぜひ訪れてみたい	15%	15%	16%	18%	16%	13%	13%	14%	15%	18%	16%	11%	18%	19%	15%
	旅行したことはないが、今後は機会があれば訪れてみたい	9%	9%	16%	8%	9%	10%	7%	8%	6%	4%	8%	9%	6%	9%	7%
	旅行したことがなく、今後はあまり訪れたいとは思わない	1%	1%	1%	0%	1%	1%	1%	1%	0%	1%	0%	0%	1%	0%	0%
	旅行したことがなく、今後も訪れないと思う	1%	1%	3%	0%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	1%	1%	1%	0%	2%
	(小計)訪問経験なし	26%	26%	36%	26%	26%	24%	21%	24%	21%	22%	25%	21%	26%	28%	23%
(小計)ぜひ旅行したい	53%	53%	40%	54%	52%	58%	58%	48%	53%	60%	54%	42%	49%	61%	70%	
(小計)ぜひ+機会があれば旅行したい	93%	94%	89%	96%	96%	95%	95%	89%	92%	94%	89%	87%	84%	95%	95%	

※出典：JTB総合研究所(DBJ・JTBF「アジア・欧米豪訪日外国人旅行者の意向調査(H28年版)」

図—50 日本の地方観光地を訪れた際したいこと（複数回答）

回答者→	全体	アジア全体									欧米豪全体				
		韓国	中国	台湾	香港	タイ	シンガポール	マレーシア	インドネシア	アメリカ	オーストラリア	イギリス	フランス		
サンプル数	2,367	2,097	278	342	366	367	293	196	121	134	270	66	93	54	57
自然観光地を訪れる	60%	60%	48%	60%	66%	54%	65%	66%	61%	60%	63%	58%	66%	63%	63%
温泉を楽しむ	58%	59%	67%	54%	61%	58%	57%	58%	62%	52%	52%	52%	58%	44%	51%
郷土料理を食べる	55%	54%	51%	44%	54%	50%	60%	68%	60%	52%	63%	68%	61%	50%	72%
歴史的な街並みを楽しむ	54%	53%	54%	51%	47%	51%	57%	54%	60%	63%	61%	31%	57%	63%	67%
歴史的な建造物（寺や神社、城など）や遺跡を訪ねる	52%	51%	43%	47%	61%	43%	57%	51%	59%	54%	60%	65%	56%	63%	60%
その土地で採れた魚介や肉、野菜を味わう	50%	50%	35%	49%	53%	53%	39%	64%	64%	57%	54%	62%	49%	46%	60%
鼻や紅葉を楽しむ	47%	48%	30%	41%	43%	53%	54%	51%	72%	56%	44%	38%	43%	37%	58%
都市部とは違った地方ならではの風景を楽しむ	45%	45%	31%	40%	42%	46%	53%	51%	55%	54%	46%	44%	41%	43%	60%
雪景色を楽しむ	45%	46%	34%	37%	45%	49%	56%	50%	60%	50%	33%	23%	42%	22%	39%
その土地の菓子を購入する	42%	43%	35%	44%	44%	48%	44%	35%	38%	50%	33%	45%	25%	24%	40%
伝統芸能や文化を楽しむ	39%	39%	26%	37%	40%	29%	45%	42%	55%	52%	42%	47%	43%	37%	39%
その土地の祭りを楽しむ	37%	36%	39%	22%	37%	30%	45%	38%	47%	45%	44%	56%	46%	30%	40%
その土地で作られた工芸品を購入する	32%	31%	26%	32%	28%	26%	34%	24%	44%	49%	39%	42%	34%	41%	39%
地域に住む人々との触れ合いを楽しむ	30%	29%	17%	26%	21%	25%	46%	32%	37%	43%	40%	33%	43%	41%	40%
その土地で採れた魚介や肉、野菜を買う	28%	28%	13%	37%	30%	36%	15%	30%	32%	37%	25%	29%	25%	24%	21%
その土地のお酒を飲む	26%	26%	25%	31%	24%	22%	31%	23%	24%	21%	33%	32%	34%	24%	39%
動物や植物を見る	25%	24%	14%	27%	18%	31%	27%	22%	37%	20%	34%	30%	33%	30%	44%
その土地のお酒を購入する	20%	17%	22%	25%	16%	16%	22%	14%	18%	20%	25%	26%	27%	24%	23%
ドライブを楽しむ	19%	17%	11%	20%	10%	13%	17%	32%	35%	22%	30%	32%	35%	31%	16%
スキーやウィンタースポーツを楽しむ	18%	19%	15%	26%	18%	16%	16%	17%	26%	23%	11%	17%	12%	7%	7%
山登りやハイキングを楽しむ	17%	16%	10%	19%	14%	16%	19%	16%	21%	23%	21%	35%	20%	9%	18%
サイクリングを楽しむ	16%	17%	5%	13%	20%	11%	28%	12%	19%	34%	10%	12%	10%	7%	9%

※出典：JTB総合研究所(DBJ・JTBF「アジア・欧米豪訪日外国人旅行者の意向調査(H28年版)」)

図—51 日本旅行で不満だった点

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
全体	英語の通用度 (22%)	母国語の通用度 (17%)	旅行代金 (13%)	日本の酒(日本酒・焼酎) /外貨両替 (8%)	現地の人が 普段利用し ている安価 な食事 (8%)	ナイトライフ (バーやク ラブ・ナイト マーケット 等)体験 (7%)	ブランド品 や宝飾品の ショッピング (7%)	携帯電話や 通信機器の 利便性(Wi- Fi等の充実 度) (7%)	伝統的なスポ ーツ(相撲・剣道・ 柔道)等の観戦 (7%)	
アジア全体	英語の通用度 (23%)	母国語の通用度 (18%)	旅行代金 (13%)	外貨両替/安価な食事/ナイトライフ (8%)			酒/ブランド品や宝飾品/携帯電話や通信機器/ 現地の家・アパート (7%)			
韓国	英語の通用度 (22%)	母国語の通用度 (16%)	携帯電話や通 信機器 (12%)	洋服や ファッション 雑貨 (11%)	世界遺産見 物 (10%)	旅行代金/ナイトライフ/史跡や歴史 的建築物 (9%)		ブランド品や宝飾品/ クレジットカード (8%)		
中国	母国語の通用度 (18%)	英語の通用度 (11%)	安価な食事 (10%)	外貨両替/イベント・祭り (9%)		旅行代金/酒 (9%)		ナイトライフ/史跡や歴史的建築物/繁華街 の街歩き (8%)		
台湾	英語の通用度 (24%)	母国語の通用度 (21%)	携帯電話や通 信機器 (13%)	外貨両替 (10%)	旅行代金 (9%)	酒/ナイトライフ/安価な宿泊施設 (7%)		安価な食事/伝統的スポーツ等観戦/現地 の家・アパート/繁華街の街歩き (6%)		
香港	英語の通用度 (37%)	母国語の通用度 (25%)	旅行代金 (15%)	ナイトライフ (9%)	プロスポーツ観戦/雪景 色 (7%)	外貨両替 (7%)	酒/安価な食事/ドラマや映画のロケ地/ ファッションや流行 (6%)			
タイ	英語の通用度 (17%)	母国語の通用度/安価な 食事 (11%)		旅行代金/現地の家・ア パート (10%)		ブランド品や宝飾品/洋 服やファッション雑貨 (9%)		伝統的スポーツ等観戦/日本料理/イベ ント・祭事/雪景色/ギャンブルやショー (8%)		
シンガ ポール	英語の通用度 (30%)	旅行代金 (29%)	母国語の通用度 (17%)	外貨両替 (11%)	ブランド品や宝飾品/携帯電話通信機器/ドラマや映画の ロケ地/洋服やファッション雑貨/繁華街の街歩き (7%)				安価な食事/ナイトライフ/ 工場見学・体験/安価な宿 泊施設/プロスポーツ観戦 (6%)	
マレーシア	英語の通用度 (27%)	旅行代金 (16%)	ブランド品 や宝飾品 (15%)	ドラマや映 画のロケ地 (12%)	現地の家・アパート/安価な宿泊施設/ 高級ホテル (11%)		酒/外貨両替/ファッションや流行 (10%)			
インドネ シア	母国語の通用度 (18%)	英語の通用度 (17%)	酒 (15%)	旅行代金/ 現地の家・ アパート (13%)	ブランド品や宝飾品/伝統的スポーツ 等観戦/ファッションや流行 (11%)		現地の家・ アパート (10%)	工場見学・ 体験 (9%)	外貨両替/安価な食事 /ナイトライフ/ドラマ や映画のロケ地/世界 遺産見物/史跡や歴史 (8%)	
欧米豪全体	旅行代金 (20%)	英語の通用度 (16%)	母国語の通用度 (11%)	酒/クレジットカード (9%)	工場見学・ 体験 (9%)	外貨両替/雪景色 (8%)		ドラマや映画のロケ地/世界遺 産見物/スイーツ (7%)		
アメリカ	旅行代金 (22%)	英語の通用度 (17%)	ナイトライフ (15%)	外貨両替/クレジット カード (13%)	工場見学・体験/ギャン ブルやショー (11%)		母国語の通用度/ブランド品や宝飾品/携帯電話や通信機 器/ドラマや映画のロケ地/日本料理/イベント・祭り/繁華街 の街歩き/日本文化体験 (9%)			
オース トラリア	英語の通用度 (16%)	旅行代金/酒/伝統的スポーツ等観戦/洋服やファッション雑貨/ 雪景色 (12%)			工場見学・ 体験 (10%)	外貨両替/安価な食事/クレジットカード/ス イーツ/日本文化体験 (9%)				
イギリス	母国語の通用度 (19%)	英語の通用度/旅行代金 (15%)		酒/安価な食事/世界遺産見物/クレジットカード/スイーツ (11%)				ナイトライフ/ブランド品や宝飾品/工場 見学・体験/史跡や歴史的建築物/イベ ント・祭事/雪景色 (7%)		
フランス	旅行代金 (33%)	英語の通用度/ 母国語の通用度 (18%)		ドラマや映画のロケ地/ 雪景色 (10%)	酒/ギャンブルやショー/高級ホテル (8%)		外貨両替/安価な食事/工場見学・体験/世 界遺産見物/プロスポーツ観戦/史跡や歴 史的建築物/クレジットカード/スイーツ/ 繁華街を街歩き (5%)			

※出典：JTB総合研究所(DBJ・JTBF「アジア・欧米豪訪日外国人旅行者の意向調査(H28年版)」)

#### 4 第2次京丹後市観光振興計画の主な実績及び成果・課題

##### コンセプト

丹後は日本のふるさと「極上のふるさと観光づくり」  
 全市域のあらゆる資源を観光に結びつける「京丹後まるごと観光」

##### 目標数値の達成状況

項目	現状(H23年)	目標(H29年)	実績(H28年)	達成割合
①年間入込客数	175万人	200万人	219万人	176%
②年間宿泊客数	35万人	45万人	36万人	10%
③年間外国人宿泊客数	905人	5,000人	2,657人	43%

##### アクションプランの実施状況及び成果・課題

#### 1 重点戦略プロジェクト

##### <重点戦略プロジェクト1>滞在型観光の促進

###### 【事業】

- (1) 冬のカニ誘客強化
- (2) 日本一の砂浜海岸づくり
- (3) フードフェアの実施
- (4) インバウンドの推進
- (5) スポーツツーリズムの推進
- (6) 業務改革支援

事業	年度	事業内容	備考
(1)	H25～29	コッパめし、コッパ井など「コッパがに」を使ったカニ料理の新メニュー展開	
	H27	冬のカニ誘客を強化する「カニバスツアー」支援【11～3月】	利用者 8,834人
	H29	カニをモチーフとした“旬の京丹後”シンボルロゴマークとキャッチコピー作成による発信【10月】	
(2)	H25～29	「日本一の砂浜海岸づくり実行推進会議」を中心とした市内各地海岸等での一斉クリーン作戦実施	
	H27	小天橋箱石海岸遊歩道整備【3月】	
(3)	H25～29	京丹後宿おかみさんの会による「丹後とり貝」、「京さわら」、「ジオ御前」、「長寿食」を活用した宿泊プランの実施	
	H29	「海の京都」京丹後市戦略拠点、交流地区における「期間限定：旬の京丹後“厳選食材”宿泊プラン」(H30春)の実施	
	H29	「京丹後マルシェ at 京都 BAL」の開催【7月】	
(4)	H25～29	台湾(H25～)、タイ(H26～)を主ターゲットとした観光協会による国際旅行フェア出展、ブロガー招へい等によるPR	
	H27～29	外国人観光客等受入環境整備補助金による受入整備促進(WiFi、カード決済機器、HP等外国語表記、免税店)※再掲	H27:17件 H28:11件
	H28～29	海の京都 DMO による台湾、タイ、シンガポールをメインターゲットとしたプロモーション活動	

(5)	H25～29	各種スポーツ大会・イベントによる観光誘客の促進 ・TANTAN ロングライド(H24～)【6月】 ・サンセットビーチラン(H26～)【6月】 ・ビーチスポーツフェスティバル(H27～)【7月】 ・ドラゴンカヌー大会(H元～)【8月】 ・丹後半島ラリー(H24～)【8月】 ・インターハイカヌー競技(H27)【8月】 ・歴史街道丹後 100km ウルトラマラソン(H13～)【9月】 ・近畿高校駅伝(H25～27)【11月】 ・丹後大学駅伝(H25～)【11月】ほか	
	H26～29	ジオサイトを活用した「ビーチ・スポーツイベント」の開催 ・ビーチノルディック大会【5月】 ・サンセットビーチラン【6月】 ・ビーチスポーツフェスティバル【7月】 ・ビーチヨガ ・シーカヤック、SUP体験(蒲井・旭、夕日ヶ浦、竹野) ・ビーチブランコ、ウォータースライダー(夕日ヶ浦)	
(6)	H26～29	創業、財務、営業、PR等に関するテーマ別経営セミナーの実施	
	H27～28	商工観光業者等を対象とした外国人対応、外国語セミナーの開催(計3回)	H27:4回 147人、 H28:2回 48人
	H27～29	「観光おもてなしセミナー」の開催(京丹後宿おかみさんの会他)	

#### 【成果と課題】

- ・日本一の砂浜海岸づくり、インバウンド、スポーツツーリズムの推進など、多様な事業展開を新たに推進し、宿泊客数が増加するなど、滞在型観光の推進に一定の成果を上げることができました。
- ・ただし、宿泊客数は目標数値に及ばず、特に春、秋の宿泊客が少ない状況にあり、食や宿泊の魅力をさらに向上させることなどの課題を残しました。

### <重点戦略プロジェクト2>世界ジオパーク活動の推進

#### 【事業】

- (1) さと歩きコースの開発整備
- (2) さと歩きガイドの育成・体制づくり
- (3) グルメの魅力
- (4) PR営業展開

事業	年度	事業内容	備考
(1)	H25～29	主要ジオサイトサインの説明看板・案内看板の設置及び「ジオパーク散策モデルマップ」、「まるごと体感マップ」の作成	全30基
	H26～27	無電柱化事業の実施(浜詰:市道牛場本線完成【H26】、市道新開地通り線予備設計【H27】)	
	H27	「海の京都博」で「神の箱庭コンセプトツアー」実施【7～10月】	9回、35人参加
(2)	H25～29	山陰海岸ジオパーク認定ガイド養成(ガイド講座実施など) ※H29年度中「小天橋ガイドクラブ」認定見込	2団体、ガイド計22人※H29.11現在
	H25～29	市観光情報センターを開設(H25 網野駅内)し、JNTO 外国人観光案内所カテゴリー2認定(H27)を受けるなど、窓口一元化による観光案内事業の実施、	

	H26～29	まちづくりサポートセンターによるジオパーク専門ガイドの常住(道の駅てんきてんき丹後内)、ガイドツアーの実施	ガイド 22 名
(3)	H25～29	京丹後宿おかみさんの会による「丹後とり貝」、「京さわら」、「ジオ御前」、「長寿食」を活用した宿泊プランの実施	
	H26～29	「ばらばら丹後をつなぐ会」による「丹後ばらばらし食べ歩きマップ」作成(H26)などの PR 活動、「観光大使 太川陽介と一緒に作るジャンボばらばらしづくり」(H29)など、郷土料理ばらばらしの発信	
	H27～28	みなと食堂「漁師めし」開設(小天橋)【4～10月】	H27 利用者 1,972 人
(4)	H27～28	体験型観光パンフレット「わくわく京丹後へ GO！」発行	5 回発行
	H27～29	掛津地区での分宿による台湾教育旅行受入【6月】	H27: 掛津地区 20 人
	H29	京都丹後鉄道と連携した教育旅行サービス「旅育」受入整備	

#### 【成果と課題】

- ・まちづくりサポートセンターを中心としたジオパークガイド体制の確立、活用を推進したほかジオパーク散策モデルマップの作成、ガイドツアーの実施、体験型観光パンフレットの作成などを通じ、さと歩きなどのジオパーク活動が着実に推進されました。
- ・山陰海岸ジオパークは平成27年に「ユネスコ世界ジオパーク」に認定されるなど、ジオパーク活動が大きく飛躍しましたが、平成29年の国内審査では「条件付き再認定」となり、広域連携などの課題が残りました。

### <重点戦略プロジェクト3>観光推進体制の強化

#### 【事業】

##### (1) 観光推進体制の強化

事業	年度	事業内容	備考
(1)	H25～29	政策企画委員(吉本興業:竹中功氏、GS 世代研究会:西村晃氏ほか計4名)を迎え、専門的助言を受ける体制を整備	
	H26.28	市観光協会が一般社団法人化し、旅行業(第3種地域限定)登録(H26)を行い、さらに海の京都DMOへの統合により第2種登録となる(H28)	
	H26～29	市観光協会に「顧客誘致戦略プロジェクトチーム」を設置。4つのテーマ別部会を設けるなど、戦略的な事業推進を実施	
	H28～29	総務省「地域おこし企業人人材交流プログラム」活用により民間企業(JTB 西日本)の観光専門人材を受入	市観光振興課 へ1人
	H28～29	市観光協会統合による「海の京都DMO」設立、参画	
	H28～29	豊岡DMO(豊岡観光イノベーション)設立、参画	正会員参加

#### 【成果と課題】

- ・市観光協会は平成26年に法人格を取得し、「顧客誘致戦略プロジェクト」を立ち上げたほか平成28年には海の京都DMOに統合参画し、同「京丹後地域本部」となるなど、プラットフォーム機能の強化を図ることができました
- ・観光業界のさらなる発展及び一体化に向け、市観光協会(海の京都DMO地域本部)としての機能強化が望まれます。

## 2 アクションプランメニュー

＜基本方針1＞かけがえのない日本のふるさとでもある私たちのふるさと丹後を守り育てる観光を目指します

### 【主な実施事業】

テーマ	年度	事業	備考
①歴史、宝の活用	H25	丹後建国1300年記念事業開催(シンポジウム『丹後風土記』の世界を旅する)開催【11月】、「京丹後の歴史みどころスポットパンフレット」作成他)	シンポジウム:250人参加
	H27	丹後の社寺等の至宝を公開する「大丹後展」開催【12～1月】	京都文化博物館、18,479人来場
	H25～29	網野銚子山古墳の整備(発掘調査、史跡整備測量、駐車場用地購入など)	H30以降継続
②伝説、伝承の活用	H26	京都丹後鉄道市内駅の「愛称」を、京丹後七姫(丹後七姫)をモチーフに選定。愛称看板を駅等に設置して伝説の里のPR	市内7駅
	H27	羽衣伝説をテーマにした「海の京都ウォーター・プロジェクト」開催【7月】	アムニティー久美浜公園、18,300人来場
	H28～29	丹後王国「食のみやこ」において、丹後七姫をコンセプトにした園内の演出、ラッピングバス、七姫劇団活動などの実施	
③ジオパーク活動	H25～27	ジオパークをめぐる「宝探しイベント」開催	
	H25～29	山陰海岸ジオパーク情報センター(道の駅てんきてんき丹後内)の運営	
	H25～29	ジオサイトサインの設置	全29基
	H25～29	小学生ジオパーク体験活動「大地の学習」実施	市内全小学6年生参加
	H25～29	山陰海岸ジオパーク認定ガイド養成(ガイド講座実施など)	
	H26～29	ジオサイトを活用した「ジオ・スポーツ」イベントの開催 ・ビーチノルディック大会【5月】 ・サンセットビーチラン【6月】 ・ビーチスポーツフェスティバル【7月】 ・ビーチヨガ	
	H27	アジア太平洋ジオパークネットワーク(APGN)山陰海岸シンポジウム、日本ジオパークネットワーク(JGN)ガイドフォーラム開催【京丹後市開催、9月】	JGNガイドフォーラム、618人参加
H28	ジオサイト写真(立岩、かぶと山)を掲載した「ブックカバー広告」の作成配布	40,000枚、大阪名古屋等配布	

### 【成果と課題】

- ・平成26年9月に山陰海岸ジオパークが世界ジオパークネットワークに再認定され、さらに平成27年にはユネスコの正式事業となり、活動の推進に大きな弾みとなりました。
- ・さまざまな「ジオ・スポーツイベント」の開催などにより、ジオパーク活用の幅が広がり、交流人口の拡大につなげることができました。
- ・丹後建国1300年を記念したイベントや大丹後展を開催し、京丹後の歴史や伝説、至宝など地域の宝を市内外において広く発信しました。
- ・ジオパークに代表される自然や歴史・伝説などの魅力が、十分に認知されていないことがあります。また、事業者などが「地域の宝」を観光に活かそうとする機運が盛り上がらない、地域の魅力を語るができる人が少ない、などの課題があります。
- ・山陰海岸ジオパークエリア内での連携、また事業者、行政間の連携を強め、ジオパークの活用、展開をさらに推進する必要があります。

＜基本方針2＞地域資源を活かして未来を拓くほんまもん観光・体験を提供します

【主な実施事業】

テーマ	年度	事業	備考
①海の観光	H25～29	新たな体験型メニューの実施 ・遊漁船(とび丸タクシー、うら嶋船、久美浜遊覧船) ・青の洞窟探検(竹野) ・ピチピチにぎり寿司 ・アゴ漁体験、もんどり漁体験、一日漁師体験 ・シーカヤック、SUP体験(蒲井・旭、夕日ヶ浦、竹野)	
	H25～29	市内各地海岸等の一斉クリーン作戦	
	H27	小天橋箱石海岸遊歩道整備【3月】	
	H28	「海の京都 2016 京丹後旅 神の箱庭」開催【7～9月】	
②農の観光	H25～28	農家民泊(大宮町)での中学生教育旅行等の受入	
③ものづくり観光	H25～29	京丹後ちりめん祭の開催(和装体験、染色体験、着物のれん、きものパレード実施など)	
	H28～29	丹後ちりめん創業 300 周年事業実行委員会による 2020 年をターゲットイヤーとした PR 等の実施	
	H29	日本遺産認定「300 年を紡ぐ絹が織りなす丹後ちりめん回廊」を活かした観光誘客の取組	
④さと歩き観光	H26～27	無電柱化事業の実施(浜詰:市道牛揚本線完成【H26】、市道新開地通り線予備設計【H27】)	
	H26～29	まちづくりサポートセンターによるジオパーク専門ガイドの常住(道の駅てんきてんき丹後内)、ガイドツアーの実施	ガイド 22 名
	H27	海の京都ターゲットイヤー「海の京都博」開催(コンセプトツアー実施他)【7～10月】	コンセプトツアー35人参加
	H28～29	市内コンビニストアの「観光エイドステーション」に認定による PR	全 12 店舗
	H29	久美浜駅再生プロジェクトの実施(コインロッカー設置、駅周辺へのバナー設置など)	
⑤ブランドづくり	H29	観光大使制度創設、初代大使に太川陽介氏就任【6月】	
共通	H27～28	体験型観光パンフレット「わくわく京丹後へ GO！」発行	5 回発行
	H28～29	ほんもの体験プログラム調査と販売促進ツールの作成	160 プログラム調査、体験パンフレット作成
	H29	クルーズ客船「にっぽん丸」の寄港受入【5月】	乗船客 330 人

【成果と課題】

- ・「ピチピチにぎり寿司体験」、「カキ小屋」、「漁師めし」などの魚介類を活用した特徴的な料理や体験の提供、「青の洞窟探検」、「SUP (スタンドアップパドルサーフィン)」や「シーカヤック」などの海の資源を活用した多くのアクティビティがスタートし、地域資源を活用した魅力向上を図ることができました。
- ・活用すべき体験プログラムを整理し、一元管理及びPR販売を行う環境が整いつつあります。
- ・豊富な体験情報を盛り込んだ効果的なPRを実施するため、体験プログラムを活かした新たな教育旅行サービスの創出や、インバウンド観光の仕組みづくりなどを行う必要があります。
- ・日本遺産認定を受けた「300年を紡ぐ絹が織りなす丹後ちりめん回廊」やハイテクランドを構成する機械金属産業など、地域の魅力ある産業を、さらに「まち歩き観光」や「体験観光」などに生かす工夫が必要です。

＜基本方針3＞ 京丹後人気質をもったもてなし観光と国際観光に取り組みます

【主な実施事業】

テーマ	年度	事業	備考
①味の 極上地	H25～29	京丹後 <sup>商</sup> おかみさんの会による丹後とり貝、京さわら、ジオ御前、長寿食を活用したキャンペーン、宿泊プラン実施	
	H25～29	「バラ寿司で丹後をつなぐ会」活動、「観光大使太川陽介をと一緒につくるジャンボばらずしづくり」(H29)など、郷土料理ばら寿司の発信	
	H25～29	『「京丹後」百寿人生のレシピ』の発刊、活用	
	H26～28	Sea 級グルメ全国大会への出店	アミティ丹後:計3回出店
	H27	冬のカニ誘客を強化する「カニバスツアー」支援【11～3月】	利用者 8,834 人
	H27	丹後王国「食のみやこ」がリニューアルオープン【4月】	H27 年度 525,526 人来場
	H27～28	みなと食堂「漁師めし」開設(小天橋)【4～10月】	H27 利用者 1972 人
	H27～29	酒蔵ツーリズム「丹後天酒まつり」開催	
	H28	丹後王国「食のみやこ」で道の駅グルメ日本一を競う「道-1 グランプリ」を初開催【9月】	約 27,000 人来場
	H28～29	カキ小屋開設(蒲井)	
	H29	“旬の京丹後”シンボルロゴマークとキャッチコピー作成	
	H29	食材発信アピール商談会:京丹後美食観光発信ファミツアーの実施	市内事業者 14 社、パイヤー・メディア等 19 社参加
	H29	“旬の食”PR 用動画、写真コンテンツ作成	H30 継続
	H29	世界一の美食都市、サン・セバスティアンの視察研修	
H29	「久美浜かき」ブランド確立事業		
②宿泊 魅力	H25～29	京丹後 <sup>商</sup> おかみさんの会による丹後とり貝、京さわら、ジオ御前、長寿食を活用したキャンペーン、宿泊プラン実施(再掲)	
	H28～29	海の京都エリアでの2泊3日の周遊旅行商品の開発・販売	
	H29	体験型観光推進のため宿泊事業者向けセミナー開催【10月】	
③ホスピタ リティ向上	H25～29	「京丹後市の観光」「山陰海岸ジオパーク」をテーマにした観光出前講座開催による市民の理解、知識向上	
	H25～29	山陰海岸ジオパーク認定ガイド、「海の京都」ガイドの育成	
	H25～29	京丹後 <sup>商</sup> おかみさんの会によるきものれん、アテンド列車	
	H27～29	おもてなしセミナーの開催(京丹後宿おかみさんの会他)	
	H29	野村克也ベースボールギャラリーの開設	アミティ丹後内
④インバウ ント推進	H26	歴史街道丹後 100km ウルトラマラソン国際大会実施	
	H27	外国人観光客おもてなしマニュアルの作成・配布	
	H27～28	商工観光業者等を対象とした外国人対応、外国語セミナーの開催(計3回)	H27:4回`延147人、 H28:2回延48人
	H27、29	韓国浦項(ポハン)市青年交流訪問団受入【1月】	H27:28人
	H27～29	台湾教育旅行受入【6月】	H27:掛津地区20人
	H27～29	2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた「ホストタウン」の取組	
	H27～29	タイを主ターゲットとした国際旅行フェア等でのPR出展	
H27～29	外国人観光客等受入環境整備補助金による受入整備促進(WiFi、カード決済機器、HP等外国語表記、免税店開設)	H27:17件 H28:11件	

	H28～29	海の京都 DMO による台湾、タイ、シンガポールをメインターゲットとしたプロモーション活動	
⑤教育 旅行	H27～29	掛津地区での分宿による台湾教育旅行受入【6月】	H27:掛津地区 20人
	H29	京都丹後鉄道と連携した教育旅行サービス「旅育」受入準備	
⑥交通・ サイン	H25～29	山陰近畿自動車道の網野までの早期事業化、豊岡市までの全線開通に向けた要望活動展開	
	H26～29	天橋立、経ヶ岬、夕日ヶ浦を結ぶ「ぐるっと丹後周遊バス」運行	
	H27	「TANGO 満喫グルメきっぷ」によるランチ・丹鉄利用誘客促進	15 店舗、利用者 1,035 人
	H27	京都縦貫自動車道の全線開通【7月】	
	H27	峰山駅、網野駅のアーケードリニューアル、峰山駅、網野駅、夕日ヶ浦木津温泉駅のトイレ整備	
	H27～28	海の京都戦略拠点エリア内(夕日ヶ浦、久美浜)を周遊するバス、遊覧船の運航実証実験の実施【7～10月】	利用者:バス 111人、船 346人
	H28	山陰近畿自動車道京丹後大宮 IC まで延伸開通【10月】	
	H28～29	くみはまライナー(城崎～久美浜間)の運行【H28:7.8.10.11月の土日、祝】	H28:44日運行、515人乗車
⑦環境 整備	H25～29	観光の魅力づくり推進事業(入湯税)を活用した海岸清掃機器の購入支援	
		市内全域での花いっぱい推進事業(補助金交付、市民花壇整備など)	
		「日本一の砂浜海岸づくり実行推進会議」を中心とした市内各地海岸等の一斉クリーン作戦(再掲)	

#### 【成果と課題】

- ・「味の極上地」をテーマにした取組は着実に進められ、来訪者の「地域の料理・食材に関する満足度」が高い(73.3%)など、成果があがっています。
- ・「宿泊の魅力向上」についても、来訪者の「宿泊施設に対する満足度」が高い(61.6%)結果が出ています。
- ・京都縦貫自動車道の全線開通、山陰近畿自動車道の京丹後大宮 IC までの延伸など、交通アクセスの向上が、観光入込客数の大幅な増加(219万人)につながりました。
- ・外国人宿泊者数は2,657人(H28年)と増加しているものの、近隣市と比較すると少なく、DMOなど広域でのプロモーションの強化のほか、多言語表示などの受入環境の整備を一層進める必要があります。

<基本方針4> 徹底したマーケティング手法で戦略的に情報を発信します

【主な実施状況】

テーマ	年度	事業	備考
①観光マーケット	H27～28	愛知県旅行会社と連携した着地型旅行商品造成事業(中京圏旅行会社へのプロモーション)	
	H27～29	名古屋市への京丹後事務所の設置、桜通りカフェ(H27.28)におけるを拠点とした中京圏での観光PR、プロモーション	
	H28	海の京都DMOによるマーケティング・満足度調査実施	
②ターゲット戦略	H25～29	合宿誘致パンフレット活用による大学等スポーツ合宿誘致	
	H25～29	各種スポーツ大会・イベントによる観光誘客の促進 ・TANTAN ロングライド(H24～)【6月】 ・サンセットビーチラン(H26～)【6月】 ・ビーチスポーツフェスティバル(H27～)【7月】 ・ドラゴンカヌー大会(H元～)【8月】 ・丹後半島ラリー(H24～)【8月】 ・歴史街道丹後100kmウルトラマラソン(H13～)【9月】 ・近畿高校駅伝(H25～28)【10月】 ・丹後大学駅伝(H25～)【11月】ほか	
	H27	愛知県内信用金庫での年金旅行等誘客キャラバン【10月】	8金庫訪問
	H27～29	酒蔵ツーリズム「丹後天酒まつり」開催(アクティブ女性等ターゲット)	
③効果的発信	H25～29	京丹後フィルムコミッションによる映画・TV等のロケ誘致	H28:ロケ誘致5件
	H27～28	京都、名古屋での市営地下鉄中吊り広告	京都年4回 名古屋年3回
	H27～29	高速道路SA・PAや市内コンビニへの観光パンフレット配架	SA・PA10カ所、コンビニ12店
	H28	山陰近畿自動車道京丹後大宮IC開通記念PR(SAでのショーウィンドウ広告、ラジオCMなど)【10～3月】	
	H28～29	JAFと連携した会員誌「JAFmate」などでの観光情報発信	
	H28～29	市バスへのラッピング広告(海の京都、ジオパーク、美食等)	2台
	H29	“旬の京丹後”ロゴマークとキャッチコピーの作成【9月】	
④発信ツール選択	H25～29	市、観光協会などのホームページ、フェイスブックページによる観光情報の発信	
	H27～29	スマートフォン用観光アプリケーションによる観光情報発信	ダウンロード H27:495件、H28:件1,040件

【成果と課題】

- ・海の京都のターゲットイヤー(H27年)、京都縦貫自動車道の全線開通(H27年)、山陰近畿自動車道京丹後大宮ICまでの延伸(H28)という観光にとっての好機を捉えるため、中京圏をターゲットとした情報発信、スポーツイベントによる誘客、地下鉄や高速道路サービスエリアでの観光PR、SNSを活用した情報発信など、新たな手法を取り入れながら積極的に観光情報の発信を行うことができました。
- ・ターゲットとする客層に必要な情報が届くよう、これまでの手法にとらわれず、常に的確な手法を検討し、情報発信に努める必要があります。

＜基本方針5＞ 地域が総ぐるみで観光のまちづくりを推進します

【主な実施状況】

テーマ	年度	事業	備考
①観光 推進組 織	H25～29	京都府北部7市町の広域連携による「海の京都」構想の推進 ・H27:ターゲットイヤーでの「海の京都博」開催【7～10月】 ・H28:「海の京都 DMO」設立、参画 ・H28:海の京都ウォーター・プロジェクトショー開催※再掲 ほか	「海の京都博」期間 入込客数 1,208,966 人(前年比 154%) 2 日間で 18,300 人 来場
	H25～29	広域観光団体との連携による PR 活動 ・(公社)京都府観光連盟 ・北近畿広域観光連盟 ・NHK 大河ドラマ誘致推進協議会 ・因幡・但馬・丹後観光推進協議会 ・歴史街道推進協議会負担金	
	H26	市観光協会が一般社団法人化され、旅行業の資格を取得	
	H26～29	市観光協会に「顧客誘致戦略プロジェクトチーム」を設置。4つ のテーマ別部会を設けるなど、戦略的な事業推進を実施。	
	H28～29	総務省の「地域おこし企業人人材交流プログラム」活用により 民間企業(JTB 西日本)の観光専門人材受入	市観光振興課へ 1 人
	H28～29	豊岡 DMO(豊岡観光イノベーション)設立、参画	正会員参加
②人材 育成	H27～28	商工観光業者等を対象とした外国人対応、外国語セミナーの 開催(計 3 回)※再掲	H27:4 回シリーズ*延 147 人、H28:2 回 48 人
	H27～29	おもてなしセミナーの開催(京丹後宿おかみさんの会他)※再 掲	

【成果と課題】

- ・ H 2 6 年には市観光協会が法人化及び旅行業の資格を取得し、「顧客誘客戦略プロジェクト」  
など、広報宣伝、観光まちづくりなどに戦略的に取り組んだことにより、観光入込客数が増加  
(H 2 8 年 : 2 1 9 万人) するなど、地域の観光振興に一定の効果が表れました。
- ・ 「海の京都博」の実施 (H 2 7)、7 市町観光協会の統合参画による「海の京都 DMO」の発足  
(H 2 8) など、海の京都構想の強力な推進により、観光入込客数が増加したことに加え、広  
域連携による観光推進体制が確立できました。
- ・ 今後、広域での取組と連携しながら、市内の観光プラットフォームとして必要とされる機能が  
発揮できるよう、業界の一体化、推進体制の機能強化を図る必要があります。

## 5 主要観光資源一覧

### ■温泉（観光パンフレット「極上のふるさと京丹後」掲載施設）

地域	名称	概要	所在地
大宮町	小野小町温泉	玉砂利が敷き詰められた露天風呂は和風の情緒	大宮町三坂 105-15
網野町	浅茂川温泉静の里	露天風呂や大浴場が人気、室内温泉プールも併設	網野町浅茂川 1449
網野町	花ゆづみ	開放感たっぷりの大浴場や、滝の流れる露天風呂	網野町浜詰 256-1
丹後町	宇川温泉よし野の里	海側と山側の温泉があり、日替わりで景観を楽しめる	丹後町久僧 1562
丹後町	丹後温泉はしうど荘	後ヶ浜や立岩に近いロケーションで絶景を楽しめる	丹後町間人 632-1
弥栄町	弥栄あしぎぬ温泉	露天滝風呂・サウナ・ジャグジーなどが楽しめる	弥栄町木橋 548
久美浜町	久美浜温泉湯元館	露天風呂、内風呂ともに一切循環なしの天然温泉	久美浜町平田 1106-4
久美浜町	みなと悠悠	自家源泉のお湯を贅沢に掛け流している	久美浜町湊宮 2102-1

### ■海水浴場

地域	名称	連絡員設置期間	所在地
網野町	遊海水浴場	7月中旬～8月中旬	網野町掛津
網野町	掛津海水浴場	7月初旬～8月下旬	網野町掛津
網野町	小浜海水浴場	7月中旬～8月中旬	網野町小浜
網野町	浅茂川海水浴場	7月中旬～8月中旬	網野町浅茂川
網野町	浜詰海水浴場	7月中旬～8月中旬	網野町浜詰
丹後町	中浜海水浴場	7月初旬～8月中旬	丹後町中浜
丹後町	久僧海水浴場	7月中旬～8月中旬	丹後町久僧
丹後町	平海水浴場	7月初旬～8月中旬	丹後町平
丹後町	高嶋海水浴場	7月初旬～8月下旬	丹後町上野
丹後町	竹野海水浴場	7月初旬～8月中旬	丹後町竹野
丹後町	後ヶ浜海水浴場	7月初旬～8月中旬	丹後町間人
丹後町	砂方海水浴場	7月初旬～8月下旬	丹後町間人
久美浜町	箱石浜海水浴場	7月中旬～8月中旬	久美浜町湊宮
久美浜町	葛野浜海水浴場	7月初旬～8月下旬	久美浜町湊宮
久美浜町	小天橋海水浴場	7月初旬～8月下旬	久美浜町湊宮
久美浜町	蒲井浜海水浴場	7月中旬～8月中旬	久美浜町蒲井

### ■キャンプ場、体験交流施設

地域	名称	概要	所在地
峰山町	天女の里	田舎情緒あふれるコテージとキャンプ場	峰山町鱒留 1642
峰山町	ウッディいなごいさなご工房	気軽に楽しく木工品づくり、陶芸が楽しめる	峰山町五箇 44-1
大宮町	大宮ふれあい工房	染色体験、陶芸体験ができる	大宮町三坂 105-12
網野町	琴引浜掛津キャンプ場	海水浴場に隣接するキャンプ場	網野町掛津
網野町	遊キャンプ場	海水浴場に隣接するオートキャンプ場	網野町掛津
丹後町	テンキテンキ村オートキャンプ場	河畔のオートキャンプ場	丹後町竹野 432
丹後町	丹後温泉はしうど荘	各種体験ができる伝習館の他、温泉、宿泊施設がある	丹後町間人 632-1
弥栄町	丹後半島森林公園スイス村	コテージ、バンガロー、キャンプ場など	弥栄町野中 2562
弥栄町	風のがっこう京都	環境・自然体験学習施設で、宿泊もできる	弥栄町野中 329-1
弥栄町	丹後王国「食のみやこ」	はな、ふれあい、あじわいをテーマとしたテーマパーク	弥栄町鳥取 123
弥栄町	フルーツ王国やさか	BBQのほか、もも・ぶどう・なしの収穫体験ができる	弥栄町木橋 2194
久美浜町	風蘭の館	本格そば打ち体験やシーカヤック体験、宿泊もできる	久美浜町蒲井 518-1
久美浜町	かぶと山公園キャンプ場	久美浜湾に抱かれたかぶと山のふもとにあるキャンプ場	久美浜町向磯 2625
久美浜町	奥山自然たいけん公園	周囲をぐるりと山に囲まれたキャンプ場、バンガローあり	久美浜町二俣 60-20

## ■資料館等

地域	名称	概要	所在地
網野町	琴引浜鳴き砂文化館	琴引浜や鳴砂についてパネルなどで展示・紹介	網野町掛津 1250
丹後町	丹後古代の里資料館	縄文～中世の時代ごとに石器・土器・玉類などを展示	丹後町宮 108
丹後町	山陰海岸ジオパーク情報センター	道の駅てんきてんき丹後内、ジオパークに関する展示	丹後町竹野 313-1
久美浜町	森の中の家 安野光雅館	「和久傳ノ森」内の安野光雅氏作品美術館	久美浜町谷 764
久美浜町	豪商稲葉本家	江戸時代、巨万の富を得た稲葉家の豪邸を再生	久美浜町 3102

## ■スポーツ施設、公園

地域	名称	概要	所在地
峰山町	峰山途中ヶ丘公園	アスレチック、陸上競技場、多目的グラウンド、公園	峰山町長岡 876
峰山町	峰山総合公園	野球場、テニスコート	峰山町荒山 248
大宮町	小町公園	小野小町ゆかりの地、展示室、イベント広場など	大宮町五十河 302
大宮町	大宮自然運動公園	グラウンド(野球、ソフトボールコート)、テニスコート	大宮町善王寺 354
網野町	網野体育センター	体育館等、テニスコート	網野町網野 418
網野町	八丁浜シーサイドパーク	多目的芝生広場、公園	網野町浅茂川 377-80 他
網野町	浅茂川温泉プール	浅茂川温泉静の里内にある全天候型 25m 温泉プール	網野町浅茂川 1449
網野町	離湖公園	離山沿いには散策路があり、美しい桜が湖畔を飾る	網野町小浜 908
丹後町	城嶋公園	丹後町間人の西端に隣接する、標高 21 メートルの小島	丹後町間人
弥栄町	スイス村スキー場	家族向けの緩やかなゲレンデが人気のスキー場	弥栄町野中 328-1
久美浜町	久美浜中央運動公園	グラウンド、テニスコート、ゲートボール場(屋根付き、屋外)	久美浜町永留 244-1
久美浜町	アミニティー久美浜公園	久美浜湾とその周辺の優れた環境を生かした海洋性レクリエーションの場	久美浜町 4025
久美浜町	久美浜浜公園	ドラゴンカヌー、カヌー	久美浜町 3137-3

## ■景勝地

地域	名称	概要	所在地
峰山町	権現山	室町・戦国時代には吉原山城が築かれていた	峰山町吉原
峰山町	磯砂山	標高 661 メートル、羽衣天女が舞い降りたという伝説	峰山町鱒留
大宮町	内山ブナ林	北近畿最大級のブナ林、ブナが標高 450m以上の斜面に広がる	大宮町五十河
大宮町	崇山森林公園	天気の良い日には遠く日本海が一望できる	大宮町谷内
網野町	夕日ヶ浦	夕日の絶景が望める名勝	網野町浜詰
網野町	琴引浜	鳴砂で有名な白砂青松の景勝地、全長は 1.8km	網野町掛津
網野町	五色浜	入り組んだ岩場が特徴の浜	網野町塩江
網野町	離湖	周囲 3.8km、京都府下最大の淡水湖	網野町小浜
網野町	霧降りの滝	幅 4m、高さ 21m、水しぶきが霧となって降り注ぐ	網野町新庄
網野町	最北子午線塔	日本標準時子午線の最北の地	網野町浅茂川
丹後町	経ヶ岬	近畿最北端、青い海と空を背景に白垂の灯台が際立つ	丹後町袖志
丹後町	袖志の棚田	海と集落と棚田を望む景観、日本の棚田百選	丹後町袖志
丹後町	穴文殊	丹後町尾和の海食崖に形成された高さ約 10mの海食洞	丹後町尾和
丹後町	丹後松島	日本三景の一つ「松島」と似た絶景	丹後町上野
丹後町	屏風岩	安山岩からなる海上面に直立した離れ岩	丹後町筆石
丹後町	立岩	周囲約 1km、日本でも数少ない玄武岩の自然岩	丹後町竹野
丹後町	大成古墳群	海岸段丘上の古墳群で 270 度日本海が見渡せる	丹後町竹野
丹後町	青の洞窟、愛の洞窟	丹後のカブリ島といわれるほどの美しさ	丹後町竹野
丹後町	依遅ヶ尾山	山頂からは間人集落、日本海が一望できる	丹後町
丹後町	碓高原	遠くに日本海を望む高原牧場	丹後町碓
弥栄町	野間川	アユやアマゴ、ホタルが住む清流	弥栄町野中
弥栄町	味土野大滝	標高 260mの地点にかかる落差約 20m の滝	弥栄町須川
弥栄町	太鼓山	丹後半島の中央、リゾート施設、風力発電施設がある	弥栄町野中
久美浜町	小天橋	なだらかな弧を描く白砂のロングビーチ	久美浜町湊宮
久美浜町	箱石浜	貴重な海浜植物の宝庫	久美浜町湊宮
久美浜町	久美浜湾	穏やかな内海にカキ棚が広がる	久美浜町
久美浜町	かぶと山	山頂展望台からの久美浜湾と日本海の眺望は絶景	久美浜町

## ■ 史跡

地域	名 称	概 要	所 在 地
峰山町	赤坂今井墳墓	弥生時代後期としては国内最大級の墳墓、国指定史跡	峰山町赤坂
峰山町	湧田山古墳群	大小円墳など約 30 基で構成される丹後地方屈指の古墳群	峰山町丹波、矢田
網野町	網野銚子山古墳	全長 198m 日本海側最大の方後円墳、国指定史跡	網野町網野
丹後町	神明山古墳	全長 190m 日本海側で 2 番目の方後円墳、国指定史跡	丹後町宮
丹後町	産土山古墳	古墳時代中期の王の古墳、長持形石棺、国指定史跡	丹後町竹野
丹後町	大成古墳群	横穴式石室を内部主体とする 13 基の古墳群	丹後町竹野
弥栄町	大田南古墳群	日本最古の紀年銘鏡「方格規矩四神鏡」が出土	峰山町矢田、弥栄町和田野
弥栄町	奈良岡遺跡	日本最古の玉作り遺跡、出土遺物は重要文化財	弥栄町溝谷
弥栄町	遠所遺跡	古代丹後の製鉄遺跡、京都府指定史跡	弥栄町木橋
弥栄町	黒部銚子山古墳	古墳時代中期の丹後の王の古墳、京都府指定史跡	弥栄町黒部
久美浜町	湯舟坂古墳 2 号墳	金銅装双龍式環等頭大刀が出土したことで有名	久美浜町須田
久美浜町	函石浜遺物包含地	44 ヘクタールの広大な遺跡、国指定史跡	久美浜町湊宮

## ■ 社寺

地域	名 称	概 要	所 在 地
峰山町	金刀比羅神社	讃岐金毘羅権現の分霊をお迎えしたことに始まる	峰山町泉 1165-2
峰山町	乙女神社	天女の娘の一人を祀ったとされる	峰山町鱒留
峰山町	比沼麻奈為神社	羽衣天女とされる豊受大神を祀る	峰山町久次 510
峰山町	慶徳院	禊絵寺として有名	峰山町五箇 1792
峰山町	縁城寺	養老元年(717)の創建、丹後でも有数の古刹	峰山町橋木 873
大宮町	大宮売神社	町名の由来ともなった由緒ある神社	大宮町周枳 1022
網野町	嶋児神社	浦島伝承が伝えられ、「水江浦嶋子」を祀る	網野町浅茂川
網野町	網野神社	地名の由来である白鳥伝説が残る神社	網野町網野 788
網野町	静の杜・静神社	源義経の愛妾・静御前の木像を祀っている、展望台あり	網野町磯
丹後町	竹野神社	竹野川河口近く、本殿、中門などが府文化財に登録	丹後町宮 249
久美浜町	如意寺	関西花の寺第七番札所として知られる	久美浜町 1845
久美浜町	宗雲寺	紅葉の名所として知られる、京都府指定名勝の庭園	久美浜町 1268
久美浜町	神谷神社	祭神は丹波道主命など四座を祀る	久美浜町 1314
久美浜町	本願寺	本堂は丹後最古の鎌倉時代の建物、重要文化財指定	久美浜町 1
久美浜町	円頓寺	薬師三尊は七仏薬師伝説を持つ。重要文化財市指定	久美浜町円頓寺 727

## ■ 伝説

地域	名 称	概 要
峰山町	丹後七姫・羽衣天女	峰山町磯砂山中腹に羽衣天女が舞い降りたといわれる
峰山町	月の輪田	豊受大神が稲作をはじめた日本の稲作発祥の地といわれる
大宮町	丹後七姫・小野小町	絶世の美女、小野小町は都を逃れ、大宮町五十河に隠れ住んだといわれる
網野町	丹後七姫・静御前	源義経の妻、静御前は網野町磯で生誕したとされている
網野町	丹後七姫・乙姫(浦島太郎)	日本最古の浦島太郎伝説の地で、太郎、乙姫を祀ったとされる神社が網野町にある
丹後町	丹後七姫・間人皇后	聖徳太子の母、間人皇后は大和政権の争乱を避け間人に身を寄せていたとされる
丹後町	鬼退治伝説	立岩に大江山の鬼が閉じ込められたという、麻呂古親王の鬼退治伝説がある
弥栄町	丹後七姫・細川ガラシャ	明智光秀の娘、ガラシャは弥栄町味土野で暮らしたとされる
久美浜町	丹後七姫・川上摩須郎女	久美浜の豪族で、大和朝廷から丹後平定を命じられた丹波道主命の妻
久美浜町	龍伝説	一遍上人が久念仏を唱えられると、海中から大きな龍が出現したという昇竜伝説
久美浜町	スサノオノミコト伝説	ヤマタノオロチを退治したスサノオノミコトの伝説が久美浜町に伝わります

## ■ その他施設等

地域	名 称	概 要	所 在 地
峰山町	御旅市場	日本一短いアーケード、フリーマーケット定期開催	峰山町御旅
大宮町	平地地蔵	高さが 5.3m もある京都府内最大の地蔵	大宮町上常吉
網野町	京丹後市観光情報センター	網野駅舎内、海の京都観光案内所	網野町下岡 118
網野町	アミティ丹後	丹後ちりめん製品、工芸品、地酒など特産品が並ぶ	網野町網野 367
網野町	野村克也ベースボールギャラリー ※アミティ丹後内設置予定	網野町出身のプロ野球選手の偉業を顕彰するギャラリー	網野町網野 367
網野町	花郷 OKADA	75,000 m <sup>2</sup> にわたる広大な敷地の花公園	網野町木津

網野町	郷村断層	昭和2年3月7日大地震による断層、国天然記念物	網野町郷、生野内
丹後町	道の駅てんきてんき丹後	丹後一円の特産品が並ぶ、レストランもある	丹後町竹野 313-1
丹後町	碓高原ステーキハウス	厳選された京都牛ステーキ、京都ワインが堪能できる	丹後町碓 1
丹後町	間人皇后・聖徳太子母子像	聖徳太子の母、間人皇后が身を寄せた間人に立つ	丹後町間人
弥栄町	細川ガラシャ夫人の碑	明智光秀の娘ガラシャが暮らした味土野の地に立つ	弥栄町味土野
久美浜町	茶屋あそび石	おばちゃんの手料理が食べられる農家レストラン	久美浜町二俣 362-4
久美浜町	くみはま SANKAIKAN	産地直送の野菜が人気のおみやげ処	久美浜町浦明 1709

## ■特産品

名 称	概 要
松葉ガニ	11月上旬から3月下旬まで日本海から水揚げされ、様々な料理が楽しめる
間人ガニ	松葉ガニの中でも、日帰り漁で間人漁港で水揚げされ、厳選されたカニ
カキ	波穏やかな久美浜湾で育まれたカキは形が良く、ぷっくり太って豊かな味
サワラ	京都府のサワラ漁獲量は全国有数で、料理方法なども研究され、新たな特産品に
魚貝類	ウニ、アワビ、サザエ、ワカメ、タイなど、四季を通して新鮮な魚貝類が豊富にある
丹後産コシヒカリ	全国食味ランキング※で「特A」に評価される、豊かな自然がもたらす美味しいお米
地酒	伝統ある酒蔵からさまざまな銘柄の地酒が生み出されている
果物	ブドウ、ナシ、メロンなど、夏から秋にかけて甘くてみずみずしい果物がとれる
ばら寿司	さばのおぼろを使うのが特徴の丹後の伝統料理
このしろ寿司	久美浜湾でとれたこのしろを1尾使った姿寿司で、冬季限定
丹後とり貝	肉厚で柔らかく深い甘みと、一般的なトリガイの数倍の大きさが特徴
丹後ちりめん	日本一の絹織物産地で、着物の他、スカーフ、化粧品、小物など土産物がそろう

## ■花

地域	花 名	施 設 名	開花時期	
弥栄町	福寿草	野間地域	3月	
網野町	水仙	静の杜・静神社	3月～5月	
丹後町		丹後松島展望所周辺	3月～5月	
久美浜町	桜	かぶと山公園	4月上旬～中旬	
丹後町		経ヶ岬	4月上旬～中旬	
網野町		静神社	4月上旬～中旬	
弥栄町		丹後王国「食のみやこ」	4月上旬～中旬	
丹後町		丹後松島展望所周辺	4月上旬～中旬	
網野町		離湖公園	4月上旬～中旬	
峰山町		比治山峠		4月上旬～中旬
久美浜町				
弥栄町		水辺公園 やさか野	4月上旬～中旬	
大宮町		峯空園	4月上旬～中旬	
峰山町		薬師ヶ丘さくらの森公園	4月上旬～中旬	
久美浜町	桃	くみはま SANKAIKAN 周辺	4月上旬～中旬	
丹後町		徳光高山桃団地	4月上旬	
弥栄町	チューリップ	丹後王国「食のみやこ」	4月	
網野町		花郷 OKADA ※その他多種類あり	4月	
久美浜町	ツツジ	如意寺	4月	
久美浜町		東山公園	4月	
久美浜町	梨	平田地区	4月中旬～下旬	
久美浜町	ニセアカシア	函石浜遺跡周辺	5月	
網野町	ハマナス	八丁浜	5月～9月	
弥栄町	紫陽花	森林公園スイス村	6月下旬～7月	
丹後町	ラベンダー	碓高原牧場周辺	7月	
久美浜町	風蘭	風蘭の館	7月	
久美浜町	ユウスゲ	箱石浜海岸	7月	
弥栄町	蓮	丹後王国「食のみやこ」	7月上旬～中旬	
弥栄町	桔梗	細川ガラシャ夫人の碑周辺	7月～8月	
久美浜町	トウテイラン	箱石浜海岸	7月～11月	
久美浜町	萩	如意寺	9月	

丹後町		久僧地区	9月～10月	
峰山町	コスモス	五箇地区	9月～10月	
弥栄町		丹後王国「食のみやこ」	9月～10月	
大宮町		崇山森林公園	10月下旬～11月	
大宮町	紅葉	内山自然遊歩道・高山	10月下旬～11月	
峰山町		乙女神社	11月	
峰山町		金刀比羅神社	11月	
久美浜町		宗雲寺	11月	
峰山町		天女の里	11月	
弥栄町		野間地域	10月中旬～11月中旬	
峰山町		峰山城址	11月	
峰山町		樺	金峰神社	1月～3月

### ■主なイベント

時期	名 称	開催地
4月	さくらまつり	京丹後市内
	京丹後ちりめん祭	網野町
5月	mix ひとびと tango	京丹後市内他
	丹後天酒まつり	京丹後市内他
6月	はだしのコンサート	網野町
	TANTAN ロングライド	京丹後市内他
7月	海開き	網野町、丹後町、久美浜町
	やさか納涼祭	弥栄町
	間人みなと祭	丹後町
	水無月祭	網野町
8月	フェスタ「飛天」in 京丹後	峰山町
	小天橋夏祭り	久美浜町
	京丹後市ドラゴンカヌー選手権大会	久美浜町
	網野カップサッカー大会	網野町
	千日会観光祭	久美浜町
	竹野川水系万灯	大宮町
	夕日ヶ浦納涼花火大会	網野町
丹後半島ラリー	京丹後市内	
9月	梨山開き	久美浜町
	歴史街道丹後 100km ウルトゥラマソン	網野町他
	こまねこまつり	峰山町
	果実祭	久美浜町
10月	各地区秋祭り	京丹後市内
	あみの八丁浜ロードレース大会	網野町
	久美浜まるかじりまつり	久美浜町
	京丹後商工祭	弥栄町
11月	丹後・弥栄秋の祭典	弥栄町
	きもの古～いマーケット	峰山町
	おおみや生き活きフェスタ	大宮町
	カニ漁解禁	網野町、丹後町
	丹後大学駅伝(関西学生対校駅伝競走大会)	市内全域
	久美浜湾一周駅伝競走大会	久美浜町
こんぴらさんの紅葉祭	峰山町	
12月	久美浜カキ・魚まつり	久美浜町
	久美ナリエ	久美浜町
	スイス村スキー場開き	弥栄町
2月	百度打ち	丹後町
	丹後スキー大会	弥栄町
3月	丹後震災記念展	峰山町
	斎宮初午祭	丹後町

## 6 第2次京丹後市総合計画・基本計画（抜粋）

### 第1部 5つの重点項目

## 市民と地域がキラリと『光り輝くまち』に

### “あるもの探し”のまちづくりへ

- 《1》【地域づくり】 地域が元気に“輝く”、市民主役のまち  
《2》【ひとづくり】 若者が希望に“輝く”、「おもろい」まち  
《3》【ものづくり】 “輝く”<sup>たくみ</sup>匠の技と資源が集積するまち  
《4》【魅力づくり】 “輝く”豊富な「食材」を活かしたまち  
《5》【基盤づくり】 “輝く”未来に、社会の基盤を築くまち

### 依然として進む人口減少と高齢化

京丹後市は、平成16年に、6つの町が合併してスタートしました。自然、社会、経済、地理的条件を共有し、ひとつのブロックとして助け合い、連携し、ときには競争して、地域の均衡ある発展を図ってきました。

地域資源は、それぞれの町の先人が培い、何代にもわたって守り育て、今につないできました。合併は、それを6町の町民すべての共有財産として活かし、一緒になって、豊かで誇りを持てる故郷を創り、育て、さらに次の世代に引き継いでいこうとするためでした。そして、合併してから13年の月日が経ちました。

今、日本では、人口減少と高齢化が進んでいます。私たちのまちも、決して例外ではありません。

平成27年の国勢調査で、京丹後市は、前回調査（平成22年）と比べ、人口は59,038人から55,054人へと、3,984人減少しました。減少率は $\Delta$ 6.7%<sup>マイナス</sup>で、京都府下の市においては2番目に高い減少率となりました。世帯数は、20,690世帯（2.85人/世帯）から20,469世帯（2.69人/世帯）へと221世帯減少し、高齢化率も30.9%から35.3%へと、4.4ポイント上昇しました。

このように、本市の人口減少と高齢化は、依然として進んでいます。

### 光り輝く地域資源を活かして

これらに対処するためには、やはり、“地域力”を高めるとともに、「若者が希望にあふれるまちづくり」を進めていかなければなりません。

そのためのキーワードは、『輝く』です。

「観国之光（くにのひかりをみる）」という言葉があります。このまちの主要産業のひとつである“観光”の語源とされ、「地域の優れた（光り輝く）部分を学ぶこと」といった意

味を持っていると言われていました。

このまちには、絶景の海や山があり、食べ物が美味しく、文化財も豊富です。

光り輝く“魅力的な宝”である地域資源がふんだんに存在するこの京丹後市を、住んでいる人が誇りを持ち、沢山の人が訪れる「市民と地域がキラリと光り輝くまち」に進展させ、ここに住む人が力を合わせて、高め、発信していく必要があります。

## 「楽しくなければ、面白くする」

今、重要なことは、地場産業の隆盛をはじめ、観光の振興、移住・定住の促進、コミュニティの再生、教育の充実、安心な福祉や医療の確保など多様な分野の様々な課題に対し、市民や自治組織、NPO、企業など多彩な個人や団体が、その力を発揮して、互いに交流や対話をしながら、その解決に取り組むことです。

ある若いリターン者は言います。「楽しくなければ、面白くしたらいい。遊ぶところがなければ、つくればいい。」

親が子どもに「帰っておいで」と自信を持って言えるまち。そんなまちを皆でつくっていく必要があります。

そのため、まちづくりを皆で一緒になって考え、協働により多彩な取組みを始められるような場としての「まちづくりのプラットホーム」を作り、人々が相集い、相互作用によって、このまちの「強み」に磨きをかけていくことが必要です。

## 若者も女性も高齢者も皆が出番

今回、見直しをする「基本計画」は、合併時の思いであった「先人や今の人が大事に育て、今を支える、人、生活、自然、歴史、文化という“地域の資源”を共有財産として活用し、今住んでいる人も、これから住む人も、育った人も、『この京丹後市の市民であること』に誇りを持てるようなまちづくりをすること」を軸として、策定するものです。

しかし、これは、決して“たやすい”ことではありません。

だからこそ、若い人もお年寄りも、男性も女性も、子どもも大人も、今まで以上にまちづくりの舞台への“出番”が増え、「多様な市民の個性や力を結集したまちづくり」を進めることが大切です。



ここに掲げる「5つの重点項目」は、この基本計画の期間において、市政運営の基本的・重点的に取り組むべき分野を指し示したものです。

この京丹後<sup>まち</sup>で生きていくため、そして未来へつないでいくため、京丹後市は、この「5つの重点項目」に軸足を置き、“あるもの探し”の視点で、新たなまちづくりのステージへと歩みを進めることとします。

## 【地域づくり】

### 《1》 地域が元気に“輝く”、市民主役のまち

『光り輝くまち』をつくり上げるために、“地域力”を高めることが必要です。

過疎化や高齢化が進み、集落自治の維持・継続が困難な状況になりつつある中で、地域集落が有する様々な機能を補完し合うような新たな地域自治の仕組みづくりを検討する必要があります。

また、「長寿のまち」にふさわしい健康で安心して暮らせる地域づくりをさらに進めるため、「保健」、「医療」及び「福祉」が連携した「地域包括福祉・医療体制」の整備などを促進させなければなりません。

さらに、地域が有するたくさんの宝を磨き上げ、誇れるまちづくりを進めるためには、「若者」、「女性」、「高齢者」など多様な人々が主役になって活躍できるまちをつくることが重要です。それぞれが持っている豊富な技や経験、たゆまない行動力や新しい発想力などを活かせる「仕組みづくり」や「支援制度」の構築が必要です。そのためにも、常に市民の“生の声”を市政に反映することが重要です。

#### **(1) 小規模多機能な自治の仕組みを検討**

過疎化や高齢化が進む中で、転出や世帯分離による核家族化が進み、限界集落数が増加（平成22年：12集落→平成27年：25集落）するなど、集落自治の維持が困難な状況になりつつあります。しかし、市内には、久美浜町域の「地区活性化協議会」や大宮南地区の「里力再生協議会」など、小学校区などの範囲で、自治会や福祉活動団体等で構成される地域運営組織が、地域の実情や課題に応じて多様な機能を担う仕組みづくりに取り組んでいる地域が多くあります。

##### **【取組みの視点】**

小規模な集落が多い本市では、上記のような仕組みづくりを市内全域的に拡大したり、充実させたりすることについて、具体的な検討を進めていきます。

#### **(2) 安心の「地域包括医療・ケアシステム」を推進**

京丹後市には、地域の医療を支える4つの病院（うち、市立病院は2か所）と21の診療所、23の歯科診療施設が補完しながら、住民の多様化する医療ニーズに応えています。

このまちでは、「医療」と「保健」、さらに「福祉」の各分野が連携した「地域包括医療・ケアシステム」の取組みにより、重度の要介護状態となっても、住み慣れた地域で“自分らしい暮らし”を人生の最期まで続けることができるまちづくりを進めています。

##### **【取組みの視点】**

このまちに住み続けるには、“診療や介護が必要になっても、いつでも、いつまで

も安心して暮らせるまち”が必要条件です。今まで以上に、地域医療体制の充実と保健・福祉分野との連携を強化します。

### **(3) 全国注目の“健康長寿地域”の特性を活かす**

長年にわたる「地域包括ケア」の取組みのほか、一人暮らしの高齢者や障害者、生活困窮者等への地域での「見守り活動」や「交流の場づくり」、また、「就労相談支援」など、行政による「寄り添いサポート」は、全国的にみても充実した福祉事業です。

また、市内各地区で実施する総合検診の中でも、特に「がん検診」は、京都府下でもトップクラスの高い受診率を維持しています。さらに、生活習慣病や重症化の予防のための「きめ細やかな保健指導・栄養指導」は、市民の健康づくりをサポートしています。

高齢者へは、地区サロンでの「出前講座」の開催や市オリジナルの「介護予防体操」の普及により、健康寿命の延伸に取り組んでいます。本市は、男性長寿世界一になった故・木村次郎右衛門氏（116歳）をはじめとして、現在も100歳以上の高齢者は、市内に75人が在住（平成28年11月1日現在）しており、“長寿のまち”として、全国から注目を集めています。

#### **【取組みの視点】**

誰もが安心して暮らすことができるために、地域全体で支え合う「見守りネットワーク」を展開します。ウォーキングや介護予防体操を通じた健康づくりや、高齢者の知識、技能、経験などを活かせるまちづくりを行い、健康で長生きできる“健康長寿地域の実現”を進めます。

### **(4) 若者、女性、高齢者など市民総活躍の地域**

平成28年度の「市民力活性化推進プロジェクト事業補助金」の申請団体数は、同年4月時点で、すでに69。また、平成26年度から始まった「コミュニティビジネス応援補助金」には、すでに19に上る個人や団体が同補助金を活用し、ビジネス手法を用いて空家を活用するなど、新たな地域づくり、仕事づくりが盛んです。

このまちには、すでに、面白いまちづくりや地域の魅力を引き出そうとしている“輝く”人々があふれています。

#### **【取組みの視点】**

「地域」をつくるのは、まさに「ひと」です。若者、女性、高齢者などが、夢と希望を持って、まちづくりや地域づくりを主体的に担うことができる“仕組み（プラットフォーム）づくり”を進めます。

### **(5) 市民の“生の声”を市政に反映し、広く発信**

市長と市民との座談会や、提案・意見箱、パブリックコメント、各種審議会、区長との懇談会など市民の“生の声”を把握、理解し、市政に反映する取組みを進めています。

また、市民役のまちづくりの取組みや、生き活きと暮らす市民の特集効果等により、<sup>フェイスブック</sup>Facebookファンが急速に増加するなど（平成27年度から平成28年度に掛け

て20%増)、本市の取組みへの関心が高まっています。

### 【取組みの視点】

市民の“生の声”を各種の計画や施策、予算等に反映させるために、「市長とフラット座談会」や「ワークショップ」などを数多く開催します。また、広報面では、本市の魅力や市民主役の地域づくりへの取組みを市内はもとより、全国や世界へも発信するとともに、「京丹後のまちづくり・地域づくり」に関して双方向のコミュニケーション環境づくりを進めます。

## 【ひとづくり】

### 《2》 若者が希望に“輝く”、「おもろい」まち

『光り輝くまち』をつくり上げるために大切なことは、“若者が希望に輝く”まちづくりを進めることです。

そのためのキーワードは「おもろい」「おもしろえ」です。このまちが、全国の若者から「選ばれる田舎」になることを目指すことが重要です。

「子育て環境日本一」の整備や「教育力」の強化、郷土愛を育む「丹後学」の充実や「伝統文化」の継承などのほか、自己実現のためのライフスタイル形成への後押し、スモールビジネスやソーシャルビジネスなどへの起業支援、「まちづくりワークショップ」の常設化など、若者世代が主役となって、まちづくりを進める仕組みづくりが必要です。

また、人材不足や後継者不足が叫ばれる中、空家を活用した移住対策などを進めることにより、人口減少スピードの緩和や次代の京丹後を担うまちづくり人材の確保が求められています。

#### (1) 「(仮称)京丹後未来会議」の創設で若者の出番

京丹後市には、光り輝く地域の資源を活かし、夢や希望をもって暮らしている若者が数多く在住しています。なかには、「市の未来を担う若者世代の交流や意見交換、研さん、さらには行動を起こしたりする場として、『(仮称)京丹後未来会議』を創設し、希望に輝く『おもろい』『おもしろえ』まちづくりを大胆に推進するべき」と主張したり希望を寄せたりする若者も多くいます。

#### 【取組みの視点】

「(仮称)京丹後未来会議」を通して、まちづくりに関する市民発のアイデアを創発し、今後進める政策の種を発見するとともに、若者の感覚や女性の感性、市外在住者等の視点を取り入れて、京丹後市の魅力の客観化・見える化を進めます。また、行政が担っていた分野や領域など（空家対策や移住促進、子育て支援、地域のにぎわい拠点づくりなど）に若者世代の出番を増やしたり、新たなビジネスの創出につなげたりしていきます。

#### (2) 歴史ある伝統芸能や芸術・文化を活かしたまち

京丹後市には、「丹後王国」と称される古代丹後の歴史や文化財、市内の各地域で伝承される伝統芸能や祭りが数多く存在します。京丹後市の歴史文化や伝統芸能の魅力を理解し、触れ合う機会を数多く提供するとともに、若者をはじめ市民が企画・

参加する芸術活動を積極的に支援しています。

#### 【取組みの視点】

京丹後市の歴史文化や伝統芸能等の魅力に触れることを通して、その継承とともに、文化や芸術的な感性が磨かれ、創造性豊かな「ひと」を輩出する環境づくりを進めます。

### **(3) 「子育て環境日本一のまち」を目指した環境整備**

「保育所のゼロ歳児受入」の体制を整え、「幼保一体型のこども園」も整備しています。「延長保育のさらなる時間延長」はもとより、「休日保育の実施」、「第三子以降の保育料無料化」、「放課後児童クラブの小学校6年生までの利用年齢拡大と利用料引き下げ」などを実施し、待機児童ゼロを維持しています。

また、子育て世代包括支援センター（はぐはぐ）を設置して、妊娠期から子育て期までにわたる切れ目ない支援を行っているほか、8か所の「地域子育て支援センター」では、育児相談や同年齢の子どもとその保護者の交流の場を提供し、利用者数は年々増加するなど、保護者の就労を手厚くサポートしています。

#### 【取組みの視点】

高校生までの子ども医療費の負担軽減なども含め、「安心して子どもを産み育てやすい環境の整備」を進めることにより、「子育て環境日本一のまち」を目指します。また、全国的にみても充実している本市の子育て環境を内外に発信することにより、移住・定住の促進にもつなげます。

### **(4) 「小中一貫教育」と郷土を愛する「丹後学」のすすめ**

就学前から中学校までの10年間を見通した「小中一貫教育」に取り組み、中学校入学時のつまずき防止とともに、「確かな学力」、「豊かな人間性」、「たくましい心とからだ」を身につけ、その後の人生を力強く生きる力を養う教育を行っています。また、「丹後学」をはじめ、地域や郷土への愛着を深め、誇りを培う教育を進めています。

市民の得意分野で教育活動をサポートする「学校支援ボランティア」は、すでに500人を超え、その取組みが文部科学大臣賞を受賞（平成25年度）しました。

#### 【取組みの視点】

地域が一体となり、職場体験等の教育活動をサポートするなど、確かな学力と豊かな人間性を育む取組みを進めます。

### **(5) 移住・Uターン支援で次代のまちづくり人材を確保**

「お試し移住体験住宅」や「移住促進空家改修支援制度」、「空家情報バンクの設置」や「移住支援員の配置」、「コミュニティビジネス応援制度」など、UターンやUターンなど移住希望者に対する支援を行っています。これらの制度を利用して、平成27年度は30世帯（49人）が、平成28年度（9月末現在）は16世帯（21人）が転入しています。

#### 【取組みの視点】

市内の「空家情報」を把握し、希望の多い「賃貸物件」の確保や市の魅力発信、晩婚・未婚対策、移住につながる「婚活」の支援、スモールビジネスやソーシャルビ

ネスへの起業支援などを図ることにより、人口減少スピードの緩和や次代の京丹後市を担うまちづくり人材の確保を図ります。

## 【ものづくり】

たくみ

### 《3》 “輝く” 匠の技と資源が集積するまち

『光り輝くまち』をつくり上げるために、“経済の活性化”が重要です。農林水産業、織物業、機械金属業、観光業、サービス業などの地域産業の振興施策や企業誘致等による雇用拡大施策を展開する必要があります。

京丹後市は、2020年には創業300年を迎える「世界に誇る“丹後ちりめん”」の生産地であり、高度な機械金属加工技術の集積地でもあります。このまちでとれるコメも野菜も魚も絶品です。

しかし、このように、小さくともキラリと輝く素晴らしい地域資源や地域産業があるにもかかわらず、まだまだ知られていません。特に、このまちで育っている子どもたちに、地域産業の実情を知ってもらうことが大切です。中高生の職場体験や学生のインターンシップなど、郷土の産業教育や情報発信にも力を入れていかなければなりません。

商工業の振興はもとより、地域資源を活用したイノベーションや起業、さらに、農林水産業の“成長産業化”が必要です。

#### **(1) 「丹後ちりめん創業300年」と「機械金属業」の成長**

「丹後ちりめん」に代表される絹織物の白生地生産量は、日本一です（351,309反：平成27年度）。また、高度な技術を誇る機械金属業が集積されており、地域経済を支えています。

##### **【取組みの視点】**

基幹産業である「織物業」や「機械金属業」のブランド力のさらなる向上を図るため、積極的な情報発信を行います。また、大学等と連携して、新たなシルク産業の創造に向け、基礎研究等を進めるとともに、2020年の「丹後ちりめん創業300年」に向けて、本市の「ものづくり産業」の成長を促進させます。

#### **(2) 経営革新や販路開拓で新事業・新産業の創出**

これまでに培われた地域産業の技術力や商品開発力と、自然環境等の豊富な「地域資源」を活かし、地域間・異業種間が交流を図ることを通して、新事業・新産業創出への機運が高まっています。

##### **【取組みの視点】**

経営革新、技術開発、商品開発、販路開拓、情報発信などへの積極的なチャレンジや、地域資源を活用した新たな事業分野への進出、新事業創出に向けた取組みを支援し、事業者の成長を後押しします。

### **(3) 人材の確保・育成、就労の促進とTWの推進**

本市には、製造業、医療・福祉（分野）、農業、建設業、観光業、サービス業、漁業など様々な就業の選択肢があるとともに、地域資源の活かし方次第で、新たなビジネスが生まれる可能性にあふれています。また、恵まれた自然環境の中で、充実した子育てや、新たなワークスタイルを構築できる魅力があります。

#### **【取組みの視点】**

後継者人材は、企業の持続的な発展に不可欠です。「企業と就職希望者のマッチング」や「U・Iターンの促進策」などを実施することにより、若者の地元就職を促し、就労の促進と雇用の確保を図ります。また、移住・定住促進とともにICTタウン化（※1）を進め、新たなワークスタイルとしての「テレワーク（※2）」を推進します。

（※1）ICTタウン：情報通信技術を活用し、あらゆる分野を情報基盤で結ぶまち

（※2）テレワーク（Telework）：情報通信機器を活用し、時間や場所の制約を受けずに、働くことができる形態

### **(4) 農林水産物の生産振興とブランド化・6次産業化**

本市は、食味ランク最高評価「特A」を西日本で最多獲得している「丹後産コシヒカリ」などの生産を中心とした京都府下最大規模の農業地域で、国営開発農地や海岸部砂丘地では、京野菜や果樹、お茶等が盛んに栽培されています。また、「カニ」や「カキ」といった海の幸にも恵まれ、近年は、トリ貝の養殖事業による高付加価値化への取組みが盛んです。

#### **【取組みの視点】**

農林水産物の活性化を目指し、生産基盤の安定化を図るとともに、農林水産物のブランド化や6次産業化など、本市の特徴を活かした「儲かる農林水産業」を推進します。また、「丹後農業実践型学舎」や「海の民学舎」の取組みなどを通じて新規就業者や後継者の確保・育成に取り組みます。さらに、里山再生や森林整備による有害鳥獣対策と優良農地の確保、漁港施設等の整備による品質・衛生管理強化を図ります。

### **(5) 食や観光の恵みを与える「世界ジオパーク」の活用**

延長8キロメートルにわたるロングビーチ（小天橋海岸から浜詰海岸までの砂浜海岸）や鳴き砂海岸で有名な「琴引浜」のほか、「立岩」や「屏風岩」などの大自然を満喫できる「ユネスコ世界ジオパーク」のスポットが豊富に存在します。この特徴ある地形や地質は、海の幸や山の幸、里の幸など「豊富な食の恵み」を私たちに与えてくれます。

さらに、海に栄養源を送り届け、季節ごとに様々な表情をみせる山々や里山風景は、日本の原風景を思い浮かべさせ、情緒にあふれています。

#### **【取組みの視点】**

本市の宝である風光明媚な自然や里山の景観を守るとともに、古代から続く歴史や文化、芸術を活かしたまちづくりに力を入れます。また、独特の地質や地勢を活用したスポーツイベントの開催や「美食のまち」の発信にも取り組みます。

## 【魅力づくり】

### 《4》 “輝く” 豊富な「食材」を活かしたまち

『光り輝くまち』をつくり上げるために、「食」の魅力を活かすことが大切です。

京丹後市は、風光明媚で豊かな自然に育まれた「食」の宝庫です。食文化が息づくまさに「食の王国」と言えます。自然、歴史、文化、気候風土に育まれた豊かな食文化を活用して、『美食観光』の推進にも力を入れる必要があります。

安全で新鮮な美味しい食材を生産し、その美味しさを全国や世界に自信をもって発信することが重要です。次代の子どもたちにも、その素晴らしさを伝えていかなければなりません。

そのためには、生産・流通・販売体制を整え、活動する団体や人材を育成し、6次産業化や京丹後産物のさらなるブランド化に取り組む必要があります。

#### **(1) 『美食観光』で「海の京都」をさらに推進**

このまちには、「カニ」や「カキ」をはじめとする海の幸、「ジビエ」や「山菜」などの山の幸、全国食味ランキングで最高評価「特A」を西日本で最多獲得している「丹後産コシヒカリ」のほか、伝統的な京野菜、さらに、ナシ、モモ、ブドウなどの果樹をはじめとして、豊富で質の高い農林水産物を生産しています。「ユネスコ世界ジオパーク」の地質が産み出す貴重な産物です。

##### **【取組みの視点】**

本市の海、山、里の豊かな自然や地域の伝統、技術、こだわりを持つ人の手によって育まれた旬の食材、安全・安心な食材を、さらに観光に活用する『美食観光』を推進します。また、「海の京都DMO」や「豊岡DMO」など、京都府や関係市町との広域的な連携体制のもと、効果的なプロモーション活動や情報発信を行います。

#### **(2) 世界ジオパークを活用し「体験型観光」を全面展開**

ユネスコ世界ジオパークに認定された山陰海岸ジオパークの豊かな自然資源が市内全域に広がり「立岩」、「琴引浜」、「夕日ヶ浦」、「久美浜湾」などの旅行者を魅了する景観スポットや、貴重な資源や地域産業を活用した「ほんまもん」の体験プログラムが充実しています。

##### **【取組みの視点】**

京丹後市の素晴らしい景観スポットへの誘導はもとより、食、歴史、文化財、産業などの地域資源を最大限に活用した、四季折々の「体験型観光」を促進します。

さらに、「美食観光」と「体験型観光」を中心に、恵まれた資源を活用・発信し、アジア圏、欧米諸国等をターゲットとしたインバウンド（※1）の促進や、2020年東京オリンピック・パラリンピックのホストタウン登録など、国内外を対象にしたスポーツ観光に取り組みます。

（※1）インバウンド（Inbound）：外国人が訪れてくる旅行のこと。日本へのインバウンドを「訪日外国人旅行」または「訪日旅行」といいます。

## 【基盤づくり】

### 《5》 “輝く” 未来に、社会の基盤を築くまち

『光り輝くまち』をつくり上げるために、全国的に格段の遅れのある高速道路や新幹線、公共交通などのインフラ整備を進める必要があります。

「都市部までの遠さ」という地理的、時間的不利を克服するために、本市のものづくり産業は、高品質の製品づくりを徹底するなど「付加価値の向上」に努めてきました。

しかし、競争がさらに激化する産業界にとって、また、インバウンドをはじめとした観光客の誘致、災害時のリダンダンシー（※1）確保など、ヒト、モノ、カネ、情報の移動・流通環境の向上のためには、交通インフラの整備は、まさに急務です。

さらに、市内や近隣自治体間での公共交通や道路、河川、橋りょう、公園など市民の日常生活を支える都市基盤や防災基盤の整備のほか、ソフト面においても、国内の他地域や外国の町、大学等高等教育機関との交流や連携を進めることにより、未来の都市づくりに向けた、ハード・ソフト両面の社会基盤の整備に取り組む必要があります。

（※1）リダンダンシー（redundancy）：「冗長性」、「余剰」を意味する英語。国土計画上では、自然災害等による障害発生時に、一部の区間の途絶や一部施設の破壊が全体の機能不全につながらないように、予め交通ネットワークやライフライン施設を多重化したり、予備の手段が用意されている様な性質を示す。

#### **（1）山陰近畿自動車道・山陰新幹線の早期実現**

平成 27 年 7 月に京都縦貫自動車道が全線開通し、平成 28 年 10 月には山陰近畿自動車道・野田川大宮道路が開通しました。これによって、京丹後市が全国の高速道路ネットワークとつながり、本市へのアクセスが飛躍的に向上しました。

開通後は、観光客が大幅に増加するなど、その効果が表れています。さらに延伸される「山陰近畿自動車道の早期実現」に大きな期待が寄せられています。

また、「山陰新幹線」など日本海側を走る超高速鉄道の実現を展望した「調査・要望活動」を展開しています。

##### **【取組みの視点】**

高速道路網や高速鉄道網の整備など、さらなる交通アクセスの向上に向けて、関係自治体と一緒にあって国会議員や国等に要望活動を展開するなど、都市部との時間的短縮の実現に取り組めます。また、市内の「ヒト」「モノ」「カネ」「情報」を円滑に流通させるための基盤となる「生活幹線道路網」の整備を推進します。

#### **（2）ますます需要高まる「公共交通充実」に対応**

「上限 200 円バスの運行」や「高齢者片道上限 200 円レールの試行」、また、「EV 乗合タクシーの配備」や「ささえ合い交通（ICT による配車システムを活用した NPO のタクシー）の導入」などにより、市内の公共交通空白地は徐々に解消されつつあります。今後はさらに、少子高齢化への対応や日常生活の利便性向上、観光の誘客促進など、ますます公共交通の需要が高まることが予想されます。

### 【取組みの視点】

新バス路線やバス停留所の増設、駅舎改修など駅機能の強化、魅力的な列車へのリニューアル、便利な運行時刻への改定など、公共交通機関の魅力や利便性の向上を図ることにより、引き続き、公共交通空白地の解消等を図ります。

## **(3) 市民の命を守る防災や防犯の強化**

本市では、「京丹後市地域防災計画」に基づき、地域を守る消防団活動への支援や市民向けの救命講習会、防災訓練を定期的に行うほか、建設業界等の防災関係機関との連携を図ることにより、消防・防災体制を強化し、かけがえのない市民の命を守る活動を進めています。

防犯・交通安全面では、「日本で第1級の安全で安心を感じられる住みよいまちづくり」を目指して、防犯ボランティア活動等の充実を図り、刑法犯認知件数の減少に結び付けています。

### 【取組みの視点】

市民が安心して生活できる環境を目指し、災害を未然に防ぐためのインフラ整備や大規模災害時の迅速な対応等による「災害に強いまちづくり」を進めるとともに、犯罪や交通事故が未然に防止できる体制づくりを進めます。

## **(4) 魅力的な都市空間の創出と街なみ景観の保全**

魅力的な都市空間を創出し、だれもが働きやすく住みやすい生活環境を築くため、「京丹後市都市計画マスタープラン」に基づいた土地利用計画の推進と都市施設整備の検討を進めています。また、「豪商稲葉本家」を中心とした久美浜一区や夕日ヶ浦として有名な浜詰地区などでは、歴史的、文化的な趣を感じられるような街なみ景観の保全にも取り組んでいます。

### 【取組みの視点】

商業地や居住地の拡散の抑制、基幹産業の振興と工業機能の強化を目指し、それぞれの用途に応じた適切な土地利用計画を推進します。また、うるおいのある住環境や都市公園・憩いの場などの整備により生活環境を向上させるとともに、地域の個性を活かした街なみ景観の形成と自然環境の保全・共生を図ります。

## **(5) 「多文化共生」等で“ソフト面”の社会基盤整備**

このまちには、540人の外国人市民(永住者や技能実習者など)が生活しています。平成26年秋、米軍経ヶ岬通信所(丹後町)に米軍TPY-2レーダーが配備され、約160人の米軍関係者も市内に居住しています。こうした国際化の進展や人口減少社会などに対応するため、本市では「多文化共生社会(※1)」の形成に取り組んでいます。

また、国内外の友好都市と交流を図ったり、京都府北部5市2町がひとつの圏域を形成して地方創生に取り組んだり、また、大学等の高等教育研究機関と一緒に地域課題を研究したりするなど、他地域や他団体と多様な交流を深めることを通して、まちや社会の「ソフト面での基盤づくり」を進めています。

(※1) 多文化共生社会：国籍、民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生活できる社会。

### **【取組みの視点】**

外国人市民との交流機会を多く設けることはもとより、日常生活や教育現場、就労現場、また、公共施設の利用時や災害時における対応など、「多文化共生社会の浸透」を図ることにより“ソフト面”の社会基盤整備を進めます。

また、平成27年のケネディ駐日米国大使の本市訪問に伴う米国の関係地域との新たな交流など（友好都市の締結など）を通じて、文化面や経済面における交流だけではなく、国際的視野を持った人材の育成などにも取り組めます。

## **(6) 効率的・効果的な行財政運営**

普通交付税の合併特例措置が段階的に終了し、有利な起債である合併特例債も平成31年度までとなっています。

合併特例措置の終了後も行政サービスを安定的・継続的に提供していくため、「行財政改革」に取り組んでいます。

### **【取組みの視点】**

将来にわたって安定した行政サービスを提供していくため、自主財源の確保に努めるほか、補助金や公共施設の見直しなどの「行財政改革」を進めることにより、持続可能な行財政運営を行います。

さらに、予算の内容や財政状況を、引き続き市民に分かりやすく公開することで、財政運営の透明性を確保するとともに、限られた財源の中で常に市民ニーズを的確にとらえた取り組みを進めます。

## 第2部 まちづくり『29の施策』（抜粋）

### 目標.1 歴史・文化、地場産業等の地域資源を活かしたまち

#### <観光>

## 施策 4 滞在型観光・スポーツ観光の促進

#### 施策の目的

地域の資源や魅力を磨き、年間を通じた交流人口の増加と滞在促進による本市経済の持続的な発展を図ります。

#### 現状と課題

##### 【現状】

- ・本市の観光形態は、夏季の海水浴、冬季のカニを軸とした「二季型観光」となっています。
- ・豊富な食をはじめ、ユネスコ世界ジオパークに認定された山陰海岸ジオパークの自然景観、温泉、歴史・文化などの観光資源に恵まれるなど、観光エリアは市全域に広がっています。
- ・観光客は京阪神地方からの来訪が多く、日帰りまたは一泊の短期滞在が中心となっています。  
＜観光入込客数：2,193,385人、日帰り客：1,811,719人、日帰り比率：約83%（H27年）＞
- ・高速道路網の整備や「海の京都」の取組効果などにより、観光入込客数は増加していますが、宿泊客数や外国人宿泊客数の伸びは低い状況にあります。  
＜観光入込客数 H25年：1,758,624人→H27年：2,193,385人＞  
＜宿泊客数 H25年：345,162人→H27年：381,666人＞  
＜外国人宿泊客数 H25年：1,303人→H27年：2,129人＞
- ・本市及び市観光協会が参画する海の京都DMOが設立され、海の京都観光圏における広域連携、民間視点によるマーケティングやプロモーションに取り組んでいます。
- ・自然豊かな観光資源を活かしたスポーツイベント（丹後100kmウルトラマラソン、丹後半島ラリー、TANTANロングライド、サンセットビーチラン、ドラゴンカヌー大会、丹後大学駅伝など）の開催により、本市の魅力を発信し、参加者の増加及びリピーターの確保を図っています。  
＜スポーツイベント参加者数 H25年：12,000人→H27年：12,686人＞
- ・2020年東京オリンピック・パラリンピックに向け、外国との交流を進めるホストタウンの取組みを始めています。

##### 【課題】

- ・豊富で質の高い食の魅力に磨きをかけ、戦略的に観光へ活用することです。
- ・ジオパークなどの豊かな自然環境や地域資源、四季折々の魅力を積極的に活用・展開することです。
- ・魅力的な体験プログラムやツアーを作ることによって滞在時間や宿泊客数を拡大し、地域経済効果を高める滞在型観光を促進することです。
- ・広域連携による一体的なプロモーションなど、効果的に観光情報を発信することです。

- ・国内旅行者数が減少する中、大幅に増加している訪日外国人旅行者を積極的に誘客するとともに、受入れ態勢を整えることです。
- ・海の京都DMOや豊岡DMOなどと緊密な連携を図りながら、市内での観光推進体制及び取組みを強化することです。・「スポーツ観光」という考え方を市民や地域に広めるとともに、地域ぐるみで本市の自然豊かな地域特性を活かしたスポーツ観光施策を展開することです。

## 施策の目標

- ・観光客に対して、豊富な食をはじめ、ユネスコ世界ジオパークなどの貴重な自然、悠久の歴史・文化、温泉等の魅力を効果的に発信することにより、四季を通じた交流人口や宿泊客数の増加を図ります。

## めざす目標値

指標名	単位	計画策定時（H26）	現状値（H28）	目標値（H36）
観光入込客数（年）	万人	176（H25）	219（H27）	240
宿泊客数（年）	万人	35（H25）	38（H27）	55
外国人宿泊客数（年）	人	1,303（H25）	2,129（H27）	10,000
スポーツイベント参加者数（年）	人	12,000（H25）	12,686（H27）	18,600

## 施策の主な内容

### ①食の魅力を活かした「美食観光」の推進

- 豊富で質の高い食の魅力を磨き、観光での活用を推進します。
- 「美食のまち」の戦略的な発信により、誘客を促進します。

### ②地域資源や四季折々の魅力を活かした滞在型観光の促進

- ユネスコ世界ジオパークに認定された山陰海岸ジオパークの保護・保全と活用に努めます。
- 自然や文化等の地域資源を最大限に活かした四季折々の体験型観光を提供します。
- 「海の京都観光圏」の認定を踏まえ、区域内の関係者と連携し魅力ある観光地づくりを進めます。

### ③外国人旅行者等の誘致と受け入れ態勢の充実

- 観光需要の高まるアジア圏、欧州等をターゲットに外国人旅行者の積極的誘致に取り組みます。
- 海の京都DMOや豊岡DMOなど広域連携によるインバウンドの取組みを強化します。
- 教育旅行、外国人旅行者等の受入れ態勢整備や、事業者等の受入れ機運の醸成に努めます。

### ④スポーツ観光の推進

- スポーツイベントや2020年東京オリンピック・パラリンピックのホストタウン等の取組みを通じて他地域の人々との交流を呼び起こし、異なる国々や地域間の相互理解を深め、年中にぎわう地域の活性化に取り組みます。
- 地域の自然豊かな地域特性を活かした魅力あるスポーツイベントの誘致・支援を行い、交流人口の増加を推進します。

○スポーツイベントの運営を支える体制の構築に取り組みます。

#### ⑤観光情報の効果的な発信

○海の京都DMOや豊岡DMOなど、広域連携による効果的なプロモーション、情報発信に努めます。

○観光客のニーズを把握し、テーマ・ターゲットを絞り込んだ効果的な情報発信に努めます。

○交通アクセスの向上や特色ある観光資源、施設、イベントなどの積極的な情報発信に努めます。

#### ⑥観光推進体制の整備

○海の京都DMOにおける京都府及び関係市町との広域的な連携と取組みの強化に努めます。

○海の京都DMOと市観光協会（海の京都DMO京丹後地域本部）相互の役割と取組みの方向性を確立し、市観光協会を中心としたプラットフォームによる、観光推進体制の強化を図ります。

○観光事業者、観光関係団体等が相互に連携して、観光の振興に関する取組みが進められるよう総合調整や支援を行います。

#### ※市民主役と協働の視点

○地域の資源を磨き、観光誘客につなげるためには、市民や事業者が、市外在住者に対して、豊かな自然や食材に自信をもって発信することが必要です。

○市内事業者や市民は、おもてなしの心をもって観光客に接することが求められています。

.....

#### ■関連する個別計画

○第2次京丹後市観光振興計画（平成25年6月）（再掲）

○京丹後市新経済戦略（平成25年9月）（再掲）

○京丹後市スポーツ推進計画（平成26年3月）

#### ■関連する主な事業

○観光協会等支援事業

○インバウンド推進事業

○美食観光のまち推進事業

○地域活性化支援事業

○ジオパーク推進事業

○日本一の砂浜海岸づくり推進事業

○観光宣伝事業

○ほんもの体験観光のまち推進事業

○観光の魅力づくり推進事業

○海の京都推進事業

○スポーツのまちづくり推進事業

## 7 「海の京都観光圏」計画概要

### 海の京都観光圏

平安の都人が憧れた桃源郷  
はるか昔、大陸から日本にもたらされた先進的な文化や技術(“知”)が、豊穡にたどり着いた「海」。京の都の歴史を継ぎ、京の都を再んた「もうひとつの京都」

**【観光圏の区域】**京都市福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、与謝郡伊根町、与謝郡与野町

**【観光圏整備計画の期間】**平成26年4月1日～平成31年3月31日

**【主たる潜在促進地区】**天橋立潜在促進地区、夕日ヶ浦潜在促進地区

**【数値目標の設定(平成25年度→30年度:主たる潜在促進地区)】**

(天橋立潜在促進地区) 来訪者満足度:10%増、来訪者旅行消費額:470,000万円→564,000万円、宿泊数:175千人→210千人  
宿泊者のリピーター率:10%増、潜在プログラム参加者数:673人→860人、潜在プログラム満足度:10%増

(夕日ヶ浦潜在促進地区) 来訪者満足度:10%増、来訪者旅行消費額:164,000万円→196,800万円、宿泊数:116千人→140千人  
宿泊者のリピーター率:10%増、潜在プログラム参加者数:2,102人→2,690人、潜在プログラム満足度:10%増

**【観光地域づくりプラットフォーム】** 公益社団法人 京都府観光連盟

**【国の支援及び特例内容】**

認定観光圏案内所、  
旅行業法特例、道路運送法特例

#### 主たる潜在促進地区の取組

- ・広域観光魅力創造事業(H26-30)
- ・観光案内、観光情報の提供事業(H26-30)
- ・宿泊施設改良、来訪者応接対応向上(H26-28)
- ・高速道路、京都舞鶴港からのアクセス整備(H26-30)
- ・「食」関係支援事業(H26-30)等



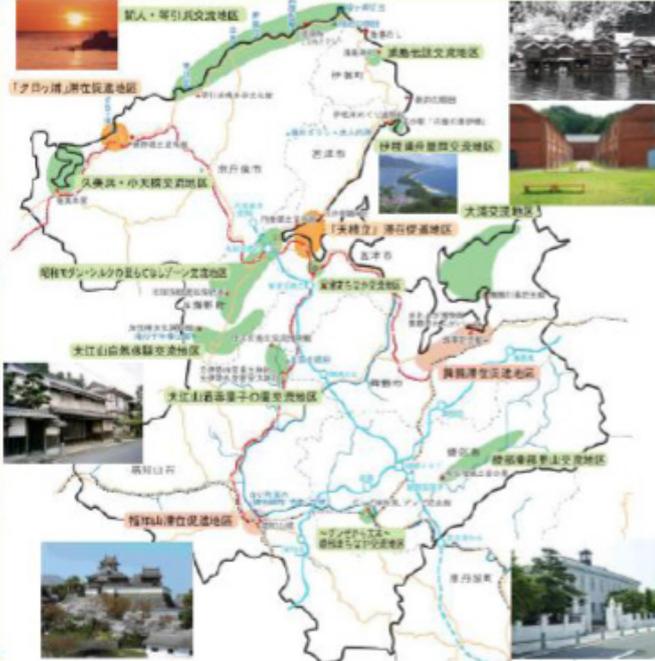
#### 主たる潜在促進地区を起点とした潜在プログラムの取組

ジオパークに代表される自然資源や、タニハの伝説、豊受神社の舞台となった天橋立と古代のものづくりの遺跡が累積している夕日ヶ浦の2地区を中心とした歴史ロマンを体感する潜在プログラムを提供します。

- ・日本最古!天橋立パワースポットめぐり
- ・天橋立三所詣と二大展望所めぐり
- ・山陰海岸ジオパーククルージング体験
- ・山陰海岸ジオパークウォーキング体験等

#### 潜在交流型観光の取組

地域の誇りとなる地域資源を見出し、地域資源を活用した「住んでよし」を牽引するため、将来的に円滑かつ持続的、かつ自立的に取組めるよう、専門家の助言も得つつ、地域資源再発掘、住民参画、潜在コンテンツの作成等のノウハウ伝授と実践に取り組む



#### 交流地区の取組

- 舞鶴潜在促進地区  
港を中心とした赤れんが倉庫等の資源を活かした潜在プログラム等の企画、造成、販売、人材育成、プロモーション
- 福知山潜在促進地区  
福知山城を起点とした城下町の散策やスイーツの食べ歩きなど、潜在プログラムの造成
- 伊弉湍舟屋群地区  
舟屋やその他の観光資源の掘り起こし、潜在プログラムの造成、観光人材の育成
- 阿波モダンシルクの里もてなしゾーン地区  
ちりめん街道を中心とした地域資源の再認識及び掘り起こし、潜在コンテンツの造成
- 綾部まちなか地区  
近代化遺産として認定されたガンゼ博物館を中心としたまちなか潜在プログラムの造成
- その他の地区  
大浦地区(農・漁業)、宮津まちなか地区(城下町)、商人・寄引派地区(ジオパーク)、久美浜・小天橋地区(城下町)、湯島伝説地区(伝承)、大江山自然体験地区(大江山神峰)、大江山湯宮重子の里地区(鬼伝説)、綾部東部里山地区(水郷・里山)

#### 住民に対する意識啓発取組

- ・地域住民セミナー&ワークショップ
- ・地域情報コンシェルジュ創設等

#### ワンストップ窓口機能取組

ワンストップ窓口として観光案内所の整備・充実

- ・窓口:天橋立観光協会/KTR天橋立駅構内
- ・京丹後市観光協会/KTR福野駅構内
- ・舞鶴観光協会/舞鶴赤れんがパーク内

## 8 「海の京都」京丹後市マスタープラン



### 目次

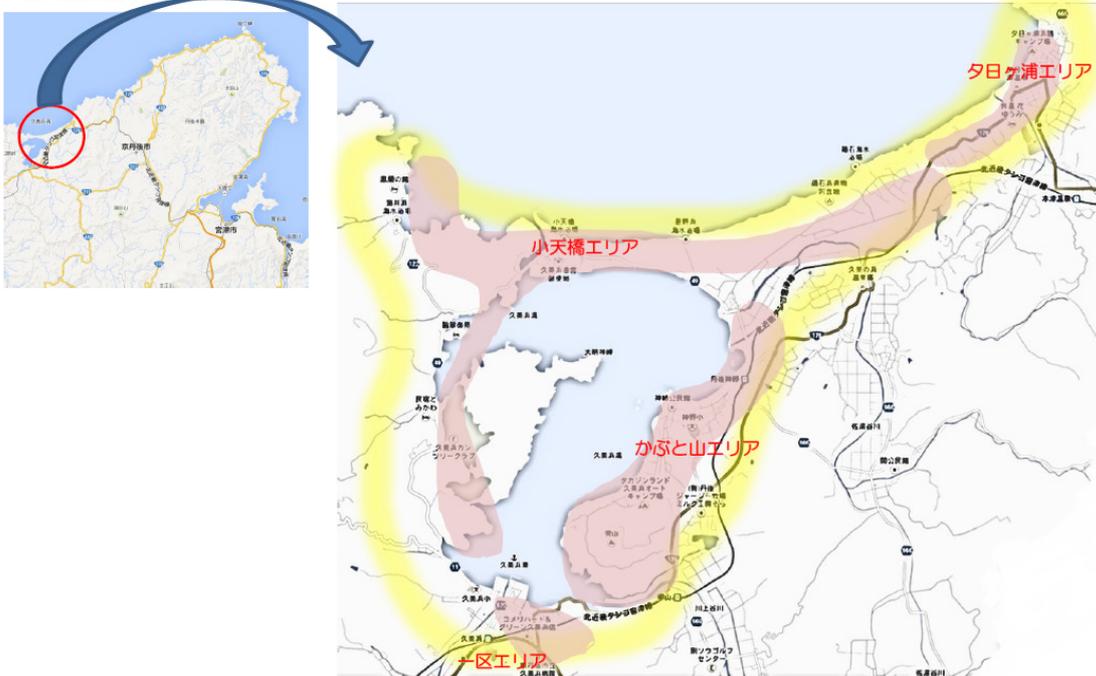


はじめに

1	重点整備地区のエリア	1
2	整備の基本方針	2
3	観光関連サービス業等の創出	3
4	民間施設・建物等の整備	6
5	観光関連施設等の整備	8
6	公園・海岸の整備	10
7	道路の整備	12
8	海の京都観光圏整備計画に基づく交流地区の整備等	14

## 1 重点整備地区のエリア

本市の戦略拠点である浜詰（夕日ヶ浦温泉）・久美浜エリアにおいて、地勢やそれぞれに異なる観光資源、歴史的・文化的特殊性などを踏まえ、夕日ヶ浦エリア、かぶと山エリア、小天橋エリア、一区エリアの4エリアをもって重点整備地区として定める。



2

## 2 整備の基本方針

～癒し・感動・物語～ 『極上のふるさと京丹後』

### 【整備方針】

- ① 京丹後の「食」について、世界最長寿の木村次郎右衛門さんをはじめ、多くの百寿者（百歳以上の高齢者）の健康の源であるという付加価値の創出や、食の宝庫としてのブランド化を進める  
『癒しの食』
- ② 海・山・温泉などジオの恵みである自然環境を活用したアクティビティ（旅先での遊び・運動など）の場の整備や、感動的な朝日・夕日を活用した観光商品づくり、花いっぱい運動などによるおもてなしの心あふれるまちづくりを進める 『感動の体験』
- ③ 古代丹後王国の原像ともいえる由緒ある神社や、海を介して交易で栄えた街並みなど、土地の歴史的背景を意識し、観光資源として磨きをかけ、訪れる方の情緒に訴えるまちづくりを進める  
『物語のあるまちづくり』



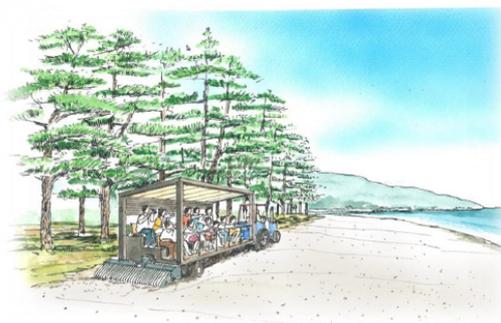
①×②×③ = 滞在力アップ

3

### 3 観光関連サービス業等の創出

【夕日ヶ浦エリア】

- ・砂浜を活用した体験観光商品の企画・開発〔民〕  
美しい砂浜海岸を最大限に活用し、トラクターバス等の体験観光商品を企画・開発し、提供する
- ・木津温泉駅とエリア内を結ぶまちなか周遊バスの運行〔民〕  
駅からエリア内へ定期的にバスを走らせ、アクセスの向上を図るとともに、宿だけでなく、まちなかの観光スポットを巡ることができる仕組みをつくる
- ・『海の京料理（仮称）』の企画・開発〔民〕  
日本料理のブランドのひとつとして確立されている「京料理」（＝陸の京料理）に匹敵する、地元の農産物・海産物を使った『海の京料理（仮称）』を企画・開発し、北部地域ならではの新しい「食」ブランドを確立する



▲トラクターバスイメージ

【小天橋エリア】

- ・『漁師めし（仮称）』の企画・開発〔民〕  
湊漁港で水揚げされた地物の海産物を使い、『漁師めし（仮称）』を企画・開発し、漁師町ならではの特徴的な「食」ブランドを確立する
- ・蒲井・旭地域振興計画に基づく事業の推進〔市、民〕  
「京丹後市蒲井・旭地域振興計画」に基づく事業を推進し、蒲井・旭地域の振興を図る

4

【一区エリア】

- ・久美浜湾を活用した体験観光商品の企画・開発〔民〕  
波が穏やかで安全な久美浜湾の特徴を最大限に活用し、カヌー、丸子船、屋形船、遊覧船等の各種体験観光商品を企画・開発し、提供する



▲屋形船イメージ

【夕日ヶ浦エリア・小天橋エリア】

- ・サンセットクルーズの運航〔民〕  
日本海に沈む夕日と自然が織り成す造形美を船上から眺める観光商品を作り、夕日を生かしたここならではの体験を提供する

【小天橋～一区エリア】

- ・遊覧漁船の運航〔民〕  
漁船（和船）を使い、久美浜湾内を周遊できる観光商品を作り、漁村ならではの体験を提供する  
また、小天橋～一区エリア間を結ぶ交通手段のひとつとして漁船（和船）を運航し、「湾の道」を整備する

【全エリア】

- ・年間を通じてにぎわう日本一の砂浜海岸の拠点づくり〔市、民〕  
スポーツ・散歩・読書・昼寝など、砂浜海岸を満喫できる様々なビーチ活用法（ビーチライフ）を提案し、年間を通じて人々が集いにぎわう日本一の砂浜海岸の拠点づくりを進める
- ・京丹後式健康滞在プランの企画・開発〔民〕

5

豊富な温泉資源（癒し）と、自然を生かしたアクティビティ（運動）、質の高い食（長寿の源）を組み合わせた滞在プランを提案する

・ **パワースポット巡りプランの企画・開発**〔民〕

歴史的遺産や自然景観の中で「パワースポット」と呼ばれる場所を巡り、心の充足を図る滞在プランを提案する

・ **菓祖神「田道間守」の伝承を生かしたスイーツ企画・開発**〔民〕

橋地域（網野町）に伝わる「田道間守」の伝承を生かし、「田道間守によって不老不死の香菓が持ち帰られた地」「お菓子発祥の地」というストーリーにのせた、豊富な地元産果物を使ったスイーツを作り、宿泊施設・飲食店等のデザートやお土産品として提供する

・ **自転車のレンタサイクルシステム**〔民〕

拠点間で乗り捨て自由なレンタサイクルシステムを作り、移動を観光資源化する

・ **遊覧船の試験運航**〔市、民〕

外海（日本海）を走る遊覧船の試験運航の取り組みなど、商品化に向けた検討を行う

6

## 4 民間施設・建物等の整備



【夕日ヶ浦エリア】

・ **エリア内道路の無電柱化及び舗装の美装化**〔施設管理者〕

市道牛場本線の無電柱化及び舗装の美装化を行い、景観の向上と夕日広場（仮称）への導線を整備する  
また、その他の路線についても順次、無電柱化及び舗装の美装化を進める

・ **ハタヤカフェ**〔民〕

京丹後の一大産業である「機業」を観光資源化し、機屋の施設を活かしたカフェやショップを整備し、丹後の文化に触れてもらうとともに、ちりめんの町としてのPRを行う

【一区エリア】

・ **エリア内道路の舗装の美装化**〔府〕

府道11号香美久美浜線（久美浜小学校～十楽交差点）及び府道122号久美浜気比線（土居交差点～久美浜駅前）の舗装の美装化を行い、情緒あふれる街歩きのメインストリートとして整備する

・ **街並み整備**〔民〕

「久美浜一区街並み環境整備事業」により進めてきた街並み整備を引き継ぎ、「豪商稲葉本家」を核とした城下町の風情あふれる街並みづくりを進める



▲久美浜の街並みイメージ

・ **旧久美浜庁舎、東稲葉邸等、歴史的建築物の活用**〔民〕

久美浜らしい歴史的な建物を利用し、『久美浜の歴史館・未来館（仮称）』や丸子船の船着場等を整備する

7

【小天橋エリア】

・ **エリア内道路の舗装の美装化**〔市、民〕

全国的にも珍しい狭いエリアに密集した約60軒の民宿群が建ち並び通り（市道湊宮線）を観光資源として生かすため舗装の美装化を検討する

【小天橋エリア・一区エリア】

・ **空き家等を利用した立ち寄り処の整備**〔民〕

街歩きルート上に点在する空き家を休憩所や無人販売所等として整備し、街歩きの魅力向上を図る

【夕日ヶ浦エリア・小天橋エリア・一区エリア】

・ **街並みに灯籠を配置**〔民〕

通りに灯籠を配置し歴史的な情緒を感じさせる街並みを作る

【全エリア】

・ **花いっぱい運動の実施**〔市、民〕

植樹や花壇の設置などによる花いっぱい運動を推進し、おもてなしのまちづくりを進める

・ **魅力ある景観形成**〔民〕

周辺地域の景観に配慮した修景を進める



▲小天橋街並みイメージ



▲街並み灯籠イメージ

8

## 5 観光関連施設等の整備

【夕日ヶ浦エリア】

・ **夕日公園の整備**〔府、市〕

街並み景観のひとつを構成する夕日公園を公園周辺部も含めたデザインに沿う形で整備する

【小天橋エリア】

・ 『海の学習館（仮称）』の整備〔民〕

湊小学校跡を利用し、漁具の展示等を行い、立ち寄り処のひとつとし、街歩きの魅力向上を図る

・ **大向展望台整備**〔府、市〕

小天橋が一望できる絶景の立ち寄り処である大向展望台の安全性と眺望の確保をし、効果的な施設利用を図るための周辺整備を行う

・ **四神ヶ嶽（じじら）山山頂整備**〔民〕

小天橋が一望できる絶景の立ち寄り処として展望所等の整備を検討する

・ **マリンプラザ（京都府漁業協同組合湊支所直営施設）の活用**〔民〕

漁師町の象徴として、海産物のお土産物を買える場所や立ち寄り食事処としての整備を検討する



▲じじら山からの眺め



海の京都

9

・足湯施設の整備〔民〕

立ち寄り処のひとつとして、小天橋観光協会付近に足湯施設を整備し、お土産物等の販売も行い、街歩きの魅力向上を図る

【一区エリア】

・絶景スポットの整備〔市〕

久美浜湾岸の絶景スポットを数ヶ所選定し、ベンチ等を設置する

【夕日ヶ浦～小天橋エリア】

・遊歩道の整備〔市〕

約8kmにわたる関西屈指の砂浜海岸を利用した遊歩道を整備する

【全エリア】

・誘導看板、説明看板などの整備、老朽化看板の撤去〔府、市〕

目的地までのスムーズなアクセスのための誘導看板や、情報ツールとしての説明看板を整備する

・駅のバリアフリー化及び美化〔市〕

各エリアの玄関口となる木津温泉駅・丹後神野駅・久美浜駅のバリアフリー化及び美化化を行い、駅の利便性、快適性の向上を図る

## 6 公園・海岸の整備



【夕日ヶ浦エリア】

・『夕日広場（仮称）』の整備〔市、民〕

夕日ヶ浦のシンボルとして、足湯やおしゃれなカフェ空間を作り、夕日を楽しむスポットにする

また、夕日広場（仮称）において、京丹後の農産物・海産物・加工品などを販売する「とれとれ朝市（仮称）」を企画・実施する

・『魚見山展望台（仮称）』の整備〔府、市〕

夕日ヶ浦～久美浜のエリアを一望できるスポットとして、夕日ヶ浦の宿泊街から歩いていくことができる位置にある魚見山に展望施設を整備する



▲夕日広場イメージ



▲かぶと山展望台イメージ

【かぶと山エリア】

・かぶと山公園展望台整備〔国〕

老朽化したかぶと山公園展望台の全面改修工事を行い、小天橋を一望できる観光スポットとして整備する

・展望台へのルート整備〔市〕

山の中腹に駐車場を整備し、麓から駐車場までの舗装登山道を車が通行できるよう拡幅するとともに、西側登山道の修繕を検討する。

また、駐車場から展望台までの歩行以外の移動手段（輸送手段）の整備について検討する

・かぶと山園地の環境保全対策の推進〔府、市〕

かぶと山園地内の污水处理施設の整備・改善を進め、自然公園にふさわしい良好な環境の保全を図りながら、快適で適正な利用を確保する

【小天橋エリア】

・白砂青松の再生活動〔府、市、民〕

松くい虫や立枯れにより消失した松林を再生し、「日間の松原<sup>ひま</sup>※」を復元するための松苗の植栽を行う

※「朝日（旭）」と「夕日（夕日ヶ浦）」の間を繋ぐ松並木であるため、昔から「日間」の松原と呼ばれた



▲昭和30～40年代の日間の松原

・大浜駐車場周辺整備〔府、市、民〕

小天橋海水浴場の入口である大浜駐車場の利便性や安全性を向上させるために必要な整備を行う

## 7 道路の整備



【夕日ヶ浦エリア】

①国道178号：観光拠点を繋ぐ主要道として、引原峠の雪対策を検討する〔府〕

【小天橋エリア・かぶと山エリア】

②府道久美浜湊宮浦明線：久美浜湾岸道路の拡幅改良を行い、観光拠点を繋ぐ主要道として大型観光バス等が通行できるよう整備する〔府〕

③市道葛野箱石線（箱石バイパス）：取付道路の拡幅を行い、観光拠点を繋ぐ主要道として整備を推進する〔市〕

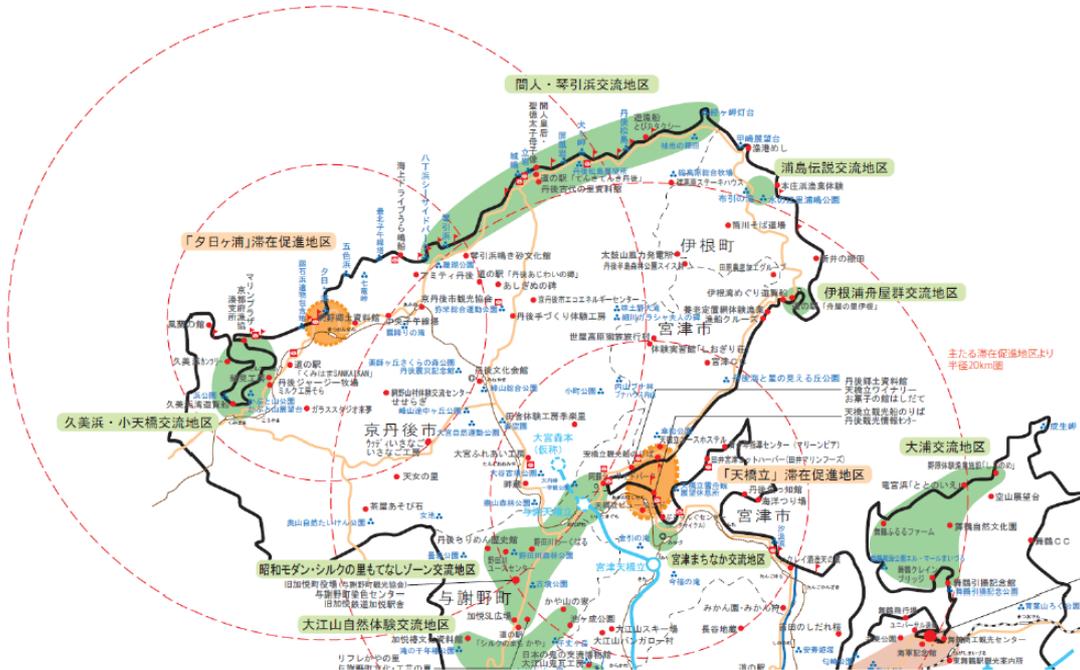
【かぶと山エリア・一区エリア】

④国道178号：十楽バイパスを新設し、観光拠点を繋ぐ主要道として整備する〔府〕

## 8 海の京都観光圏整備計画に基づく交流地区の整備等



本市の戦略拠点である重点整備地区（夕日ヶ浦エリア、かぶと山エリア、小天橋エリア、一区エリアの4エリア）の整備に続き、海の京都観光圏整備計画に基づき、間人・琴引浜交流地区について、滞在型観光の推進に資する環境整備を進める。また、「夕日ヶ浦」滞在促進地区、久美浜・小天橋交流地区、間人・琴引浜交流地区が一体となり、エリアを超えた連携を強化し、周遊を促すモデルコースの作成や各エリアの特色を活かした地域資源の情報発信等に取り組む。



## 9 観光関連の補助制度・関係法令

### (1) 補助制度等

#### ①京丹後市観光の魅力づくり推進事業補助金

要綱等の名称	京丹後市観光の魅力づくり推進事業補助金交付要綱			
趣旨	京丹後市の美しい自然や景観、歴史、文化、産業等豊かな資源を活かした個性ある観光地づくりを推進するため、市内で実施される観光の魅力づくりに寄与する事業に対し補助金を交付する。			
対象者	団体等			
対象事業	(1) 温泉源掘削、維持管理及び配湯施設整備事業 (2) 環境保全整備事業 (3) 誘客施設等整備事業 (4) 誘客・宣伝事業 (5) その他観光の魅力づくりに寄与する公共性、公益性のある事業			
対象の範囲等	事業区分	補助対象経費	補助率	補助限度額
	温泉源掘削、維持管理及び配湯施設整備事業	温泉源の改修工事(増掘含む。)、配管の改修その他必要と認められる工事に関する経費。(予備ポンプの整備も含み、温泉源掘削は利用温泉の枯渇に伴うものに限る。配管は旅館等の敷地内は対象外。)	9/10 以内 (補助の効果や受益が極めて限定的であると思慮される場合の補助率は 5/10 以内) 9/10 以内 3/4 以内 3/4 以内 9/10 以内	一の年度につき 500 万円
	環境保全整備事業	海岸清掃機器の購入・修繕及び格納庫設置・修繕に関する経費		市長が必要と認める額
	誘客施設等整備事業	公共性・公益性があると認められる観光集客施設整備・改修、修景等景観の保全整備に関する経費		(1)新規の場合 一の年度につき 1,000 万円 (2)その他の場合 一の年度につき 500 万円
	誘客・宣伝事業	誘客サイン(地域への誘導又は地域の案内看板)の設置、整備等に関する経費		一の年度につき 500 万円
その他観光の魅力づくりに寄与する公共性、公益性のある事業	観光産業の振興に資すると市長が特に必要と認める経費	一の年度につき 500 万円		
その他	借入れを起こし事業を実施する場合は、その返済期間内において一の年度につき各事業区分における補助限度額(借入れに係る利息を除く。)を限度とし、最長5年にわたり補助金を交付することができる。			
問い合わせ先	京丹後市商工観光部観光振興課 TEL 0772-69-0450			

※誘客施設等整備事業の新規企画書受付は当分の間行わない。

② 京丹後市観光業等活性化推進事業補助金

要綱等の名称	京丹後市観光業等活性化推進事業補助金交付要綱		
趣旨	市長は、多様な地域資源を活かした地域経済への波及又は地域文化の振興等、まちの活性化及び交流人口の拡大に寄与する各種大会を主催又は主管する団体に対し、補助金を交付する。		
対象者	団体		
対象事業	(1) 市内において開催される大会等であること。 (2) 大会等の関係者が市内のホテル、旅館等に宿泊し、その数が延べ100人以上となる大会等であること。 (3) 主管団体に補助金を交付する場合は、市内の団体が主催団体から当該大会等の実施について委任を受け、かつ、経理事務をつかさどる場合であること。		
対象の範囲等	補助対象経費	宿泊延べ人数	補助金額
	対象となる大会の事業費	100人以上 500人未満	10万円以内
		500人以上 1,000人未満	30万円以内
		1,000人以上 2,000人未満	50万円以内
2,000人以上		70万円以内	
問い合わせ先	京丹後市商工観光部スポーツ観光・交流課 TEL 0772-69-0470		





6 外国人観光客等受入れ環境整備事業	(4)免税店開設事業 免税販売に対応するための整備を行う事業で、当該事業に要する機器等の購入費及び設置費、印刷費その他市長が認める経費		
問い合わせ先	京丹後市商工観光部商工振興課	Tel 0772-69-0440	

#### ④京丹後市市民力活性化支援事業補助金

要綱等の名称 京丹後市市民力活性化支援事業補助金交付要綱				
趣旨	広く市民の潜在力や市民活動の活性化に貢献する活動を支援し、市民、団体及び行政の適切な役割分担と連携による地域の持続的な発展を図るため、地域の活力向上や課題解決に向けた取り組みを行う団体に対し、補助金を交付する。			
対象者	市民活動団体、NPO 法人及び企業で、次の全ての要件に該当するものとする。 (1) 5人以上の者で組織していること。 (2) 組織の運営に関する規約、会則等があること。 (3) 予算及び決算を適正に行っていること。			
対象事業	京丹後市内で実施する公益的、社会的貢献的な事業であって、団体が独自の発想や新しい視点から主体的に提案し、地域力を高めるに掲げる事業。 (1) 自然・環境の保全に関する事業 (2) 地域の福祉に関する事業 (3) 地域の安全に関する事業 (4) 青少年の健全育成に関する事業 (5) 産業・経済の振興に関する事業 (6) スポーツ・芸術の振興に関する事業 (7) 伝統文化の継承に関する事業 (8) 独身者の出会いの機会づくりに関する事業 (9) 東日本大震災への災害支援活動に関する事業 (10) その他市長が適当と認める事業 ※ただし、営利目的事業、特定の個人や団体のみが発起し、利益を受け、政治、宗教又は選挙に関する活動、施設等の建設及び整備を主たる目的とする事業、事業実施を伴わない調査又は政策立案、助成を受けている事業、公序良俗に反する事業は対象外。			
補助対象事業	補助対象経費	補助対象経費の額	補助金額	限度額
対象事業の(1)から(8)まで及び(10)	補助対象事業に係る弁報償費、旅費、燃料費、印刷製本費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、品等購入料、賃借料、工事費、活動に係る費用の合計額。ただし、補助対象経費の2分の1を超えないものとする。	15万円以上	3分の2以内の額。ただし、国、府及びそれに相当する団体の外郭事業がある場合は、補助対象経費に該当する額を除いた額の2分の2以内の額	1年度 30万円
対象事業の(9)	補助対象事業に係る品報償費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、通信運搬費、広告費、手数料、借料、保険料、使用料、賃借料、原材料費等との合計額(補助対象経費に充当する他の収入がある場合は、その収入金額を控除した額)が15万円以上のものに限る。	全額	3分の2以内の額	1年度 30万円
問い合わせ先	京丹後市市民環境部市民協働課	Tel 0772-69-0240		

⑤京丹後市街なみ修景施設整備事業補助金

要綱等の名称	京丹後市街なみ修景施設整備事業補助金交付要綱
趣旨	美しくゆとりとうるおいのある街なみの形成を目的として、久美浜一区まちづくり協定地区内において、修景施設の新築、増築、改築及び修繕をしようとする者に対して、補助金を交付する。
対象者	久美浜一区まちづくり協定地区内のうち道路・通路に面する区域で、修景基準に従い修景施設を整備しようとする者
対象事業	伝統的な街なみを復元するための家屋等の修景整備
補助金額	道路に面する部分の交付対象費用の3分の2以内の額とし、200万円をその限度額とする。ただし、補助対象区域内にあって連続する2以上の修景施設を新築、増築、改築及び修繕する場合は、当該限度額を1施設当たり250万円とする。
問い合わせ先	京丹後市建設部都市計画・建築住宅課 Tel 0772-69-0530

⑥京丹後市街なみ環境整備事業協議会活動費補助金

要綱等の名称	京丹後市街なみ環境整備事業協議会活動費補助金交付要綱
趣旨	美しくゆとりとうるおいのある住宅地区の形成を目的として、街なみ環境整備事業制度要綱(平成5年4月1日付け建設省住整発第27号。以下「制度要綱」という。)第2第4号に定める協議会活動助成事業を実施するため、当該協議会等に対して、補助金を交付する。
対象者	市が定めた街なみ環境整備促進地域に係る地区内権利者等により構成され、かつ、区域の良好な街なみの形成方針等に係る検討を行う協議会等の代表者
対象事業	(1)良好な街なみ形成方針等に係る調査、研究及び立案に関する事業 ア 街なみ環境整備促進区域内の住民等の意識調査 イ 勉強会及び先進地視察の実施並びに各種資料の収集 ウ アドバイザー等による助言及び指導 エ 街なみ形成方針等の検討及び立案 (2)良好な街なみ形成方針等に係る啓発及び誘導に関する事業 ア 街なみ形成方針等の広報 イ 街なみ形成方針等に基づく街なみ環境整備事業の啓発及び誘導 ウ 街づくり協定の検討及び締結 (3)前2号に掲げる事業のほか、良好な街なみ形成方針等の検討に必要な事業
補助対象費用及び補助金額	事業の実施に要する経費のうち、別表に掲げる費用の合計額(当該合計額が100万円を超える場合は、100万円)とする。
問い合わせ先	京丹後市建設部都市計画・建築住宅課 Tel 0772-69-0530

⑦京丹後市地域振興対策事業補助金

要綱等の名称	京丹後市地域振興対策事業補助金交付要綱		
趣旨	地域の健全な発展及び自治の振興を図るため、地区又は地域住民で組織する団体が行う地域振興事業(営利目的の事業を除く。)に要する経費に対し、補助金を交付する。		
対象者	地区又は地域住民で組織する団体		
補助対象事業名	補助対象経費	補助金の額	
(1)地域コミュニティ支援事業	ア集会施設の建設又は改築事業 集会施設の建設費又は改築費(土地取得費、外溝工事費、購入費、及び改築費)を、補助対象とする。	〔建築単価(前年度の公立学校補助単価×1.25)×床面積×2/3〕の額(以下「補助限度額」という。)[補助対象経費と/3]の額の範囲内と低い額とする。	
イ集会施設増築事業	集会施設の増築費(土地取得費、外溝工事費、及び改築費)を、補助対象とする。	補助対象経費の3分度額の範囲内と低い額とする。	
ウ集会施設購入事業	集会施設の購入費(土地取得費、外溝工事費、及び改築費)を、補助対象とする。	補助対象経費の3分度額の範囲内と低い額とする。	
エ集会施設等修繕事業	集会施設の修繕費及び地区施設の外備費(ただし、100万円以上のものに限る。)	第2条第1項第3号の区域に計画を定め(以下「区域計画」という。))に於いて、補助対象経費の1/3以内の額。ただし、地区等帯日数(前年の10月1日現在における戸数)が11戸以下の場合、補助対象経費の1/3以内の額とする。	
オ集会施設等簡易修繕及び整備事業	地区が所有する施設及び整備に要する経費(ただし、1万円以上100万円未満のものに限る。)	地域まちづくりには、計画補償の他に、分ただ数現(前年の10月1日現在における戸数)が11戸以上は補助5戸以下以内の経費の額は補助2以内の額とする。	



⑧ 京都府地域力再生プロジェクト支援事業交付金

要綱等の名称	京都府地域力再生プロジェクト支援事業交付金募集要項
趣旨	地域に暮らす方々が協働して自主的に、暮らしやすい魅力的な地域にするべく工夫して活動する「地域力再生活動」に対して支援を行う
対象者	地域住民が主体的に参画し、地域力再生に取り組む団体（住民自治組織、NPO等）
対象事業	地域力の再生に資する次の事業 ・環境保全活動 ・子育て支援活動 ・共助型福祉活動 ・防災、防犯活動 ・地域美化活動 ・地域産業おこし ・地域商業の活性化 ・農村、都市交流活動 ・地域スポーツ振興 ・地域文化活動 ・地域行催事 ・その他特に認める活動
支援メニュー	交付金の交付率・交付上限額
一般プログラム 公共プログラム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・単独型（300万円以内） 交付率：府 1/3（振興協会 1/3） 交付上限額：府 100万円（振興協会 100万円）</li> <li>・プラットフォーム型（600万円以内）※対象団体：府と複数の地域団体等 交付率：府 1/3（振興協会 1/3） 交付上限額：府 200万円（振興協会 200万円）</li> </ul>
公共空間活用プログラム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・（1,000万円以内） 交付率：府 1/3（振興協会 1/3） 交付上限額：府 333万円（振興協会 333万円）</li> </ul>
移住促進プログラム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・（300万円以内） 交付率：府 2/3（振興協会 無） 交付上限額：府 200万円（振興協会 0円）</li> </ul>
問い合わせ先	京都府丹後広域振興局企画総務部企画振興室 TEL 0772-62-4300

⑨ さわやかボランティア・ロード制度（京都府）

要綱等の名称	さわやかボランティア・ロード制度要領
趣旨	京都府が管理する道路の環境美化に住民等がボランティアとして参画することにより、快適な道路環境を確保するとともに道路保全に対する住民意識の高揚を図る
対象者	定期的にボランティアで道路環境美化活動を行ってもらえる団体、地元自治会、企業等の法人など
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・府が管理する道路の一定区間で定期的に清掃や除草・植栽管理等のボランティアを行っていただくための仕組みです。</li> <li>・区間の始点と終点にボランティアの名称等を表示したサイン※を立て、社会奉仕活動であることをアピールします。</li> </ul>
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サイン※（看板）の設置、清掃用具等の貸与若しくは支給、ボランティア保険の加入等を行う</li> <li>・市に清掃回収した一般廃棄物の処理等の調整を図る</li> </ul>
問い合わせ先	京都府丹後土木事務所 TEL 0772-22-3245

## ⑩ グリーンワーカー事業（環境省）

要綱等の名称	国立公園等民間活用特定自然環境保全活動事業実施要領
趣旨	国立公園等の貴重な自然環境を有する地域において、地域の自然や社会状況を熟知した地元住民の方々をグリーンワーカーとして雇用し、各種の自然環境保全活動を実施することにより、より質の高い国立公園等の管理を推進する。
対象者	NPO、公益法人、任意団体、小企業などの地域に密着した事業者、あるいはその事業に熱意のある事業者
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 動植物の保護、保全</li> <li>・ 環境美化</li> <li>・ 景観維持</li> <li>・ 施設（登山道や園地など）の維持管理</li> <li>・ 調査（動植物の調査など）</li> </ul>
支援内容	・ 環境省の委託を受けて事業を行うこととなり、該当する事業経費は全額委託料として交付される
問い合わせ先	近畿地方環境事務所竹野保護官事務所 TEL 0796-47-0236

## （２）関連法令等

### ①京丹後市条例等

<p>○京丹後市まちづくり基本条例</p> <p style="text-align: right;">平成19年12月21日 条例第54号</p> <p>私たちの京丹後市は、新たな地方分権時代のまちづくりに対応するため、平成16年(2004年)4月に旧中郡の峰山町及び大宮町、旧竹野郡の網野町、丹後町及び弥栄町、旧熊野郡の久美浜町の6町が合併して誕生しました。</p> <p>市域は、丹後半島の美しい海岸線や清らかな河川、緑あふれる山野などの豊富な自然に恵まれ、市内各地には『古代丹後王国』の存在を思わせる古墳や遺跡が数多く分布しています。そのような環境の中で私たちは、丹後ちりめんによって代表される地場産業や、それぞれの土地に根ざした文化を育みながら地域社会を形成してきました。</p> <p>京丹後市となって新たな歴史の一步を踏み出した今、それら貴重な地域資源を活かしながら、全市一体となって、市民みんなが住みやすく将来に希望のもてるまちづくりに取り組むことが求められています。</p> <p>そのためには、自治の主役である市民一人ひとりが市政に関心を持つとともに、市民自らが考え、責任をもってまちづくりを進めていく必要があります。</p> <p>また、市民と市が、それぞれの果たすべき役割を分担し、相互に補完しながら協働して取り組まなければなりません。</p> <p>このような認識のもと、市のまちづくりの基本的なことがらを定める最高規範として、この条例を制定します。</p> <p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、京丹後市の目指すまちづくりの基本理念を明らかにするとともに、まちづくりを推進するための基本的な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 市民 市内に住む者、市内で働く者、学ぶ者、活動する者及び市内で事業を営む者をいう。</p> <p>(2) 市 市議会及び市の執行機関を含めた地方公共団体をいう。</p> <p>(3) 自治 自分たちのことは、自分たちで考え行動し、治めることをいう。</p> <p>(4) 協働 市民及び市並びに市民相互が目的を共有し、それぞれの役割と責任を担いながら、お互いに補完し協力することをいう。</p>
---

(5) 参加 まちづくりに関して、市民が意見を述べ、又は計画、実施及び評価に主体的にかかわることをいう。

(6) 情報共有 市と市民相互が、市政全般に関する情報を公開又は開示により発信し合い、相互に共通してこれを保有することをいう。

(条例の位置付け)

第3条 市は、他の条例、規則等によりまちづくりの制度を設け、又は実施しようとする場合においては、この条例に定める事項を最大限に尊重しなければならない。

2 まちづくりを総合的かつ計画的に進めていくための基本構想及びこれを実現するための基本計画(以下「総合計画」という。)並びにまちづくりに関するその他の計画は、この条例に沿って策定されなければならない。

## 第2章 まちづくりの基本理念及び目標

(まちづくりの基本理念)

第4条 まちづくりは、市民の福祉の増進と地域社会の発展を目指し、市民及び市が、自治と協働によって進めるものとする。

(まちづくりの目標)

第5条 市民及び市は、まちづくりの基本理念に基づき、次の各号に掲げるまちづくりを推進する。

- (1) 健やかで生きがいのある暮らしを実現するまちづくり
- (2) 安全で安心して暮らせるまちづくり
- (3) お互いに支え合い、助け合うまちづくり
- (4) 歴史・文化、地場産業等の地域資源を活かしたまちづくり
- (5) 美しいふるさとの自然環境を守り次代に継承するまちづくり
- (6) 次代を担う子どもたちが「学び」を通じて夢をいだき、いきいきと成長するまちづくり

## 第3章 まちづくりの原則

(情報共有の原則)

第6条 まちづくりは、市民及び市が市政全般について情報共有することを原則として進めなければならない。

(市民参加の原則)

第7条 まちづくりは、市民の参加により市民の意思を反映していくことを原則として進めなければならない。

## 第4章 情報共有

(個人情報の保護)

第8条 市は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう個人情報の収集、利用、提供、管理等について必要な措置を講じなければならない。

(情報に関する権利)

第9条 市民は、法令等で制限されるものを除き、市の保有する情報の提供を受け、又は自ら取得する権利を有する。

(情報共有するための制度)

第10条 市は、市民との情報共有を進めるため、次の各号に掲げる制度の充実に努めるものとする。

- (1) 市の情報を分かりやすく提供する制度
- (2) 市の会議を公開する制度
- (3) 市の保有する文書その他の記録を請求に基づき公開する制度
- (4) 市民の意見、提言等ができる制度

## 第5章 市民参加

(市民の権利)

第11条 私たち市民は、まちづくりの主体であり、まちづくりに参加する権利を有する。

(市民の役割)

第12条 私たち市民は、まちづくりへの参加が自治と協働を進めるものであることを自覚して、まちづくりに参加するように努めなければならない。

2 私たち市民は、まちづくりへの参加に当たり、自らの発言と行動に責任を持たなければならない。

3 市民相互は、連帯と協力を基本にして、互いの意見と行動を尊重しなければならない。

4 市民の一員である事業者は、まちづくりにおける社会参加活動に理解を深め、その活動の発展と促進に協力するよう努めなければならない。

(青少年の権利)

第13条 満20歳未満の青少年は、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参加する権利を有する。

## 第6章 市議会

(市議会の責務)

第14条 市議会は、議決機関としての責任を常に自覚し、まちづくりの展望をもって活動しなければならない。

2 市議会は、広く市民から意見を求めるよう努めなければならない。

3 市議会は、主権者たる市民に対して、議会における意思決定の内容及びその経過を説明する責務を有する。

(市議会議員の責務)

第15条 市議会議員は、議員活動を通じて自治の実現及びまちづくりの推進に努めなければならない。

2 市議会議員は、総合的な視点に立って、公正かつ誠実に職責を遂行し、市民の負託に応えなければならない。

3 市議会議員は、政策の提言及び提案に努めなければならない。

## 第7章 市長及び市職員

### 第1節 市長及び市職員の責務

(市長の責務)

第16条 市長は、市政の代表者としてこの条例の理念を実現するため、法令を誠実に遵守し、公正かつ誠実に市政の執行に当たり、まちづくりの推進に努めなければならない。

2 市長は、前項の責務を果たすため、職員を指揮監督し、人材育成に努めなければならない。

(職員の責務)

第17条 職員は、自らも地域社会の一員であることを認識するとともに、全体の奉仕者であることを自覚し、市民と協働してまちづくりの推進に努めなければならない。

2 職員は、公正、誠実かつ効率的に職務を遂行しなければならない。

3 職員は、職務の遂行に必要な知識、技能等の向上に努めなければならない。

### 第2節 財政運営

(財政運営の基本)

第18条 市長は、総合計画及び行財政改革の基本方針を踏まえ、予算の編成及び執行を行い、財政の健全性の確保に努めなければならない。

(財政状況の公表)

第19条 市長は、毎年度の予算編成から決算認定まで、市民にわかりやすい方法で公表していくことに努めなければならない。

(財産管理)

第20条 市長は、市の財産の保有状況を明らかにし、その財産の適正な管理及び効率的な運用を図らなければならない。

## 第8章 住民自治

(住民自治の定義)

第21条 住民自治とは、共同体意識の形成が可能な一定の地域において、市民自らが地域の発展のために意思決定に参加し、自ら考え行動することをいう。

(住民自治に関する市民の役割)

第22条 私たち市民は、住民自治の重要性を認識し、自ら住民自治活動に参加するよう努めなければならない。

(住民自治に関する市の責務)

第23条 市は、市民が自主的・主体的に行う住民自治活動を尊重し、必要に応じて支援するものとする。

(住民自治組織の設置運営)

第24条 私たち市民は、地域の発展、振興及び活性化を図るために、区・自治会をはじめ、市民活動団体等で構成する住民自治組織を設置運営することができる。

2 住民自治組織は、それぞれの地域の振興を図るために自ら取り組む活動方針、活動計画等をつくりその実現に努めるものとする。

3 住民自治組織は、広域的な連携に努めるものとする。

#### 第9章 市政運営

(市政運営の基本)

第25条 市は、まちづくりに関する市民の自主的、自立的な活動を尊重するとともに、国籍、性別、年齢、社会・経済的環境等にかかわらず、様々な主体がまちづくりに果たす役割を重視して、権利の保障と拡充に努めなければならない。

2 市は、計画策定、企画立案から実施及び評価に至るまでの過程において、市民が広く参加及び協働できる機会の確保に努めなければならない。

3 市は、市政について市民にわかりやすく説明する責務を有する。

(行政評価)

第26条 市は、政策等の目的と成果を明らかにするとともに、効率的かつ効果的な市政運営を行うため、行政評価の実施に努め、その結果をわかりやすく公表するものとする。

(外部監査)

第27条 市は、適正で効率的な行財政運営を確保するため、外部機関その他第三者による監査を実施することができる。

(連携及び交流)

第28条 市は、近隣自治体及びその他の機関等との情報の共有と相互理解のもと、連携及び協力に努めるものとする。

2 市は、国際交流を推進し、国際的な視野に立ったまちづくりの推進に努めるものとする。

(危機管理体制の確立)

第29条 市は、市民の生命、身体、財産及び暮らしの安全を確保するとともに、緊急時に、総合的かつ機能的な活動が図れるよう危機管理体制の確立に努めなければならない。

2 市は、市民及び関係機関との協力及び連携を図り、災害等に備えなければならない。

(子どもの育成)

第30条 市及び市民は、子どもが健やかに育つ環境をつくる責務を有する。

#### 第10章 住民投票

(住民投票)

第31条 市は、京丹後市にかかわる重要事項について、直接、市民の意思を確認するため、議会の議決を経て、住民投票の制度を設けることができる。

2 住民投票に参加できる者の資格その他住民投票の実施に必要な事項は、別に条例で定める。

3 市長は、住民投票を実施するときは、住民投票結果の取扱いをあらかじめ明らかにしなければならない。

#### 第11章 条例の改正

(条例の検討及び見直し)

第32条 市は、この条例の施行後4年以内ごとに、この条例が京丹後市にふさわしいものであり続けているかどうか等を検討し、その結果に基づき見直しを行うものとする。

2 市は、前項の規定による検討及び見直しを行うに当たっては、市民の意見を聴取するとともに、これを適切に反映させなければならない。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

○京丹後市美しいふるさとづくり条例

平成29年3月30日  
条例第15号

京丹後市美しいふるさとづくり条例(平成16年京丹後市条例第162号)の全部を改正する。  
京丹後市の海岸線は、一部港湾地域等を除き、山陰海岸国立公園及び丹後天橋立大江山国定公園に指定されており、また、丹後半島の脊梁山地は、市内を縦断する幾多の清流の源となるなど、豊かで美しい自然環境を形成し、育んでいる。

この自然環境に暮らす私たちにとっては、恵み豊かな環境を享受する権利を有するとともに、誇るべき財産として保全し、将来の世代に引き継ぐ責務を有しており、一人ひとりが環境の有限性を深く認識し、環境に接する全ての者の参加と協働によって私たちの行動及び活動全般を環境負荷の少ないものに改めていくことが求められている。

このような認識に基づき、私たち京丹後市民と関係する全ての人が協力し合い、役割を分かち合いながら、美しいふるさととの自然環境を守り次代に継承するまちづくりに努めなければならない。

この理念を遂行するために、本条例を制定するものである。

(目的)

第1条 この条例は、京丹後市の豊かで美しい環境の保全及び持続可能なまちづくりの推進並びに取組を通じた地球環境との共生のために必要な事項を定め、もって美しい自然環境を次代に継承するまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境の保全 人の行動及び活動により、豊かで美しい京丹後市の自然を保護し、及び安全であるようにすることをいう。
- (2) 持続可能なまちづくり 環境と社会・経済の両立を図り、豊かで美しい自然環境を保全し、共生を保持し、これを次代に継承していくまちづくりをいう。
- (3) 市民等 市内に居住し、勤務し、滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (4) 事業者 市内で事業活動を行う全ての者をいう。
- (5) 所有者等 市内に土地若しくは施設を所有し、占有し、又は管理する者をいう。
- (6) 環境負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境保全上の支障要因となるおそれのあるものをいう。
- (7) 地球環境との共生 地球環境とは、人の活動により気候、海洋、生物、その他広範な環境に影響を与える事態に係る地球規模の環境のことをいい、地球環境との共生とは、これを保全し、相互に持続することをいう。
- (8) ごみ等の散乱 公共の場所又は他人が所有し、占有し、若しくは管理する土地において、容器、紙くず、たばこの吸い殻、飼養動物のふん及びこれらに類するものを廃棄し、放置し、又は汚す行為をいう。
- (9) 環境共生活動推進主体 第9条に定める環境共生自主計画(環境保全並びに啓発に関する活動、及び社会的利用の促進に関する計画をいう。以下同じ。)の承認を受け、当該計画に基づき、美化、啓発及び体験の各活動を通じた美しいふるさとづくりに資する事業を行う主体をいう。
- (10) 環境共生推進地域 第9条に定める環境共生自主計画の承認を受け、自然と社会との共生を推進する地域をいう。
- (11) 特別保護区域 環境共生推進地域のうち、特に自然を保護し、社会的活用の促進を図るべき土地の区域をいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、環境の保全及び持続可能なまちづくりに関する施策を策定し、これを実施する責務を有する。

- 2 市は、全ての施策、計画の策定及び実施に当たっては、環境との調和並びに保全について十分考慮しなければならない。

3 市は、事業者、市民等が行う環境の保全及び持続可能なまちづくりに関し、その区域の自然的社会的条件に応じた支援に努めなければならない。

4 市は、市内の環境の保全及び持続可能なまちづくりに関し、市民等、事業者及び所有者等の意識の啓発に努めなければならない。

5 市は、地球環境の保全に資する施策を積極的に推進し、地球環境との共生に努めなければならない。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、環境に関する理解を深め、美化、啓発及び体験の各活動を通し自主的かつ積極的な取組の実践に努めなければならない。

2 市民等は、市が実施する環境の保全及び持続可能なまちづくりに関する施策に積極的に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、関係法令に基づく措置のほか、その事業活動を行うに当たっては、これに伴う環境への影響を未然に防止し、又は自然環境を適正に保全するために、必要な配慮に努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する環境の保全及び持続可能なまちづくりに関する施策に積極的に協力しなければならない。

(所有者等の責務)

第6条 所有者等は、市内においてその所有し、占有し、又は管理する土地若しくは施設の清潔を保持し、環境の美化及び保全に努めなければならない。

2 所有者等は、市が実施する環境の保全及び持続可能なまちづくりに関する施策に積極的に協力しなければならない。

(清潔な生活環境の確保)

第7条 何人も、みだりにごみ等を散乱してはならない。

2 何人も、道路、河川、海岸、湖沼、公園その他の公共の場所及び他人が所有し、占有し、若しくは管理する土地若しくは施設を汚さないように努めなければならない。

3 動物を飼養し、又は管理する者は、その飼養し、若しくは管理する動物が道路その他の公共の場所又は他人が所有し、占有し、若しくは管理する土地若しくは施設において排出したふんを回収し、この適切な処分に努めなければならない。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び持続可能なまちづくりの総合的かつ計画的な推進を図るため、基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めるものとする。

2 市長は、環境基本計画の策定又は改定に当たっては、あらかじめ第18条に規定する美しいふるさとづくり審議会の意見を聴かななければならない。

3 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(環境共生自主計画の承認)

第9条 市長は、一定地域内において美化、啓発及び体験の各活動を行おうとする者の定めた環境保全並びに啓発に関する活動、及び社会的利用の促進に関する計画を、これを適正と認める場合には環境共生自主計画(以下「自主計画」という。)として承認する。この場合において、一定地域は次の各号いずれかの地域を対象とするものとする。

(1) 地質若しくは地形が特異であり、又は特異な自然の現象が生じている状態を含み、これと一体となって自然環境を形成している地域

(2) 保全すべきと認められる天然植生の状態を含み、これと一体となって自然環境を形成している地域

(3) 生存する希少動植物を良好に育む環境を維持している状態を含み、これと一体となって自然環境を形成している地域

2 自主計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 土地の区域に関する事項

(2) 環境の特質、環境の保全に関する基本的な事項

(3) 美化、啓発並びに体験の各活動及び事業に関する事項

(4) 環境の保全のため、禁止又は抑制することが適当であると認められる行為

3 市長は、自主計画を承認したときは、当該自主計画の申請者を環境共生活動推進主体(以下「推進主体」という。)に認定する。

4 市長は、推進主体により自主計画に基づく活動が実施される場合にあつては、推進主体の活動を支援することができる。

(承認等の取消し)

第10条 市長は、前条第1項の承認を受けた推進主体が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認及び前条第3項の認定を取り消すことができる。

(1) 自主計画に従って事業を行っていないと認めるとき。

(2) 自主計画に掲げる事業を適正かつ確実に行うことができなくなつたと認めるとき。

(3) 偽りその他の不正の手段により自主計画の承認を得たと認めるとき。

(4) 自主計画の実施に関し必要な報告を行っていない、又は虚偽の報告を行つたと認めるとき。

(環境共生推進地域の指定)

第11条 市長は、この条例の目的を達成するため、第9条第1項の計画によって承認された地域を、環境の保全及び持続可能なまちづくりを具体化する区域であつて、社会的活用と自然的保護の共生が特に重要と認める区域として、環境共生推進地域(以下「推進地域」という。)に指定する。

2 市長は、前項の規定により推進地域を指定し、又は変更若しくは解除したときは、その区域等を告示しなければならない。

(特別保護区域の指定)

第12条 市長は、前条第1項の指定を受けた地域のうち、市長又は推進主体がその管理権限を有する区域であつて、特に重要な自然環境を保護する必要があると認める区域を特別保護区域に指定できるものとする。

2 市長は、特別保護区域において、この規定及び当該区域における自主計画の範囲内において、禁止行為に関する監視、指導を推進主体に対して認めるものとする。

3 前条第2項の規定は、特別保護区域について準用する。この場合において、同項中「推進地域」とあるのは「特別保護区域」と読み替える。

(財産権等の尊重)

第13条 環境の保全及び持続可能なまちづくりに当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、国土の保全その他の公益との調整に留意しなければならない。

(立入検査等)

第14条 市長は、第7条及び第9条第2項第4号の規定に関し、必要な限度において、当該区域に立ち入り、状況を検査し、影響を調査し、又は関係人に対する指示を行うことができる。

(指導)

第15条 市長は、特別保護区域内において、第7条及び第9条第2項第4号の規定に違反する行為を行う者に対し、行為の禁止を指導することができる。

(関係法令等の適用)

第16条 市は、この条例において行う承認又は必要となる措置を認めるときは、この条例の規定のほか、関係する法令及び条例に基づき、これを準用し、又は適用するものとする。

(地球環境保全)

第17条 市、事業者及び市民等は、それぞれの役割に応じ、かつ、相互に連携して地球環境の保全に資する行動に努めなければならない。

(審議会の設置)

第18条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項及び環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、京丹後市美しいふるさとづくり審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(審議会の所掌事務)

第19条 審議会は、この条例に基づく環境の保全に関する基本的事項、環境基本計画の管理、自主計画の承認、推進地域・特別保護区域の指定のほか、地球温暖化緩和に資する対策・気候

変動適応対策、環境資源・エネルギー活用等について、市長の諮問に応じて、必要な事項を調査及び審議する。

2 審議会は、市長の諮問に応じて、必要な事項を調査及び審議し、その結果を市長に答申するものとする。

(審議会の組織等)

第20条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、環境共生活動における推進の主体に属さない者であって、知識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前3項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(審議会の委員の任期に関する経過措置)

2 この条例の施行の日の前日においてこの条例による改正前の京丹後市美しいふるさとづくり条例第19条に規定する審議会の委員である者は、この条例による改正後の京丹後市美しいふるさとづくり条例第20条の規定にかかわらず、その委員としての任期中に限り、なお在任するものとする。

#### ○京丹後『食の王国』のまちづくり宣言に関する決議

平成28年3月25日

京丹後市は、大陸から、稲作・農耕・鉄製品の加工・機織り・酒造り・医薬などの技術がもたらされ、様々な伝説・民話、多くの古墳、水晶工房・製鉄所遺跡等、古代から人の営みがあり、丹後国として繁栄してきた地域であります。

また、風光明媚で豊かな自然に育まれ、山にはワサビ、フキ、キノコ、田畑には京丹後米、大根、カブラ、メロン、京たんご梨、海には間人ガニ、久美浜カキをはじめとした魚介、ワカメなどの豊富な食材に恵まれ、食文化が息づくまさに食の王国と言えます。

私たちは、安心・安全で新鮮なおいしい食材を作り、食べ、そのおいしさを国内外の人々に自信を持って情報発信するとともに、次世代の子どもたちにも地元食材への関心を深め、そのおいしさや素晴らしさを伝えていく必要があります。

さらに、学校・家庭・地域における食育の推進、食生活の改善など市民とともに幅広い取り組みを展開し、人と地域のつながりを深めます。

京丹後の自然、歴史、気候風土に育まれた「豊かな食文化」を活用して、農林水産業や観光業をはじめ、市の産業振興やまちづくりをさらに発展させていくことが大切です。

多くの市民の共感と協力のもと、食による地域振興をすすめることを決意し、ここに「京丹後『食の王国』のまちづくり」を宣言します。

一、京丹後の食と地域を誇りに思う心を育みます。

一、地元の安心・安全な農水産品の地産地消に努めます。

一、京丹後の「食」を国内外に発信します。

一、食によるおもてなしで、京丹後市の魅力を高めます。

一、調和のとれた食生活の実践に励み、健康長寿のまちづくりに努めます。

一、豊かな食を生かしたまちづくりに努めます。

以上、決議する。

平成28年3月25日

京丹後市議会